律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令「新旧対照条文障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法

目次

 \bigcirc

 \bigcirc

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)(抄)(第十六条関係)	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)(抄)(第十五条関係)	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)(抄)(第十四条関係)	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)(抄)(第十三条関係)	薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)(抄)(第十二条関係)	身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)(抄)(第十一条関係)	社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)(抄)(第十条関係)	医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(抄)(第九条関係)	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則(平成二十一年厚生労働省令第百五十三号)(抄)(第八条関係)	予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)(抄)(第八条関係)	労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)(抄)(第七条関係)	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)(抄)(第六条関係)	国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)(抄)(第六条関係)	船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)(抄)(第六条関係)	健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)(抄)(第六条関係)	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)(抄)(第五条関係)	社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)(抄)(第四条関係)	精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)(抄)(第三条関係)	児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)(抄)(第二条関係)	障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)(抄)(第一条関係)
207	(第十五条関係)206	204	203	202	201	十条関係)199	197	第八条関係)196	195	193 - I	191	189	187	185	184	181	179	102	1

0 0 0 0 0 0 0

0 0 0 0 0

0 0	0	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ		\circ	\circ	\bigcirc	\circ		\circ	\circ	0
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)(抄)(附則第六条関係)37厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)(抄)(第三十二条関係)	・ 日童虐待の防止等に関する法律施行規則(平成二十年厚生労働省令第三十号)(抄)(第三十一条関係)	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)(抄)(第三十条関係)	障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百七十九号)(抄)(第二十九条関係)		障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)(抄)(第二十六条関係)25	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)(抄)(第二十四条関係)7	(第二十三条関係)	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)(抄)	介護給付費等の請求に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百七十号)(抄)(第二十二条関係)	障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)(抄)(第二十一条関係)21	独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)(抄)(第二十条関係)21	(平成十五年厚生労働省令第百三十二号)(抄)(第十九条関係)	厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令	次世代育成支援対策推進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第百二十二号)(抄)(第十八条関係)	介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)(抄)(第十七条関係)
				Π -											

(傍線部分は改正部分)

び指定相談支援事業者(第三十四条の七―第三十四条	(第三十四条の七―第三十四条の二十六)
第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及	第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
の支給 (第三十二条の二—第三十四条の六)	
特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費	の支給 (第三十三条—第三十四条の六)
第三款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、	第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費
訓練等給付費の支給(第二十四条—第三十二条)	訓練等給付費の支給(第二十四条—第三十二条)
第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例	第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例
第一款 支給決定等(第七条—第二十三条)	第一款 支給決定等 (第七条—第二十三条)
等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給	練等給付費の支給
第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練	第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓
第二章 自立支援給付	第二章 自立支援給付
第一章 総則(第一条—第六条の十七)	第一章 総則 (第一条—第六条の二十一)
目次	目次
現行	改 正 案(平成二十四年四月一日)

第二節

地域相談支援給付費、

特例地域相談支援給付費、

計画相

四条の三十)

第五款

業務管理体制の整備等

(第三十四条の二十七―第三十

第二款

地域相談支援給付費、

特例地域相談支援給付費、

計画

相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給(

十四条の五十)

第一款

地域相談支援給付決定等

(第三十四条の三十一―第三

談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第三十四条の五十 一―第三十四条の五十六)

第三款 指定一 般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(第三十四条の五十七―第三十四条の六十)

第四款 業務管理体制の整備等 (第三十四条の六十一―第三十

四条の六十四

第三節 自立支援医療費 療養介護医療費及び基準該当療養介護

医療費の支給 (第三十五条―第六十五条の二)

第五節 第四節 高額障害福祉サービス等給付費(第六十五条の九の二) 補装具費の支給 (第六十五条の三―第六十五条の九)

第三章 地域生活支援事業 (第六十五条の十一第六十五条の十五

第四章

事業及び施設 (第六十六条―第六十八条の三)

(第

第五章 六十八条の四 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

第六章 雑則 (第六十九条—第七十二条)

附則

第 章 総則

(法第五条第 一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービ

第一条の二 祉サー -ビスは、 法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福 生活介護、 自立訓練 就労移行支援及び第六条の十

第二号の就労継続支援B型とする。

第三条及び第四条 削除

> 第二節 自立支援医療費 療養介護医療費及び基準該当療養介護

医療費の支給 (第三十五条―第六十五条の二)

第三節 補装具費の支給 (第六十五条の三―第六十五条の九)

第三章 地域生活支援事業 (第六十五条の十一 -第六十五条の十五]

第四章 事業及び施設 (第六十六条―第六十八条の三)

附則

第五章

雑則

(第六十九条—第七十一条)

第 章 総則

ス (法第五条第一 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービ

第一条の二 祉サービスは、 法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福 生活介護、 自立訓練及び就労移行支援とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第 童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、 三条 法第五条第八 項に規定する厚生労働省令で定める施設は、 同法第四十三条の 児

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

の他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とすの他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とす害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設そ第五条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障

ポ六条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。第六条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、

浴、

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービ

供与することができる施設とする。三に規定する肢体不自由児施設その他の次条に定める便宜を適切に

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

施とする。常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実第四条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める施設)

る。 の他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とす 宇者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設そ第五条 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障

第六条 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービ

入

活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生第六条の三 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福

労継続支援とする

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

(法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

日常生活上の支援とする。
つ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要なは、次に各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せ第六条の五 法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜

生活介護を受けている者

練等を受けることが困難なもの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの [別 (以下この号において「訓練等」という。)を受けている者 [自立訓練、就労移行支援又は第六条の十第二号の就労継続支援]

(法五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の六 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間 |第十

就労移行支援及び就労継続支援とする。
活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、社サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生第六条の三 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害福

(法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

な日常生活上の支援とする。 関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等には、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、第六条の四 法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜

(法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

一 生活介護を受けている者

により、通所によって訓練等を受けることが困難なものける障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域においう。)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施二 自立訓練又は就労移行支援(以下この号において「訓練等」と

(法五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の六 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間

する。
は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間と

·二 (略

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

する。 は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜と第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜

·二 (略

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

便宜を供与する場合にあっては、三年又は五年とする。又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定するは、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師第六条の八 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 その 体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力 じた職場の開拓 \mathcal{O} に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動 は 向上のために必要な訓練、 他の必 就労を希望する六十五歳未満の障害者であって、 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜 要な支援とする。 就職後における職場への定着のために必要な相談 求職活動に関する支援、 通常の その適性に応 事業所 職場

第六条の十 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

する。は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間と

一•二 (略)

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

する。 は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜と第六条の七 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜

一・二 (略)

、法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める期間

便宜を供与する場合にあっては、三年又は五年とする。 又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定するは、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師第六条の八 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める期間

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 その他の必要な支援とする。 じた職場の開拓、 の向上のために必要な訓練、 体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力 に は、 雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活 就労を希望する六十五歳未満の障害者であって、 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜 就職後における職場への定着のために必要な相談 求職活動に関する支援、 その適性に応 通常の事業 動 職場 所

第六条の十 法第五条第十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜(法第五条第十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

· 二 (略

第六条の十一 援とする。 障害福祉サービス事業者等をいう。 定障害福祉サービス事業者等 」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに 連絡調整その他の障害者等、 相談及び指導、 の介護を行う者(以下この条及び第六十五条の十において「介護者 宜は、訪問等の方法による障害者等、 〈法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定める便宜 法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定める便 障害者等、 障害児の保護者又は介護者と市町村、 障害児の保護者又は介護者に必要な支 (法第二十九条第二項に規定する指定 以下同じ。)、 障害児の保護者又は障害者等 医療機関等との 指

(法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十二 宜は 支援 立訓 に関する相談 練 住居の 体 験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。 就労移行支援及び就労継続支援に限る。)の体験的な利用 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便 確保その他 外出 の際 の地域における生活に移行するための 同 行 障害福祉サービス (生活介護) 活動

(法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況)

該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。 合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場第六条の十三 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一·二 (略)

第六条の十一 村、 者等、 等との連絡調整、 る指定障害福祉サービス事業者等をいう。 並びに相談及び指導、 介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言 害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五条の十において「 める便宜は、 及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他 (法第五条第十八項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜) 指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定す 障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。 訪問等の方法による障害者等、 法第五条第十八項第一号に規定する厚生労働省令で定 地域における障害福祉に関する関係者による連携 障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町 以下同じ。 障害児の保護者又は障 医療機関

(新設)

(新設)

(法第五条第二十 項に規定する厚生労働 省令で定める場合)

第六条の十四 合は、 が必要な事態が生じた場合とする。 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場

法 第五条第一 7 項に規定する厚生労働省令で定める事 項

第六条の十五 条 第 ス又は 者及びその家族の生活に対する意向、 厚生労働省令で定める事項は、 (以 下 方針及び生活全般の解決すべ 一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一 地 項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五 ーサ 域相談支援の目標及びその ービス等利用計画案」という。 法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画 き課題、 法第二 達成時間 当該障害者等の総合的な援助 一十条第一 提供される障害福祉サー 期 に係る同項に規定する 項の申請に係る障害 障害福祉サー 項若しくは 第二 -ビス又 + Ŀ 匝 案

2 祉サー 的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、 談支援給付 を担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する 対する意向、 域相談支援給付決定障害者 項に規定する支給決定をいう。 規定する厚生労働省令で定める事項は、 又は地域相 ビス又は地 第五条第二十 ビス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、 決定障害者をいう。 談支援を提供する上での留意事項とする。 当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合 域 相談支援の種類、 項に規定するサービス等利用計 (法第五条第二十二項に規定する地域相 以下同じ。 以下同じ。 内容、 量 支給決定)に係る障害者等又は地 及びその家族の生活に 日 時 提供される障害福 (法第十九条第 利用料及びこれ 画に係る同 障害福祉サ 項に

障害福祉サ

・ビスを提供する上での留意事項とする。

(新設)

法第五条第十八項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第六条の十二

ビスの種類、 供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、 障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、 害者等をいう。)及びその家族の生活に対する意向、 同号の依頼をした支給決定障害者等 法第五条第十八項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項 内容、 量、 日時、 利用料及びこれを担当する者並びに (同号に規定する支給決定障 当該支給決定 障害福祉サー 提 は

は地

域相談支援の種類、

内容、

量及び日時並びに障害福祉サー

・ビス

(法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の十六 期間は、 支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算し 応じ当該各号に定める期間を勘案して、 地域相談支援の種類、 て三月を経過するまでの間に限る。 とする。ただし、第一号に定める期間については、 又は地域相談支援の目標及びその達成時期、 方針及び生活全般の解決すべき課題、 に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の 障害者等の心身の状況、 法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める 内容及び量、 その置かれている環境、 障害福祉サービス又は地域相談 提供される障害福祉サービス 市町村が必要と認める期間 障害福祉サービス又は 当該支給決定又 支給決定

量に著しく変動があった者 一月間 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は

調整を行うことが困難である者、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡、疾病等の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害

(第一号に掲げる者を除く。) 六月間れも前二号に掲げる者を除く。) 又は地域移行支援を利用する者福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いず

第六条の十七~第六条の十九(略

基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。第六条の二十 法第五条第二十四項に規定する厚生労働省令で定める(法第五条第二十四項に規定する厚生労働省令で定める基準)

一~三(略)

促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むためにる便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の第六条の二十一 法第五条第二十六項に規定する厚生労働省令で定め(法第五条第二十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二章 自立支援給付

必要な支援とする。

第一款 支給決定等

第六条の十三~第六条の十五(略)

第六条の十六 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める基(法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める基準)

一~三 (略)

準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

要な支援とする。
進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促第六条の十七 法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める

第二章 自立支援給付

訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給第一節「介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例

第一款 支給決定等

(支給決定の申請)

ばならない。
た申請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出しなけれた申請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出しなけれする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載し第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定の申請をしようと

·二 (略)

四条の三十 条第三号において同じ。 -四条の四十四第二号において同じ。 項に規定する介護給付費等をいう。 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等 条の五第 一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。 一第 項 第 一 号、 及び地域相談支援給付費等 第三十四条の三十五第二号及び第三 第十二条第三号及び第十七 の受給の状況 (法第十九条第 (法第五十 第三十

指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する四当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規

五~七 (略)

- ができる。 によって確認することができるときは、当該書類を省略させることによって確認することができるときは、当該書類を省略させることない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければなら
- 下この節において同じ。)並びに療養介護に係る介護給付費又は一(負担上限月額(令第十七条に規定する負担上限月額をいう。以

(支給決定の申請

·二 (略)

条第三号において同じ。)の受給の状況一項に規定する介護給付費等をいう。第十二条第三号及び第十七二 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等(法第十九条第

状況 でする重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設 出該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する

五~七 (略)

- ができる。
 によって確認することができるときは、当該書類を省略させることによって確認することができるときは、当該書類を省略させることない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければなら
- う。以下この節において同じ。)並びに療養介護に係る介護給付一 負担上限月額(令第十七条第一項に規定する負担上限月額をい

書類 ・ 京 に 規定する 負担上限月額をいう。)並びに法第七十条第二項において準用する法第五十八条第三項第二号及 第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第二号及 に規定する 負担上限月額をいう。)並びに法第七十条第二項及び 大臣が護医療費に係る 負担上限月額(令第四十二条の四第一項 特例介護給付費の支給決定の申請をしようする障害者にあっては

第八項に規定する受給者証をいう。以下同じ。) けている場合には、当該支給決定に係る受給者証(法第二十二条二 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給決定を受

三 ()

略させることができる。 ・ 支給決定障害者等(法第八条第二十二項に規定する支給決定障害 の表示であるとのであるとのであるとのであるとのである。 ・ 本に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により ・ 本に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類を市町 ・ 本に表示できる。

の各号に定める者とする。
第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次(法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

指定障害者支援施設等」という。)(法第二十一条第一項の障害一 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下「

第五項に規定する受給者証をいう。以下同じ。)けている場合には、当該支給決定に係る受給者証(法第二十二条二 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給決定を受

三 (略)

3

ることができる。べき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させ出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明す支給決定障害者等は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提

の各号に定める者とする。
第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次(法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

て法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの定相談支援事業者」という。)のうち当該市町村から委託を受け一、法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者(以下「指

指定障害者支援施設等」という。)(法第二十一条第一項の障害一 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下「

認定に限る。) 定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害程度区分の程度区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指

三(略

は、次の各号に掲げる事項とする。第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項(法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

一~三 (略)

指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規

五~九 (略

(法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合)

法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第一に場合とする。ただし、当該障害者又は障害児の保護者が介護保険場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をし第十二条の二 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める

認定に限る。) 定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害程度区分の程度区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指

三 (略)

は、次の各号に掲げる事項とする。第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項(法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

一〜三 (略)

状況 でする重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の 定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の 条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規 知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設 回 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する

(新設)

五~九

(略)

- 12 -

は、一月間とする。第十三条 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間(法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間)	は、一月間とする。第十三条 法第二十二条第七項に規定する厚生労働省令で定める期間(法第二十二条第七項に規定する厚生労働省令で定める期間)
(新設)	するサービス等利用計画案とする。
(新設)	するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。
	二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限 って当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨 法第二十二条第四項の規定に基づき支給要否決定を行うに当たに対し通知するものとする。
(新設)	面により法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者ス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書第十二条の三(市町村は、法第二十二条第四項の規定に基づきサービ(サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続)
	要と認める場合とする。 十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必

(法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める事 項

第十四条 は、次の各号に掲げる事項とする。 法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項

<u>\</u>
= (略)

匹 条及び第十九条第二項において同じ。 支給量(法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。第十六

五~八 略

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間

第十五条 号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、 する期間を合算して得た期間とする。 給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、 当該各号に規定 支

として市町村が定める期間 度障害者等包括支援、 るものを除く。) 居宅介護、 重度訪問介護、 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位 自立訓練及び就労移行支援 同行援護、 行動援護、 (第三号に掲げ 短期入所、 重

二 三 略

2 略

(支給決定の変更の申請

第十七条 (略)

(略)

指定入所支援を利用している場合には、 定する障害児通 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第 所支援又は同法第 十四 その利用の状況 1条の二 第一 項に規定する 項に規

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項

第十四条 は、次の各号に掲げる事項とする。 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項

(略)

兀 条及び第十九条第二項において同じ。 支給量(法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。

(略)

五~八

第十五条 する期間を合算して得た期間とする。 号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、 給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各 (法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間 当該各号に規定 間 は、 支

支援 ビス、 の範囲内で月を単位として市町村が定める期間 居宅介護、 (第三号に掲げるものを除く。) 短期入所、 重度訪問介護、 重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行 同行援護、 行動援護、 一月間から十二月間まで 児童デイサ

(略)

2

(略

(支給決定の変更の申請

第十七条 (略)

<u>\{</u> (略)

匹 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四 同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設 的障害児施設、 同 法第四 <u>+</u> 一条に規 然定する. 知 的障 十二条に規定する 同法第四十三 害児通園施設

五~八 (略)

(準用)

第十九条 (略)

2 いて、 限る。) の規定は法第二十四条第三項において準用する法第1 第十二条の四及び第十二条の五の規定は法第二 条の二及び第十二条の三の規定は法第二十四条第三項において準用 条第八項の受給者証の交付について準用する。 て準用する法第二十二条第五項のサービス等利用計画案の提出につ する法第二十二条第四項のサービス等利用計画案の提出について、 する令第十条第一 第三項の調査について、 一十二条第七項の支給量について、 第十条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十条 第十三条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第 項の市町村審査会に対する通知について、 第十一条の規定は令第十三条において準用 第十四条(第四号及び第六号に 一十四条第三項におい 第十二 十二

(特定費用)

該各号に定める費用とする。 用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当第二十五条 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費

· 二 (略

(削除)

定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規

五~八 (略)

(準用)

第十九条 (略)

2

給者証の交付について準用する。 第十条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項の受理の支給量について、第十四条(第四号及び第六号に限る。)の規係の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四第三項の調査について、第十一条の規定は令第十三条において準用第三項の調査について準用する。

特定費用)

該各号に定める費用とする。用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当第二十五条 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費

·二 (略)

に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに二 児童デイサービス 児童デイサービスにおいて提供される便宜

三~八(略)

特例訓練等給付費の支給第二款の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び

(令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定)

する。 四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項と四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とる規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定め

(令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は

第二十七条

本の。 「同条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 での。)を必要とする状態となる者であって、同条第四号に定める額 二十五年法律第百四十四号)第二条に規定する保護をいう。以下同 二十五年法律第百四十四号)第二条に規定する保護をいう。以下同 でののので、同条第一号がら第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

(令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者)

らハまでに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とするる者は、同号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イか第三十一条の二 令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定め

別れるもの

四~九(略)

特例訓練等給付費の支給第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び

、(令第十七条第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定

(令第十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者) (令第十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める額を負担上限月額としたならば保護(生活保護法める額を負担上限月額としたならば保護(生活保護法める額を負担上限月額としたならば保護(生活保護法める額を負担上限月額としたなる事生労働省令で定めめる額を負担上限月額としたならば保護(生活保護法める額を負担上限月額としたならば保護であって、同項第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれの名額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となる。

状態となる者であって、 らば保護を必要としない状態となるものとする。 (法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情) 同号ニに定める額を負担上限月額としたな

第三十二条 情は、次の各号に掲げる事情とする。 法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事

著しい損害を受けたこと。 他これらに類する災害により、 る。)の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その じ。)にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限 令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同 支給決定障害者等又はその属する世帯(特定支給決定障害者 住宅、家財又はその財産について

二 匹 (略)

特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別 給付費の支給

削除

(法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十二条 情は、 次の各号に掲げる事情とする。 法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事

災その他これらに類する災害により、 ついて著しい損害を受けたこと。 者に限る。)の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火 以下同じ。)にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶 令第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。 支給決定障害者等又はその属する世帯(特定支給決定障害者 住宅、家財又はその財産に

二 \ 四 (略)

第三款 サービス利用計画作成費、 給付費の支給 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特 高額障害福祉サービス

害者等 (法第三十二 二条第 一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障

定障害者等であって、 第三十二条の二 る支給決定障害者等は、 及び施設入所支援を除く。 法第三十二条第一 次の各号のいずれかに該当するものとする。 障害福祉サービス 次条において同じ。 項に規定する厚生労働省令で定め (重度障害者等包括支援 を利用する支給決

を行うことが必要である者 障害者支援施設からの退所等に伴い 定期間 集中的に支援

単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、

(削除

を行うことが困難である者疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整

三 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

(サービス利用計画作成費の支給の申請)

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。画作成費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に第三十二条の三 法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該

び連絡先

2 前項の申請書には、受給者証を添付しなければならない。 障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄

おいて「計画作成対象障害者等」という。)と認めるときは、サー条第一項 に規定する計画作成対象障害者等(以下この条及び次条に3 市町村は、第一項の申請を行った支給決定障害者等が法第三十二

「支給期間」という。)を定めて当該支給決定障害者等に通知するビス利用計画作成費を支給する期間(以下この条及び次条において

とともに、支給期間を受給者証に記載することとする。

から六月間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間一前条第一号に該当する計画作成対象障害者等と認めた者一月間

障害福祉サービスを受ける場合にあっては、そのうち最も短いもた者当該支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間(二以上の二 前条第二号又は第三号に該当する計画作成対象障害者等と認め

(削除)	(削除)	
月、サービス利用計画作成費を支給するものとする。第三十二条の五 市町村は、法第三十二条第一項 の規定に基づき、(サービス利用計画作成費の支給)	(サービス利用計画作成費の支給の取消し) 第三十二条の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、サービス利用計画作成費の支給を行わないことができる。 一 計画作成費の支給を行わないことができる。 一 計画作成対象障害者等が、法第三十二条第一項 の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該サービス利用計画作成費によりサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該サービス担出を求めるものとする。 一 サービス利用計画作成費の支給を行わないこととした同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。提出を求めるものとする。 「可の計画作成対象障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知にているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知にているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知にているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知にしているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知にしているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知にしているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知にした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。	の)の範囲内で月を単位として市町村が定める期間

(高額障害福祉サービス費の支給申請)

提出しなければならない。
定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に第三十四条。高額障害福祉サービス費の支給を受けようとする支給決

連絡先及び受給者証番号
一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、

三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービス(令第二十条第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。) 1 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額

に係る令第二十条第一項各号に掲げる額を合算した額

兀 給者証番号 設支援 者をいう。 給決定障害者等以外の支給決定障害者等又は施設給付決定保護者 (児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支)を受けたものの氏名、 又は介護保険法による被保険者証の番号 第一 (同法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を 一十五条の十一 (児童福祉法施行規則 であって、 第三号に規定する施設受給者証番号をいう 同 の月に障害福祉サービス又は指定施 生年月日及び受給者証番号、 (昭和二十三年厚生省令第十 (介護保険法施行規 施設受

該書類を省略させることができる。証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により、前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書

規定する被保険者証の番号をいう。

(平成十

一年厚生省令第三十六号)

第二十五条第一項第四号に

第三十四条 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、(法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

。 次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者とする

- 当するもの る者及び二十歳以上であって、令第十七条第四号に掲げる者に該一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満であ
- 第四号に掲げる者に該当するもの働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第十七条二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十条に規定する厚生労

(令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるもの)

、重度障害者等包括支援とする。 第三十四条の二 令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるものは

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

しなければならない。 じ。) は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定

- ·二 (略)
- 一 令第十七条第四号に該当する旨
- きは、当該書類を省略させることができる。 類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければなら
- 一 令第十七条第四号に該当する者であることを証する書類

(法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

する。 は、次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者と第三十四条の二 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者

- 者に該当するものる者及び二十歳以上であって、令第十七条第一項第四号に掲げるを者及び二十歳以上であって、令第十七条第一項第四号に掲げる施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者(二十歳未満であ)
- 十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者の第二共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する

(令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの)

めるものは、重度障害者等包括支援とする。第三十四条の二の二 令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定

、特定障害者特別給付費の支給の申請等)

しなければならない。
じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定

- 一・二 (略)
- 三 令第十七条第一項第四号に該当する旨
- きは、当該書類を省略させることができる。 類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければなら
- 一 令第十七条第一項第四号に該当する者であることを証する書類

一(略)

定を受けた特定障害者に限る。) 定のために必要な事項に関する書類(施設入所支援に係る支給決三 令第二十一条第一項第一号に規定する食費等の負担限度額の算

働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。(共同生活介護、共同生活援助又は令第二十条に規定する厚生労同生活住居をいう。)に係る居住に要する費用の額を証する書類四 入居している共同生活住居(法第三十四条第一項に規定する共

3~5 (略)

施設第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援

請等) (居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申

第三十四条の七 地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 る事項を記載した申請書又は書類を、 訪問介護、 いう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、 {事項を閲覧することができる場合は、 (法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者を)

については、 同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業 法第三十六条第一 都道府県知事が、 項の規定に基づき居宅介護、 当該申請に係る事業所の所在 インターネットを利用して当 この 限りでない。 (登記事項証明書を除 次の各号に掲げ ただし、 重度 第

事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部と

二 (略)

給決定を受けた特定障害者に限る。)の算定のために必要な事項に関する書類(施設入所支援に係る支三の第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の負担限度額

限る。)

「大居している共同生活住居(法第三十四条第一項に規定する関係の。)

「大同生活介護、共同生活援助又は今第二十一条の二に規定する「共同生活介護、共同生活援助又は今第二十一条の二に規定する書類に 大居している共同生活住居 (法第三十四条第一項に規定する共

兀

3~5 (略)

第四款 指定障害福祉サービス事業者、

請等) (居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申

第三十四条の七 く。 該事項を閲覧することができる場合は、 四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 る事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在 いう。以下同じ。)の指定を受けようとする者は、 者 訪問介護、 (法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者を)については、 同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業 法第三十六条第一 都道府県知事が、 項の規定に基づき居宅介護 インターネットを利用 この 限りでない。 (登記事項証明書を除 次の各号に掲げ ただし、 して当 重 第 度

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部と

名称及び所在地して使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の

- 名、生年月日、住所及び職名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図

六 する基準 規定するサービス提供責任者をいう。 おいて「指定障害福祉サービス基準」という。 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 の氏名、 事業所の管理者及びサービス提供責任者 (平成十八年厚生労働省令第百七十一 生年月日 住所及び経歴 以下この款において同じ。 (障害者自立支援法に 号。 設備及び運営に関 第五条第二項に 以下この 款に

七 運営規程

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面(十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

次条を除き、以下この節において「誓約書」という。

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

県条例で定める基準及び同条第二項の都道府県の条例で定める指定う事業所であって重度訪問介護に係る法第四十三条第一項の都道府ビス(以下この項において「指定居宅介護」という。)の事業を行2 居宅介護に係る法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

名称及び所在地して使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の

- 名及び住所 名及び住所 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

大 事業所の管理者及びサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。 規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。)第五条第二項に おいて「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関

)の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

概要

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定障う事業所であって重度訪問介護に係る法第四十三条第一項の厚生労ビス(以下この項において「指定居宅介護」という。)の事業を行2 居宅介護に係る法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

たものとする。 については、 障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすもの 申 出をしたときは、 重度訪問介護に係る法第二十九条第一 ただし、 この限りでない。 指定居宅介護の事業を行う事業者が、 項の指定を受け 別段

3 申請書又は書類 なけ 行援 知事が、 新を受けようとする者は る場合は 当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し 後護又は 第四十 ればならな に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を インターネットを利用し この 行 条第 動援護に係る指定障害福祉サー () 限りでない。 (登記事項証明書を除く。 ただし、 項の規定に基づき居宅介 第 第 項各号 て当該事項を閲覧することができ 項 第四号に (第三号及び第十二号を除く ・ビス に 掲げる事項を記載した 護 事業者の 重度訪問 は 治定の 都道府県 介護、 更 同

現に受けて いる指定の有効期間満了日

誓約書

4 者が までに掲げ 記載又は書類の提出を省略させることができる。 既に当 項の規定にか る事 該 都道 項に変更がな |府県 かわらず、 知事に提出して 都道府県知事は ときは、 V る第 れら 項第四 の事項 当該申請に [号から第十号 に係る申 係る事業 -請書

、療養介護に係る指定の申請等

第三十四条の八 だし、 明書を除く。 所の 指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類) については、 法第三十六条第一項の規定に基づき療養介護に係る 都道府県知事が、 なければならない。た、当該申請に係る事業 インターネットを利 (登記事項 次の各 証

> 申出をしたときは、 害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすも いては、 のとする。 重度訪問介護に係る法第二十九条第 ただし、 この限りでない。 指定居宅介護の事業を行う事業者が、 一項の指定を受けた 別段の めに

t

0

(療養介護に係る指定の申請

第三十四条の八 明書を除く。)については、 所 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 第四号に掲げる事項を記載した申 法第三十六条第一 都道府県知事が、 項の規定に基づき療養介護に係 ·請書又は書類 当該申請に係る事業 インターネットを利 (登記事項証 次の各 た

用して当該事項を閲覧することができる場合は、 この限りでない。

- 事業所の名称及び所在地
- 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の 生年月日 住所及び職名 氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月
- 兀 申請者の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 病院であることを証する書類

五.

医療法

(昭和二十三年法律第1

一百五号)

第七条の許可を受けた

六 建物の構造概要及び平面図 並びに設備 の概要 (各室の用途を明示するものとする

七 利用者の推定数

八 う。 歴 ス基準第五十条第 事業所の管理者及びサービス管理責任者 以下この款において同じ。 一項第四号 に規定するサービス管理責任者をい の氏名、 生年月日 (指定障害福祉サービ 住所及び経

九 運営規程

- 要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置 の
- 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務 の体制及び 勤務形 態
- 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 請求に関する事項 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の
- 十四四 とを誓約する書面 法第三十六条第二 (以下この条におい 一項各号 (第七号を除く。 7 「誓約書」という。 に該当しないこ
- 十五 役員 の氏名、 生年月日及び住所
- その他 指定に関し必要と認める事 項
- 2 法第四十一条第 項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉

用 して当該事項を閲覧することができる場合は、 この限りでな

- 事業所の名称及び所在
- 名及び住所 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者 \mathcal{O} 氏
- \equiv 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

五. 兀 医療法 申請者の定款、 (昭和二十三年法律第二百五号) 寄附行為等及びその登記事項 第七条の許可を受けた 証 明書又は条例等

六 病院であることを証する書類

建物の構造概要及び平面図並

びに設備の

概

要

七 利用者の 推定数

八 う。 ス基準第五十条第 事業所の管理者及びサービス管理責任者 以下この款において同じ。)の氏名、 一項第四号 に規定するサービス管理責任者を 経歴及び住所 (指定障害福祉サービ

九 運営規程

十 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

+ 当該申請に係る事業に係る資産の状況 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務 0 体制 及び勤務形態

請 求に関する事項 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の

十四 その他指定に関し必要と認める事項

につ 掲げる事 載した申 を閲覧することができる場合は、 る都道府県知事に提出しなければならない。 一号及び ĺ ・ビス事業者 項 請書又は書類を 第 は を記載した申請書又は書類 都道 四号を除く。 0 府県知事が 指 定の更新を受けようとする者 当 「該指定に係る事業所の に掲げる事項 イン この限りでない ター (登記 ネッ 及び次に トを利用して当該事 事項証明 ただし、 は 掲げる事 所在地を管轄す 前項第四号に 前項 書を除く。 各号 項を (第 項 記

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二誓約書

3 号までに掲げる事項に変更がないときは、 者が既に当 書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 前 項の 規定に 該都道府県知事に か か わ らず、 提出して 都道 府県 いる第 知 事 これらの事項に係る申 は 項第四号から第十二 当 三該申 請 に係る事 業

(生活介護に係る指定の申請等)

- 一事業所の名称及び所在地
- 名、生年月日、住所及び職名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

(生活介護に係る指定の申請)

第三十四条の九 だし、 用して当該事項を閲覧することができる場合は、 明書を除く。)については、 所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。た 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 法第三十六条第一 都道府県知事が、 項 の規定に基づき生活介護に係 当該申請に係る事業 インターネットを利 この限りでない。 (登記事項証 次の各

- ー 事業所の名称及び所在地
- 名及び住所 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

兀

五. 備の 事 概要 業所 の平 面 巡 (各室の 用途を明示するものとする。 及び 設

七 六 利用者の推定

所及び経 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、 歴 生年月日 住

運営規程

九 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置

当該申請に係る事業に係る従業者の勤務 当該申請に係る事業に係る資産の状況 の体制を 及び勤務形

指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機 関の 名称

当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内

容

十四四 誓約

役員の 氏名、 生年月日及び住所

その他指定に関し必要と認める事項

2

載した申請書又は書類を る都道府県知事に提出しなければならない。 三号及び第十四号を除く。 ĺ - ビス事 第 四十一 業者 条第 1の指 定の更 項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福 当該指定に係る事業所の所在地を管轄す 、新を受けようとする者 に掲げる事項及び次に ただし、 は 掲げる事項 前項 前 項各号 第四号に を記 (第 祉

を閲覧することができる場合は、 は 都道府県知事が インターネットを利用して当該事 この限りでない。

掲げる事

項

を記載

した申請書又は書類

(登記事項証明書を除く。

現に受けて ١ る指定の 有効期間満了日

誓約書

3 前 項の規定にか かわらず 都道府県知事 は 当該申請に係る事

> 五. 事業所の 平面図及び設備 0 概

七六 利用者の 推定数

事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、 経歴及び住

所

九 八 運営規程

 $\overline{\mathcal{O}}$

利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

概要

態

十 当該申請に係る事業に係る従業者の 勤務の 体 制 及び勤務形態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

指定障害福祉サービス基準第九十一条の協 力医療機 関 の名称

及び診療科名並びに当該協力医療機関との 契 約 の内

当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十四四 その他指定に関し 必要と認める事 項

書の記載又は書類の提出を省略させることができる。号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二

第三十四条の十 削除

(短期入所に係る指定の申請等

利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでないる指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次のまにだし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事だだし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事だだし、第四号に掲げる事業者の指定を受けようとする者は、次の利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 事業所の名称及び所在地
- 名、生年月日、住所及び職名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

兀 五. いう。) 又は同 規定する併設事業所 申 事業所の種別 請者の定款、 条第一 (指定障害福祉サービス基準第百十五条第一 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例 二項の (次号及び第七号において「併設事業所」と 規定の 適用を受ける施設の 別をいう。 項に 等

において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所

(児童デイサービスに係る指定の申請)

第三十四条の十 (略)

(短期入所に係る指定の申請

第三十四条の十一 利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 証明書を除く。 ただし、 業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類)については、 法第三十六条第 都道府県知事が、 一項の規定に基づき短期 当該申請に係る事 インターネットを この限りでな (登記事項 元所に係 次 \mathcal{O}

- 一事業所の名称及び所在地
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

、いう。) 又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。規定する併設事業所(次号及び第七号において「併設事業所」と五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所

用途を明示するものとする。)並びに設備の概要七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(各室の

用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の

八事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 定障害福祉サービス基準第九十一条 の協力医療機関の名称及び診十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 につい 掲げる事項 を閲覧するこ る都道府県知事に提出しなければならない。 三号及び第十五号を除く。 ĺ た申請書又は書類を ビス事業者の指定の更新を受けようとする者は、 第四 は 干 を記載した申請書又は書類 とが 条第 道 府県知事が、 項の きる場合は 規定に基づき短期入 当該指定に係る事業所の に掲げる事項及び次に掲げる事項を記 $\bar{\mathcal{O}}$ ター 限りでない。 **登** ネットを利用して当該事 記 所に 事項証明書を除く。 ただし 「係る指 所在地を管轄す 前項各号 前項第四号に 定障害福

現に受けている指定の有効期間満了日

備の概要 七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設

用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の

七

事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

利用者又

現長 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

概要

十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条 において準用する指十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制

及び勤務形態

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 定障害福祉サービス基準第九十一条 の協力医療機関の名称及び診

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

誓約書

3 号までに掲げる事項に変更がないときは、 者が既に当 前 記載又は 項 0 規 定に 該 書類の提出を省略させることができる 都道府県知事に提出している第 カ か わらず、 都道府県 知事 これらの事項に係る申 は 当該申 項第四号から第十三 請 に係る事 業

(重度障害者等包括支援に係る指定の 申 請

第三十四条の十二 ばならない。ただし、 る者は、 類 申 0 ターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとす 限りでない。 請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなけれ (登記事項証明書を除く。 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 法第三十六条第一 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書)については、 項の規定に基づき重度障害者等 都道府県知事が、 当該 イン _

- 名称及び所在地 して使用される事務所を有するときは、 事業所 (当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一 当該事務所を含む。 部と 0)
- 申請者の名称及び 生年月日 住所及び職名 主たる事務所の 所在地並びにその代表者の 氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 兀 申請者の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五. 提供する障害福祉サービスの 種
- 六 ときは、 名称及び所在 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがある 当 |該障害福 地 祉サー Ľ ス 0) 種類 並び に当該第三者の事業所
- 七 事業所の平 面 図

(重度障害者等包括支援に係る指定 \mathcal{O} 申 請

第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等 る者は、 ばならない。ただし、 の限りでない。 ターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなけれ 包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとす (登記事項証明書を除く。 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書)については、 都道府県 知事が、 当該 イン

類

- 名称及び所在地 して使用される事務所を有するときは、 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一 当該事務 所を含む。 部と 0)
- 名及び住所 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 五. 兀 提供する障害福祉サービスの 申請者の定款、 寄附行為等及びその 種類 登記事項 証 明書又は条例等
- 六 ときは、 名称及び所在地 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービ 当該障害福祉 サ ピ スの種類並びに当該第三者

こスがある の事業所

七 事業所の平面図

八 事業所の管理者及びサー ビス提供責任者の氏名、 生年月日 住

所及び経歴 運営規程

九

+ 要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

当該申請に係る事業に係る資産の状況 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

指定障害福祉サービス基準第百三十一条第三項の 医 |療機関と

0 協力体制の概要 項

十四四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事

十五. 誓約

役員の氏名、 生年月日及び住所

その他指定に関し必要と認める事項

2 前項 前項各号 在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、 げる事項を記載した申請書又は書類を、 第四十 第四号に掲げる事項を記載した申 (第三号及び第十五号を除く。 条第 項 の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る 請書又は)に掲げる事項及び次に掲 当該指定に係る事業所の所 書類 (登記事項 ただし、 (証明

現に受けている指定の有効期間満了日

事項を閲覧することができる場合は

書を除く。

)については、

都道府県知事が、

インターネットを利用

この限りでない。

して当該

誓約書

3 者が 号までに掲げる事 書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 前 既に当 項の規定にか 該 都道 項 府県知事に提出 か に変更が わらず 都道府県知事 とき して は V る第 は れら 項第四 当 「該申請に係る事業 事項に |号から第十三 係る申請

> 八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、 経歴 及び住 所

九 運営規程

概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

当該申請に係る事業に係る従業者の勤務 の体制 及び勤務形態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

協力体制の概要 指定障害福祉サービス基準第百三十一条第三項 0 医 療機関と

十四四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十 五 その他指定に関し必要と認める事項

同 生活介護に係る指定の申 請等

第三十四条の十三 ない。 事 る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならな 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は を利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 ,項証明書を除く。 ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活介護)については、 都道府県知事が、 当該申請に係 インター この限りで (登記 ネッ

- 事 ,業所の名称及び所 在
- 申 生年月日 請者の名称及び主たる事務所の 住所及び職 所在地並びにその代表者の氏
- 当該申請に係る事業の開始の予定年月 日
- 兀 申 請者の定款、 寄附行為等及びその 登記 事項証明書又は条例 等
- 五. 物の構造概要及び平 面図 (各室の用途 を明示するものとする

並びに設備 の概要

利 得用者の: 推 定数

七六 業所の 管理者及びサー ビス管理責任者の氏名、 生年月 目 住

所及び経

歴

運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措 置 0

要

当該申請に係る事業に係る従業者の 勤 務 0 体 制 及び 勤 務形 態

当該 指定 障 申請に係る事業に係る資産の 害福祉サービス基準第百五 状 十三条第 況 項

関

0

名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

0

協

力医

療機

(共同生活介護に係る指定の申請

第三十四条の十三 ない。 トを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 事項証明書を除く。 る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならな 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 法第三十六条第)については、 都道府県知事が、 項の規定に基づき共同生活介護 当該申請に係 インターネッ この の限りで (登 記

事業所の名称及び所在

地

- 名及び住所 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 三 当該申請に係る事 業の開始 の予定年 户 日
- 兀 申請者の定款、 寄附行為等及びその 登記事項 証 明 書又は
- 利用者の 推定数

五.

建

物の構造概要及び平面図並びに設備の

概

要

七六 事業所の管理者及びサー ビス管理責任者の 氏名、 経歴 及び 住 所

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の 勤務 0 体 制 及 び 勤 務形

当該申請に係る事業に係る資産の 状況

関 \mathcal{O} 名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約 指定障 害福祉サ ビス基準第百五十三 一条第 項 の協 の内容(協力医療機 の内容

及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 同条第二項 に規定する協力歯科医療機関があるときは、 その名称

の他の適切な支援体制の概要 指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との 連携

十四四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

誓約 書

役員の氏名、 生年月日及び住

その他指定に関し必要と認める事項

2 福祉サ 轄する都道府県知事に提出しなければならない。 事項を閲覧することができる場合は、 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 を記載した申請書又は書類を、 (第三号及び第十五号を除く。 第四十一条第 ビス事業者の指定の更 は 都道府県知事が、 項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害 当該指定に係る事業所の所在地を管 新を受けようとする者 に掲げる事項及び次に掲げる事 インターネットを利用して当 この限りでない (登記事項証明 ただし、 は 労書を除く 前項第四 前項各号 項

誓約書 現に受けている指定の有効期間満了日

3 書の 号までに掲げる事項に変更がない 者が既に当該都道府県知事に提出している第 記載又は書類の提出を省略させることができる。 項の 規定に か か わ らず 都道 ときは、 府 県 知 事 これらの は 項第四号から第十三 該 事項 申 請 に係る申 係る事業

自立 訓練 (機 能訓練) に係る指定の申請等

第三十四条の十四 能訓練) る者は、 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害福祉サー 法第三十六条第 ビス事業者の指定を受けようとす 項の規定に基づき自立訓練 当該 (機

> 及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 同条第二項 に規定する協力歯科医療機関があるときは、 その名称

十三 その他の適切な支援体制 指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携 の概要

十四四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五. その他指定に関し 必要と認める事項

角立訓練 (機能訓練) に係る指定の 申請

第三十四条の十四 る者は、 能訓練) 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害 法第三十六条第一 福 祉 サービス事業者の指定を受けようとす 項の規定に基づき自立訓練 当該

ば タ 類 申 0 限りでない。 ーネットを利用 ならない。 請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出 (登記事項 ただし、 証明書を除く。 して当該事項を閲覧することができる場合は、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書 については、 都道府県知事 争 が、 しなけ イン ń

- 事業所の名称及び所在地
- 申請者の名称及び主たる事務所の 生年月日 住所及び職 所在地並びにその代表者の 氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 兀 五. 事業所の平 申請者の定款、 面 巡 寄附行為等及びその (各室の用途を明示するものとする。 登記 事項 証明書又は条例 及び 設 等

備の 概要

- 六 利用者の推定 数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、 生年月日 住
- 所及び経 運営規程 歴
- 九 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置 0
- 当該申請に係る事業に係る従業者の 当該申請に係る事業に係る資産の状 勤務 況 0 体 制 及び 勤務形 態
- 定障害福祉 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指 サー ビス基準第九十一 条の協力医療機関の 名称及び診
- 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の 請求に関する事項

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

- 十四四 誓約 書
- 役員 \mathcal{O} 氏 名 生年 月日 及び住所
- その他指定に関し必要と認める事項

- \mathcal{O} ターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、こ 類 ばならない。 申 限りでない。 請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出 (登記事項証明書を除く。 ただし、 第四号に掲げる事項を記 については、 都道府県知事 載し た申請書又は書 が、 しなけれ イン
- 事業所の名称及び所在 地
- 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 名及び住所
- \equiv 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

寄附行為等及びその

登記事

項

証

明書又は

条例等

五四 事業所の平面図及び設備 0)概要

申請者の定款、

- 六 利用者の 推定数
- 七 事業所の管理者及びサー ビス管理責任者の氏名、 経歴及び住 所
- 八 運営規程
- 九 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の
- 当該申請に係る事業に係る従業者の 勤務 0 体 制 及び勤 務形態
- 当該申請に係る事業に係る資産の状況 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用 する指
- 定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機 関の名称及び診
- 療科名並びに当該協力医療機関との契約の 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の 內容 請求に関する事項
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項 書を除く。 在 げる事項を記載した申請書又は書類を、 指 して当該事項を閲覧することができる場合は 前項各号 !地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 定障 第四 第四 現に受けて 害福 号に掲げる事項を記載し 7 (第三号及び第十四号を除く。 祉 条第 サー については いる指定の ビス事業者の指定の 項の規定に基づき自立 有効期間満了日 都道府県知事が た申請書又は書 更新を受け 当該指定に係る事業所の に掲げる事項及び次に 訓 インターネットを利用 練 この限りでない。 (機能訓 類 ようとする者は、 (登記事項証 練 ただし、 に 1.係る 明 所

二誓約書

3 書の 者が 号までに掲げる事項に変更がないときは、 記載又は書類の提出を省略させることができる。 既に当該都道府県知事に提出している第 項の 規定に か か わ 5 ず 都道 府 県 知 事 これらの は 項第四号から第十二 該 事項に 申 請 に係る申 に係る事

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 活訓練) ば る者は、 類 0 タ 申 ーネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 ならない。 請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなけれ 限りでない。 (登記事項証明書を除く。 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとす ただし、 法第三十六条第 第四号に掲げる事項を記載)については、 項の規定に基づき自立訓練 都道府県知事が、 した申請書又は書 当該 イン 生

一事業所の名称及び所在地

名、生年月日、住所及び職名 - 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請)

第三十四条の十五 る者は、 活訓練) ばならない。ただし、 の限りでない ターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 類 申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなけれ (登記事項証明書を除く。 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は に係る指定障害福祉 法第三十六条第一 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書 サービス事業者の指定を受けようとす については、 項の規定に基づき自立訓練 都道府県知事が、イン 書類を、 当該

事業所の名称及び所在地

氏

名及び住所 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月

五 四 申 -請者 この定款、 寄附行為等及び その 登記 事項 証明書又は条例 等

事業所 の平 面 図 (各室の用途を明示するものとする。 及び

備の 概要

六 利用者の推 定 数

七 事業所の管理者及びサー ビス管理責任者の氏名、 生年月日 住

所及び経 歴

運営規程

九 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措 置 0

当該申請に係る事業に係る資産の状況

当該申請に係る事業に係る従業者の

勤務

の体制

及び

勤務形

態

定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診 指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指

一科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事 項

十四四 誓約 書

士五 役員 の氏 名 生年月日及び住所

その他は 指定に関し必要と認める事 項

2 指定障 第四 害福 7 一条第 祉 サー ビス事業者の指定の 項の規定に基づき自立訓 更新を受けようとする者は、 練 生 活 訓 練) に 1.係る

げる事項を記載した申請書又は書類を、 前項各号 (第 二号及び第十四号を除く。 当 該指定に係る事業所の に掲げる事項及び次に掲 所

在地を管轄する都道府県知事に提出し

なければならない。

ただし、

書を除く。 前項 第四 号に 掲げる事項を記載し に は 都道 府県 た申 知 事 請書又は が イ この限りでない。 書 タ 類 ネッ 、登記事項 証 丽

して当該事項を閲覧することができる場合は

 \equiv 当該申請に係る事業の開始 の予定年月 日

申請者の定款、 寄附行為等及びその 登記事項 証明書又は条例等

設 五 四 事業所の平面図 及び設備

0)概要

六 利用者の 推定数

七

事業所の管理者及びサー ビス管理責任者の氏名、 経歴 及び住 所

八 運営規程

九

利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措 置の

概要

当該申請に係る事業に係る従業者の 勤務の 体 制 及び 勤 務形態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機 指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用 関の名称及び診 する指

療科名並びに当該協力医療機関との契約の 内容

当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事 項

十四四 その他指定に関し必要と認める事項

現に受けて いる指定の有効期間 高満了日

誓約書

3 書の 者が 号までに掲げる事 記載又は書類の提出を省略させることができる。 既に当該都道府県知事に提出している第 項の規定に カュ 項 カゝ わら に変更がないときは ず 都 道 府県 知 事 これらの事項 は 当該申 項第四号から第十二 請 に係る事

、就労移行支援に係る指定の申請等

第三十四条の十六 ない。 事項証明書を除く。)については、 トを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りで る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならな 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援 都道府県知事が、 当該申請に係 インターネッ (登記

- 事業所の名称及び所在地
- 生年月日 請者の名 称及び主たる事務所の 住所及び職名 所在地並びにその代表者の 氏
- 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 几 申請者の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

備の 概要

五.

事業所の平

面

図

(各室の用途を明示するものとする。

及び設

- 利用者の 推 定数
- 七 業所の管理者及びサー ビス管理責任者の氏名、 生年月日 住

所 及び経 歴

運営規程

、就労移行支援に係る指定の申請

第三十四条の十六 ない。 トを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りで 事項証明書を除く。) る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならな 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者 ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 法第三十六条第一 については、 項の規定に基づき就労移行支援 都道府県知事が、 当該申請に係 インターネッ (登記 は、

- 事業所の名称及び所在地
- 名及び住所 申請者の名称及び主たる事務所の 所在地並びにその代表者 の氏
- \equiv 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

五. 兀 事業所の平面図及び設備の概要 申請者の定款、 寄附行為等及びその 登記事項証明書又は条例等

- 七六 利用者の 推定数
- 事業所の 管理者及びサー ビス管理責任者の 氏 名 経歴 及び住宅 所

八 運営規程

概要
れ
利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診十二 指定障害福祉サービス基準第百八十四条 において準用する指
- の他関係機関の名称 第二項及び第百八十二条の規定により連携する公共職業安定所そ十三 指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項 、第百八十一条
- 十五 誓約書 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十六
役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 轄する都道府県 事項を閲覧することができる場合は 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 を記載し 福祉サー (第三号及び第十五号を除く。 につい 第四十 ビス事業者の指定の更新を受けようとする者は、 た申請書又は書類を、 ては 条第 知事に提出しなけ 都道府県知 項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害 事が、 当該指定に係る事業所の れば に掲げる事項及び次に掲げる事項 インター ならな この限りでない (登記 ネ トを利用し ただ 事項証明 所在地を管 書を除く 前項各号 前項 て当 第四

現に受けている指定の有効期間満了日

誓約書

3 者が 号までに掲げる事項に変更がないときは、 前 既に当 項の 規定に 該 都道 カュ 府 カュ 県知事 わらず、 提出 都道 府県 L て 知 1 事 これらの事項に係る申請 第 は 項 当 第四 |該申 詩に 号 から 係る事業 第十三

概要
れ
利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

一当該申請に係る事業に係る資産の状況

定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診二 指定障害福祉サービス基準第百八十四条 において準用する指

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

の他関係機関の名称 第二項及び第百八十二条の規定により連携する公共職業安定所そ十三 指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項 、第百八十一条

十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

書の 記載又は 書類 の提出を省略させることが できる。

(就労継続支援 A型に係る指定の 申 請

第三十四条の十七 を利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 項 事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない \mathcal{O} 係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 ただし、 号の 、証明書を除く。 各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 就労継続支援A型 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類)については、 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第 (以 下 「就労継続支援A型」という。)に 都道府県知事が、 当該申請に係る インターネット この限りでな (登記事 次

- 事業所の名称及び所在地
- 生年月日 請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏 住所及び職
- 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 兀 申 請者の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

備の 概要

五.

事業所の平

面図

(各室の用途を明示するものとする。

及び設

事業所の平面図及び設備

0 が概要

六 利用者の 推 定 数

七 事業所の管理者及びサー ・ビス管理責任者の氏名、 生年月日 住

運営規程 歴

要

所及び経

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措 置

当該申 当該申請に係る事業に係る資産の 請に係る事業に係る従業者の 状況 勤務 の体制 及び 勤務形 態

> (就労継続支援A型に係る指定 申

を利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 第三十四条の十七 項証明書を除く。) 事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 号の就労継続支援A型 ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 支援A型(以下「就労継続支援A型」という。)に法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第 については、 都道府県知事が、 当該申請に係る この限りでな インターネット (登記事 次

\ \ \

- 事業所の名称及び所在 地
- 名及び住所 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- \equiv 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 五. 几 申請者の定款、 寄附行為等及びその 登記事項 証明書又は条例等
- 利用者の推定数

七六 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、 経歴及び住 所

八 運営規程

の

九 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

当該申請に係る事業に係る資産の)状況

当該申請に係る事業に係る従業者の

勤務の

体制及び勤

務形態

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診十二 指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 除く。 当 各号 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は 事項を記載した申請書又は書類を、 を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 障害福祉サー 該 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援A型に係る指定 事 (第三号及び第十四号を除く。 項を閲覧することができる場合は、 につ V ビス事業者の指定の更新を受けようとする者は、 ては 都道府県知事が 当 「該指定に係る事業所の に掲げる事項及び次に掲げる インターネットを利用して この限りでない。 書類 (登記事項証明 ただし、 所在 書を 前項 前 地 項

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二誓約書

3 書の 者が 号までに掲げる事項に変更がないときは、 前項の規 既に当 記載又は書類の提出を省略させることができる 定にかり 該都道府県知事に カゝ わらず、 提出し 都道府県知事 ている第 これらの事項に係る申 は 当該申 項第四 号 -請に係る事業 から第十二 請

(就労継続支援B型に係る指定の申請等)

の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次二号の就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に第三十四条の十八 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診十二 指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指

- 三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(就労継続支援B型に係る指定の申請)

の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次二号の就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に第三十四条の十八 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第

利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記項事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

- 一事業所の名称及び所在地
- 名、生年月日、住所及び職名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図 (各室の用途を明示するものとする。) 及び設

備の概要

六 利用者の推定数

所及び経歴というでは、一手業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住

八 運営規程

概要
れ
利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

- 一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

障害福祉サービス基準第九十一条 の協力医療機関の名称及び診療十二 指定障害福祉サービス基準第二百二条 において準用する指定

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

を利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでな項証明書を除く。) については、都道府県知事が、インターネット。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

事業所の名称及び所在地

(V) 上斤 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

名及び住所

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所

」 月音な

概要
れ
利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤

務形態

-二 指定障害福祉サービス基準第二百二条 において準用する指定

障害福祉サービス基準第九十一条 の協力医療機関の名称及び診療

·三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 除く。 第四 各号 当該事項を閲覧することができる場合は、 を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 事項を記載した申請書又は書類を、 害福祉サー 号に 第四 (第三号及び第十四号を除く。 については 掲 7 げる事項を記載した申請書又は書 条第 ビス事業者の指定の更新を受け 項の規定に基づき就労継 都道府県知事が、 当該指定に係る事業所の に掲げる事項及び次に インターネットを利用して この限りでない 類 ようとする者は、 続支援B型に係る指定 (登記事項証明書を ただし、 掲げる 所 前項 在

現に受けている指定の有効期間満了日

一誓約書

3 書の 号までに掲げる事項に変更がないときは、 者が既に当該都道府県知事に提出している第一 記載又は書類の提出を省略させることができる。 項の規定に か か わ 5 ず 都道 府 県 知 事 これらの は 項第四号から第十二 該 事項に係る申 审 請 に係る事

(共同生活援助に係る指定の申請等)

まれる。 まで、 ない。 を利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りで とでは、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係 での各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係 で係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、 第三十四条の十九 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助 ない。

事業所の名称及び所在地

名、生年月日、住所及び職名 - 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

、共同生活援助に係る指定の申請

第三十四条の十九 ない。 トを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 事項証明書を除く。)については、 る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならな 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者 ただし、 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援 都道府県知事が、 当該 インターネッ この限りで %申請に係 (登記 は、

事業所の名称及び所在地

氏

当該申請に係る事業の開始の予定年月

兀 申 -請者 この定款、 寄附行為等及びその 登記 事項 証明書又は条例

五. 並びに設備 物の構造概要及び平面図 の概要 (各室の用途を明示するものとする

六 利用者の 推 定 数

七 所及び経歴 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、 生年月日 住

運営規程

九 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措

当該申請に係る事業に係る従業者の 勤務 0 体制 及び 勤務形 態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 定障害福祉サービス基準第百五十三条第一 !協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 項 に規定する協力歯科医療機関があるときは、 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指 項の協力医療機関の名 その名称及び当 (同条第

0 定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携その 適切な支援体制 上害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携その他指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指 の概要

十四四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

士五 誓約

役員の 氏名、 生年月日及び住所

その他 指定に関し必要と認める事 項

2 福 祉 サ 第 应 +ピ ス 事業者 条第 0 項 指定の更 規定に基づ 新を受けようとする者 き共同 生活 援 助に係る指定障害 は 前 項 各号

第

三号及び第十五号を除く。

に掲げる事項及び次に掲げる事

 \equiv 当該申請に係る事業の開始 の予定年 貞

五 四 申請者の定款、 寄 附行為等及びその 登記事項 証明書又は条例等

建物の構造概要及び平面図並びに設備

 \mathcal{O} 概

要

六 利用者の 推定数

七

事業所の管理者及びサー ビス管理責任者の氏名、 経歴及び住 所

八 運営規程

置

0

九 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措 置の

当該申請に係る事業に係る従業者の 勤務の 体 制 及び 勤 務形態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項 一項 に規定する協力歯科医療機関があるときは、 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用 の協力医療機関の名 その名称及び当 (同条第 する指

定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携その他三 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指 \mathcal{O} 適切な支援体制の概

十四四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十 五 その他指定に関し 必要と認める事項

事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該居に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四轄の工業のでは、前項第四年でのでは、お道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四年でのでは、

現に受けている指定の有効期間満了日

一誓約書

認められるもの)
をする指定の取消しに該当しないこととすることが相当であるとに対象三十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規

第三十四条の二十の二 防止するための当該指定事業者等 場合を含む。 五十 る指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認めら れるものは、 合を含む。 三項、 条の三 一該指定の 次項において同じ。 条の二十第二項 一条の二十 第三十八条第三 第 取 消 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、 厚生労働大臣、 及び第五十九条第三項において準用する場合を含む 第四十 の処分 第 (法第五十一条の二十一 項 法第三十六条第三項第六号 項において準用する場合を含む。 の厚生労働省令で定める同号本文に規定す 条第四項、 の理由となっ (法第三十九条第二項において準用する場 都道府県知事又は市町村長が法第五十 (法第四十二条第一項に規定する 第五十 た事実及び当 第二項において準用する 条の十九第一 (法第三十七条第 「該事実の 項 発生を 第五十 (法第

(新設

られない場合に係るものとする。

いての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者等が有いての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者等が有情定事業者等がら。以下同じ。)による業務管理体制の整備につ

相当であると認められるものについて準用する。 る同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが 前項の規定は、法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定め

(新設)

(法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等)

第三十四条の二十の三 同じ。 者の親会社等」という。 場合を含む。 五十 合を含む。 三項、 条の二十第二 一条の二十一 第三十八条第三項)に規定する申請者の親会社等)において準用する場合を含む。以下この条において 項 第四十一条第四項、 第一 (法第五十一条の二十一 一項において準用する場合を含む。 法第三十六条第三項第七号 (法第三十九条第二項において準用する場 は 次に掲げる者とする。 第五十一条の十九第二 (以下この条において 第一 一項において準用する (法第三 項 十七条第 第五十 申 (法第 請

| |有している者| | 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所

る者で同じ。)である場合に限る。)の資本金の過半数を出資していて同じ。)である場合に限る。)の資本金の過半数を出資してい百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条におい申請者(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五

以上の支配力を有すると認められる者
三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等

法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会

2

える関係にある者は、次に掲げる者とする。社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与

- 一 申請者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の
- 過半数を出資している者 申請者の親会社等(持分会社である場合に限る。)が資本金の

過半数を所有している者

- に掲げる者と同等以上と認められる者事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号
- ある者は、次に掲げる者とする。 事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係に 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその
- | 有している者 | 申請者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所
- と同等以上と認められる者 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者
- る者であること。
 くは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与してい申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若し
- 定を受けた者であること。の十七第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指の十七第一項第一項の規定により都道府県知事又は第五十一条の十四第一項又は第五十一条
- れイからホまでに定める障害福祉サービスを行っていた者、へに 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞ

- イ 請者 当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス 行 以下この号において 動 障 援 害 護に限る。 福 法第二十九条第 祉サービス 以下このイにおいて同じ。 「指定障害福祉サービス」 (居宅介護) 項に規定する指定障害福祉サー 重度訪問介護、 という。 に係る指定の申 同行援護及び)に該 ビス(
- 口 ずれか一以上のサービス 設障害福祉サー 入所に限る。 障害福祉サービス 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちい 以下このロ ビスとして提供される場合を除く。 (生活介護 に おいて同じ。 (法第五条第一 に係る指定の 項に規定する施 及び 申 請者 短期

- ホ 援に限 る指定の申請者 して提供される場合を除く。 障害福祉サービス スのうちいずれか ŋ 法第五条第 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サ 自立 一以上のサービス 項に規定する施設障害福祉サ 訓 練、 以下この 就労移行支援及び就労継続支 ホにおい て同じ。 ĺ -ビスと に係
- ト 地域相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十四第一 障害者支援施設に係る指定の申請者 指定障害者支援施設
- 項に規定する指定地域相談支援(以下「指定地域相談支援」と地域相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十四第一

(法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)	(新設) (藤間決定予定日の通知) (新設) (藤間決定予定日の通知) (新設) (藤間決定予定日の通知) (新設) (藤間決定予定日の通知) (新設)	いう。) 項に規定する指定計画相談支援(以下「指定計画相談支援」と 計画相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十七第二
ついてはこの限りでない。 (法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準) (法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法第三十四条の二十の二 法第三十六条第四項(法第三十七条第二項に		

(削除)

、指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申 請

第三十四条の二十二 事に提出しなければならない。 類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知 各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サー この条において同じ。 祉サービス事業者 ビスの種類に応じ、 (特定障害福祉サービスに係るものに限る。 当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書 法第三十七条第)の指定の変更を受けようとする者は、 一項の規定に基づき指定障害福 次の 以下

- 第十五号に掲げる事項並びに利用定員 生活介護 第三十四条の九第一 号、 第二号、 第五号、 第十号及
- 就労継続支援B型 第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員 第三十四条の十八第一号、 第一 号、 第五号

、指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 類に応じ、 第三十四条の十三第四号、 第三十四条の七第一 げる指定障害福祉 在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所 九 第四号、 当該各号に定める事項に変更があったときは、 第三十四条の十 サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲 項第四号、 第三十四条の十四第四号、 第四号、 第三十四条の八第四号、 第三十四条の十二第四号、 第三十四条の 第三十四条 ただし、 当該変更

> 、指定障害福祉サ ĺ ビス事業者 の指定の)更新)

第 準用する。 三十四条の 十一条第 項 0 $\overline{+}$ 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新につ 第 十四条の 七 から前条まで 0 規定は、 法第四

(指定障害福祉サー ビス事業者の指定の変更 0 申 請

第三十四条の二十二 この条において同じ。 類を、 事に提出しなければならない。 ビスの種類に応じ、 各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福 祉サービス事業者 当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知 (特定障害福祉サービスに係るものに限る。 当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福)の指定の変更を受けようとする者は、 祉サー 次の 以下

に掲げる事項並びに利用定員 生活介護 第三十四条の九第一号、 第二号、 第五号及び第十号

及び第十号に掲げる事項並びに利用定員 就労継続支援B型 第三十四条の十八第 一号、 第二号、 第五号

(指定障害福祉サー ビス事業者の名称等の変更の届出

第三十四条の二十三 三十四条の十二第四号、 第三十四条の七第 に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所 類に応じ、 げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの 在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 九第四号、 当該各号に定める事項に変更があったときは、 第 十四四 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲 項第四号、 条 第三十四条の十三第四号、 0 十第四号、 第三十四条の八第四号、 第三十四 条の十一第四号、 第三十四条の十 第三十四条 ただし、 当該変更 第 種

ことができる場合は、この限りでない。
、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧するを記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については第三十四条の十八第四号及び第三十四条の十九第四号に掲げる事項十五第四号、第三十四条の十六第四号、第三十四条の十七第四号、

- 号に掲げる事 るものに限る。 七第一項第一号、 居宅介護、 重度訪問介護、 項 第 第五号から第七号まで、 号、 第四号 同行援護又は行動援護 (当該指定に係る事業に関す 第十一号及び第十三 第三十 应 条
- 九号、 該指定に係る事業に関するものに限る。 療養介護 第十三号及び第十五号に掲げる事項 第三十四 条の 八第 項 第 号、 第六号、 第二 号、 第八号、 第四号 当 第
- 八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第三 生活介護 第三十四条の九第一項第一号、第二号、第四号(当

(削除

兀 第七号 当該指定に係る事業に関するものに限る。)、 規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。 短期入所 第八号、 (指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項 第九号、 第三十四 第十三号、 条の 第 第十四号及び第十六号に掲げる 項 第 号、 第五号、 号、 第六号、 第四

五. 号 から第九号まで、 重度障害者等包括支援 第 兀 号 (当該指定に係る事業に関するもの 第十三号、 第三十四条の 第十四号及び第十六号に掲げる事 + 第 に限る。 項 第 号、 第五 第二

して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用十九第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明三十四条の十七第四号、第三十四条の十八第四号及び第三十四条の四第四号、第三十四条の十五第四号、第三十四条の十六第四号、第

- 事項の七院る。)、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げるの七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関すの七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関す
- び第十三号に掲げる事項に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号、第九号及に係る事業に関するものに限る。)、第二号、第四号(当該指定
- 第十二号及び第十三号に掲げる事項に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、三 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第四号(当該指定
- まで及び第十一号に掲げる事項 当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号 四 児童デイサービス 第三十四条の十第一号、第二号、第四号 (

五. 第八号、 定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。 定に係る事業に関するものに限る。)、 (指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項 短期入所 第九号、 第三十四条の十一 第十三号及び第十四号に掲げる事項 第 号、 第五号、 第二号、 又は第一 第四号 第六号、 項 (当該指 第七号 の規

第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から六 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一号、第二号、第

項

頁号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第四ハ 共同生活介護 第三十四条の十三第一項第一号、第二号、第四

七 事 自立訓 項 第四号 第七号、 練 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 第八号、 能訓 練 第十二号、 第三十四 第十三号及び第十五号に掲げる 条の十四 第 項 第 号 第五 第二

号、 自立訓練 項 第七号、 第四号 (生活訓 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)、 第八号、 練 第十二号、 第二 十四四 第十三号及び第十五号に掲げる 条の + Ŧ. 第 項第 号、 第五 第二

頁号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七九、就労移行支援、第三十四条の十六第一項第一号、第二号、第四

第七号、 第四号 加号 第七号、 就労継続支援A型 就労継続支援B型 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)、 第八号、 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 第八号、 第十二号、 第十二号、 第三十四条の十七第 第三十四条の十八第 第十三号及び第十五号に掲げる事項 第十三号及び第十五号に掲げる事 項第 項第一号、 号、 第五号、 第二号、 第二号 第五号

七号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第二二 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第

八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第七 共同生活介護 第三十四条の十三第一号、第二号、第四号(当

七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第四号(当該維定、係を訓練)第三十四条の十四第一号、第二号、第

八

七号、 四号 自立訓練 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事 (生活訓: 第二 十四四 条の 十五 第 — 号 項 第五号、 第二号、 第第

九

八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第十 就労移行支援 第三十四条の十六第一号、第二号、第四号(当

号、 号、 号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)、 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 第八号、 就労継続支援B型 第八号、 就労継続支援A型 第十二号及び第十三号に掲げる事項 第十二号及び第十三号に掲げる事 第三十四条の十八第一号、 第三十四条の十七第一号、 第二号、 第五号、 第五号、 第二号、 第七 第四 第四 第七

第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、三二共同生活援助第三十四条の十九第一号、第二号、第四号(

事項

- 勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。 は、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び十二号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うもの2 前項の届出であって、同項第二号、第四号から第十号まで及び第
- なければならない。 サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ビスの事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サー
- 4 ない。 者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなら 業を廃止し、 指定障害福祉サービス事業者は、 月前までに、 又は休止しようとするときは 次に掲げる事項を当該指定障害福祉サー 当該指定障害福 その 廃止又は休 祉 サー ・ビス ビス事業 芷 0) \mathcal{O} 日 事
- 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 一 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所設」という。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事条第一項に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき法第二十九

2 び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。 0) 第十三号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員 は、 前 項の届出であって、 それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の 同項第二 号、 第四号から第十 (の増 勤 号まで及び 加に伴うも 務 \mathcal{O} が体制及

(新設)

道府県知事に届け出なければならない。を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事

3

- 廃止、休止又は再開した年月日
- 一 廃止又は休止した場合にあっては、その理由
- を受けていた者に対する措置 | 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定障害福祉サービス
- 四 休止した場合にあっては、休止の予定期間

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所設」という。)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事条第一項に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき法第二十九

事 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 ·項を閲覧することができる場合は、)については、 都道府県知事が、 インター この限りでない。 (登記事項証明 ネットを利用 書を除 して当該 <

- 施設の名称及び設置の場所
- 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏 生年月日 住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月
- 兀 五. て同じ。 設入所支援を除く。 提供する法第五条第 設置者の定款、)の種 類 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例 以下この条、 項 に規定する施設障害福祉サービス 次条及び第六十八条の二におい (施 等
- 建物の構造概要及び平 並びに設備 の概 要 面図 (各室の用途を明示するものとする
- 七 利用者の推定 数
- 八 及び経歴 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、 生年月日 住 所
- 九 運営規程
- 十 要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措 置 0
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び 及び勤務形態を明示するものとする。 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの 従業者の 勤務 勤務 の体 形 熊
- 当該申請に係る事業に係る資産の状況

制

兀 十六条第 及び 以下この 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、 運営に関する基準 款において 項 の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協 「指定障害者支援施設基準」 (平成十八年厚生労働省令第百七十二号 とい 第 設

> 号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 事項を閲覧することができる場合は、 については、 都道府県知事が、 インター この限りでない。 (登記事 -ネット -を利用 項 証 明書を除 て当該 <

- 施設の名称及び設置の場所
- 名及び住所 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏
- \equiv 当該申請に係る事業の開始の予定年月
- 五. 兀 て同じ。 設入所支援を除く。 設置者の定款、 提供する法第五条第一 の種類 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 以下この条、 項 に規定する施設障害福祉 次条及び第六十八条の二にお ビス(施
- 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の)概要
- 七 利用者の推定数
- 八 施設の管理者及びサー ビス管理責任者の 氏名、 経歴及び 住 所
- + 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措 運営規程

置

0

要

- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務 制 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の勤 及び勤務形態を明示するものとする。 の体 制 及び 勤 務形態 務 \mathcal{O} 体
- 兀 備 十六条第一項 以下この款において「指定障害者支援施設基準」 及び運営に関する基準 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の 当該申請に係る事業に係る資産の状況 の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協 (平成十八年厚生労働省令第百七十) という。 人員、 一号 第 設

機関があるときは、 力医療機関との契約の内容 内容を含む。 その名称及び当該協力歯科医療機関との契約 (同条第二項 に規定する協力歯科医療

十四四 機関の名称 及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係 指定障害者支援施設基準第三十条第二項 、第三十一条第二項 (就労移行支援を行う場合に限る。

十五 求に関する事項 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請

誓約書

役員の氏名 生年月日及び住所

その他指定に関し必要と認める事項

2

場合は、 事が、 請書又は書類 更新を受けようとする者は、 なければならない。 法第四十一条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の 当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出し に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類 インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる この限りでない。 (登記事項証明書を除く。 ただし、 第 前項第四号に掲げる事項を記載した申 項各号 (第三号及び第十六号を除 については、 都道府県知

現に受けている指定の有効期間満了日

誓約書

3 までに掲げる事項に変更がないときは、 が既に当該都道府県知事に提出している第一 の記載又は 前項の規定にかかわらず、 書類の提出を省略させることができる。 都道府県知事は、 これらの事項に係る申請書 項第四号から第十 当該申請に係る施設

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生

機関があるときは、 の内容を含む。) 力医療機関との契約の内容(同条第二項 その名称及び当該協力歯科医療機関との契約 に規定する協力歯科医療

十四四 機関の名称 及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係 指定障害者支援施設基準第三十条第二項 、第三十一条第二項 (就労移行支援を行う場合に限る。

十 五 求に関する事項 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請

十六 その他指定に関し必要と認める事 項

2 更新について準用する。 前項の規定は、 法第四十 条第 一項の指定障害者支援施設の指定

 \mathcal{O}

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生

労働省令で定める基準)

四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項

の更新について準用する。
2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定

、指定障害者支援施設の指定の変更の申請)

第三十四条の二十五 四条の二十四第一項第 条第 なければならない。 する者は、)を増加するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようと 入所定員 十一号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、 十七号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、 該 申請に係る施設 一項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更するため (生活介護に係るものに限る。 同項第一号、 法第三十九条第 の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出し 第二号、 号、 第二号、 第六号、 第五号から第七号まで及び第 項の規定に基づき法第二十九 以下この条において同じ。 第七号、 当該指定に係る 第十一号及び第 第三十

(指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等)

第三十四条の二十六 に係る事項について当該指定障害者支援施設 号まで及び第十七号に掲げる事項に変更があったときは、 る都道府県知事に届け出なければならない。 るものに限る。 一十四第 一項第 号、 第六号、 指定障害者支援施設の設置者は、 第 一号、 第八号、 第四号 第九号、 (当該指定に係る事業に関 ただし、 の設置の場所を管轄す 第十三号から第十五 同項第四号に 第三十四 当該変更 |条の

労働省令で定める基準)

四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。において準用する場合を含む。) において準用する法第三十六条第第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項 (法第三十九条第二項

の更新について準用する。 1 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定

、指定障害者支援施設の指定の変更の申請

第三十四条の二十五 条第一 の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 入所定員を記載した申請書又は書類を、 第一号、 めに指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、 介護に係るものに限る。 事項を記載した申請書又は書類を、 に指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、 項第一号、 項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更するため 第一 号、 第二号、 第六号、 法第三十九条第 第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる 以下この条において同じ。)を増加するた 第七号及び第十一号に掲げる事項並びに 当該指定に係る入所定員 一項の規定に基づき法第二十 当該申請に係る施設 前条第 (生活 設置 同 項

(指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等)

第三十四条の二十六 二十四第 知事に届け出なければならない。 について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道 るものに限る。 五号までに掲げる事項に変更があったときは、 一項第一号、 第六号、 指定障害者支援施設の設置者は、 第一 号、 第八号、 第四号 ただし、 第九号及び第十三号から第十 (当該指定に係る事業に関 同項第四号に掲げる事項 当該変更に係る事項 第三十四 条の 府県

を閲覧することができる場合は、この限りでない。 掲げる事項を記載した申請書又は書類 については、 都道府県知事が、

(削除

インターネットを利用して当該事項 (登記事項証明書を除く。 ことができる場合は、この限りでない。 を記載した申請書又は書類 都道府県知事が、 インターネットを利用して当該事項を閲覧する

(登記事項証明書を除く。) については

(指定相談支援事業者の指定の申請等)

でない。 第三十四条の二十七 ない。 ットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 記事項証明書を除く。 係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなら 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に の規定に基づき指定相談支援事業者の指定を受けようとする者は ただし 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登 法第四十条において準用する法第三十六条第一 については、 都道府県知事が インターネ この限り

申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏 事業所の名称及び所在地

当該申請に係る事業の開始の予定年月日

名及び住所

兀 申請者の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

六

五

事業所の平面図

する指定相談支援をいう。 事業所の管理者及び指定相談支援 以下同じ。 (法第三十) の提供に当たる者の氏名 二条第 項 に規定

運営規程

経歴及び住所

八 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するため に講ずる措置の

十 九 当該申請に係る事業に係る資産の状況

当該申請に係る事業に係る従業者の

勤務の

体制及び勤務形態

- 56 -

(削除)

(指定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

2

前項の規定は、法第四十

条第一項

の指定相談支援事業者の指定

の更新について準用する。

十 二

その他指定に関し必要と認める事項

関する事項

十· 一·

当該申請に係る事業に係るサービス利用計画作成費の請求に

第三十四条の二十八 一号、 第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。 指定相談支援事業者は、前条第一項第一号、 第五

号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項に変更があったときは 当該変更に係る事項について指定相談支援事業者の事業所の所在

を除く。 項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書 地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、 て当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 については、 都道府県知事が、 インターネットを利用し 同

2 らない。 業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければな 又は再開したときは、 指定相談支援事業者は、指定相談支援の事業を廃止し、休止し、 次の各号に掲げる事項を当該指定相談支援事

廃止、 休止又は再開した年月日

廃止又は休止した場合にあっては、 その理由

いた者に対する措置 廃止又は休止した場合にあっては、 現に指定相談支援を受けて

兀 休止した場合にあっては、 休止の予定期間

(新設

第五款

業務管理体制の整備等

(第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項という。)に届け出なければならない。 という。)に届け出なければならない。 一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 (業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。)
(新党)	(業务管理本制の整備で関する事項の届出)
	行うこと。 行うこと。 ための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に
	責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保する
	並びに法第五条第一項に規定するのぞみの園の設置者 法令遵守
	三 指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等
	合することを確呆するための現程を整備すること。事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適
	二 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定
	「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
	事業者等 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下
	指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定
	ころによる。
	る基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めると
	第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定め
(新設)	(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

(新設)	
	業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事第三十四条の三十一厚生労働大臣は、指定事業者等が法第五十一条の
(新設)	る厚生労働大臣による通知)(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合におけ)
	った場合における厚生労働大臣による通知 った場合における厚生労働大臣による通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければなを行使した年月日、法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働
(新設)	(都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行
	働大臣等の双方に届け出なければならない。 「大き厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け
	事業者等は、去第五十一条の二第二頁各号に掲げる区分にない。 はい。 場各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なけ
	ときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の2 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったある場合に限る。)
	四 業務執行の状況の監査の方法の概要(前条第三号に掲げる者で

第一款 地域相談支援給付決定等 (新設)

	るりの六第
(新設)	令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。第三十四条の三十五 法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省(法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)
(新設)	(法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣
	活法人一 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当事業を行うもの訴市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する訴法人
(新設)	「一大会社では、大の名号に定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定第三十四条の三十三 法第五十一条の六第二項において準用する法第定する厚生労働省令で定める者) 「法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規
	二 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容条第一項第二号に掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況一 当該障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前

(新設)	第三十四条の三十八 法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省(法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)
(新設)	(サービス等利用計画案の提出先及び提出期限 第三十四条の三十七 市町村は、法第五十一条の七第四項の規定に基 の事項を書面により法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者に に対し通知するものとする。 に当たって当該サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続) に当たって当該サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続)
(新設)	(法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合とする 第三十四条の三十六 法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省 一等で定める場合は、障害者が法第五十一条の六第一項の申請をした 場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に 規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する厚生労働省 一等の一項の申請をした で定める場合は、市町村が必要と認める場合とする の一方の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする の一方の対象となる。 の一方の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする の一方の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする の一方の対象となる場合には、市町村が必要と認める。 の一方の対象となるは、市町村が必要と認める。 の一方の対象となる場合には、市町村が必要となる。 の一方の対象となる。 の一方の対象となるは、市町村が必要となる。 の一方の対象となる。 の一方のの一方の対象となる。 の一方のの一方ののののでは、 の一方ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
	六 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況 四 当該申請に係る障害者の置かれている環境 体的内容 体的内容 本的内容 本的内容 本的内容 本的内容 本的内容 本的内容 本的内容 本

(新設)	第三十四条の四十二 法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定(法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間)
	その他必要な事項地域相談支援給付法をおります。
	給及給、
(新設)	第三十四条の四十一を第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省(法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項)
(新設)	で定める期間は、一月間とする。第三十四条の四十、法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令(法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間)
	の者が作成するサービス等利用計画案とする。 令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外第三十四条の三十九 法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省ス等利用計画案)
(新設)	(法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービー)
	るサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。合又は法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者が次条に規定すっで定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場

五 その他必要な事項			- 「はいない。 障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出		(地域相談支援給付決定の変更の申請) (新設)	事項は、地域相談支援給付量	第三十四条の四十三 法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省	(法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項) (新設)	決定の有効期間とする。	は、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を地域相談支援給付	地域相談支援給付決定を行った日が月の初日である場合にあって	して市町村が定める期間	二 地域定着支援 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位と	て市町村が定める期間	一 地域移行支援 一月間から六月間までの範囲内で月を単位とし	に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。	月の末日までの期間と次の各号に掲げる地域相談支援の種類の区分	

(準用) (準用) (準用) (準用) (準用)	(地域相談支援給付決定の変更の決定により受給者証の提出を求める場合の手続) (地域相談支援給付決定の変更の決定を行ったときは、次の各号で掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定の変更の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定の変更の決定を行ったときは、次の各号に地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。 地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。 地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。 一
(新設)	(新設)

	第三十四条の四十九 市町村は、法第五十一条の十第一項の規定に基
	還を求める場合の手続)(地域相談支援給付決定の取消しにより地域相談支援受給者証の返
	せることができる。
	を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略さ
	ればならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべればならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべ
	方頁の届出書によ、司頁第二号の事頁を正ける書頁を添けっなけ 三 その他必要な事項
	二 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
	生年月日及び連絡先
	一 当該届出を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、
	町村に提出しなければならない。
	に掲げる事項を記載した届出書に地域相談支援受給者証を添えて市
	更の届出をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号
	第三十四条の四十八 令第二十六条の七の規定に基づき申請内容の変
(新設)	(申請内容の変更の届出)
	P니
(新設)	(令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項)
	付について準用する。
	いて準用する法第五十一条の七第八項の地域相談支援受給者証の交
	の四十一(第三号に限る。)の規定は法第五十一条の九第三項にお
	第五十一条の七第七項の地域相談支援給付量について、第三十四条
	十四条の四十の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法

相談支援受給者証の返還を求めるものとする。
げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害者に通知し、地域づき地域相談支援給付決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲

- の取消しを行った旨 法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定
- 二 地域相談支援受給者証を返還する必要がある旨
- 地域相談支援受給者証の返還先及び返還期限

(地域相談支援受給者証の再交付の申請)

ければならない。
は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなる。
お者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者第三十四条の五十。令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受

生年月日及び連絡先一当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、

一当該申請の理由

、同項の申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければなら2 地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には

びならない。 受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなけれ 受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなけれ

(新設)

	第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 「生年月日、連絡先及び地域相談支援受給者証番号(第三十四条の四十一第二号に規定する地域相談支援受給者証番号(第三十四条の同じ。) 「可の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。
(新設)	揺
(新設)	給者証を提示しなければならない。 「は、その都度、指定一般相談支援事業者に対して地域相談支援受の十四第二項の規定に基づき、指定地域相談支援を受けるに当たっの十四条の五十二 地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条(地域相談支援受給者証の提示)
(新設)	基づき、毎月、地域相談支援給付費を支給するものとする。第三十四条の五十一 市町村は、法第五十一条の十四第一項の規定に(地域相談支援給付費の支給)
(新設)	の支給計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、

	計画相談支援対象障害者等が、法第五十一条の十七第一項援給付費の支給を行わないことができる。
(新設)	対は、欠り各号こ掲げる易合こは、支給の取消し)
	までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。
	る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月
	等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係
	3 支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者
	ることとする。
	省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載す
	害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働
	する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障
	条において「支給期間」という。)及び法第五条第二十二項に規定
	るときは、計画相談支援給付費を支給する期間(以下この条及び次
	五十一条の十七第一項各号に規定する計画相談支援を受けたと認め
	2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第
	においては、当該障害児の氏名、生年月日
	二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合
	年月日及び連絡先
	一当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生
	を市町村に提出しなければならない。
	をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書
	(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等
	相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等
	第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画
(新設)	(計画相談支援給付費の支給の申請)

(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)	第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事	基づき、毎月、計画相談支援給付費を支給するものとする。第三十四条の五十六 市町村は、法第五十一条の十七第一項の規定に(計画相談支援給付費の支給)	定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。
(新設)	(新設)	(新設)	

第三十四条の五十七 四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 該事項を閲覧することができる場合は、 地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 る事項を記載した申請書又は書類を、 (相談支援事業者の指定を受けようとする者は、 につ いては、 都道府県知事が、 法第五十 一条の十九第 はければならない。ただし、第当該申請に係る事業所の所在 インター この限りでない 項 (登記事項証明書を除 ネットを利用して当 の規定に基づき指定 次の各号に掲げ

事業所の名称及び所在地

名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏 年月日、 住所及び職名

当該申請に係る事業の開始の予定年月日

六 五 四 三 事業所の平面図 申請者の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

事業所の管理者、 住所及び経歴 指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、

七 運営規程

生年月日、

八 概要 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置 $\overline{\mathcal{O}}$

十 九 当該申 請に 係る事業に 係る従業者の勤 務 0 体制 及び勤務形 態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

+ る事項 当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関す

ないことを誓約する書面 一項各号 法第五· (同項第四号、 十一 条の十九第一 第十号及び第十三号を除く。 (以下この条において 項におい て準用する法第三 誓約書」 に該当し 十六条第 という

役員の氏名 生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 知事に を記載した申請書又は書類 書又は書類を 業者の指定の更新を受けようとする者は、 ことができる場合は、 十二号を除く。 都道府県知事が、 法第五十 提出しなけ 一条の二十 当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県 に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申 ればならない。 インターネットを利用して当該事項を閲覧する この限りでない。 第 (登記事項証明書を除く。 項の規定に基づき指定 ただし 前項第四号に 前項各号 (第三号及び 般相談支援 については 掲げる事項 第 事

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

の記載又は書類の提出を省略させることができる。 までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業

(新設)

(指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三 0 だし 所の きは、 項証明書を除く。 第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項に変更があっ を利用し 第 十 -四条の 所 号 在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 同 て当該事項を閲覧することができる場合は .項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 一該変更に係る事項について指定一 第四号 五十八 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 については、 指 定 般相談支援事業者 都道府県知事が、 般相談支援事業者の は 前条第 インターネット この 限りでな 項 (登記 第 たと 事業 事 묽

2 指定一般相談支援事業者は、休止した当該指定地域相談支援の

事

ない。 者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなら 業を再開したときは 再開した年月日を当該指定 般相談支援事業

- 3 までに、 所在地を管轄する都道府県知事に届け出なけ 指定一 又は休止しようとするときは、 般 次に掲げる事項を当該指定 相談支援事業者は、 当該指定地域相談支援の その 般相談支援事業者の事業所 廃止又は休止の日 ればならない 事業を . の 月 廃 $\hat{\mathcal{O}}$ 前 止
- 廃止し、 又は休止しようとする年月日
- 廃止し、 又は休止しようとする理由
- 現に指 定 地 域相談支援を受けて いる者に対する措置
- 兀 休止しようとする場合にあっては 休止の予定期間

(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

第三 地を管轄する市町村長に提出しなければならない。 特定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、 に掲げる事項を記載した申請書又は書類 る事項を記載した申請書又は書類を、 一十四条の五十九 につい て は 市町村長が 法第五十 インターネットを利用して当該事項を 条の二 当該申請に係る事業所の所在 十第一 (登記事項証明書を除く。 項 0 規 ただし、 次の各号に掲げ 定に基づき指定 第四号

事業所の名称及び所在地

閲覧することができる場合は、

この限りでない。

申請者の名称及び主たる事務所の 生年月日 住所及び職名 所在地並びにその代表者の氏

 \equiv |該申請に係る事業の開始の予定年月日

申請者 0 定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

六 五 四 事業所 の平 面 図

事業所の管理者及び相談支援専門員 (障害者自立支援法に基づ

年月日、住所及び経歴いう。以下同じ。)指定計画相談支援の提供に当たる者の氏名、生四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員を四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員を

七 運営規程

概要

一利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

る事項
一 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関す

。|| ないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という| ないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という| 三項各号(同項第四号、第十号及び第十三号を除く。)に該当し| 十二 法第五十一条の二十第二項において準用する法第三十六条第

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

2 法第五十一条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める基準十四 その他指定に関し必要と認める事項

は、

次の各号に定めるところによる。

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当するこ は身近な地域に指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としてい 相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としてい ない障害の種類についても対応できる体制を確保している場合又 ない障害の種類についても対応できる体制を確保している場合又 ない障害の種類についても対応できる体制を確保している場合又 ない障害の種類についても対応できる体制を確保している場合又 は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当するこ とを含む。)

- していること。 加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保 法第八十九条の二第 項に規定する自立支援協議会に定期的に
- 員に対し 定相談支援事業所をいう。 特定相談支援事業所 検討等を行う体制を整えていること。 計画的な研修又は当該特定相談支援事業所における事 (法第五十一 以下同じ。 条の二十第 において 項に 相談支援専門 規定する特
- 3 ができる場合は、 長に提出しなければならない。ただし、 業者の指定の更新を受けようとする者は、 請書又は書類を 第十二号を除く。 を記載した申請書又は書類 市長村長が 法第五十一条の二十一第 インターネットを利用して当該事項を閲覧すること この限りでない。 当該指定に係る事業所の に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申 (登記事項証明書を除く。 一項の規定に基づき指定特定相談支援事 第 所在地を管轄する市町村 第 項第四号に掲げる事項 項各号 につい (第三号及び ては
- 現に受けている指定の有効期間満了日

誓約書

4 既に当 げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又 は書類の提出を省略させることができる。 前項の規定にかか 「該市町村長に提出している第 わらず、 市町村長は、 項第四号から第十号までに掲 当該申 請に係る事業者が

(新設)

第三十四条の六十

(指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

指定特定相談支援事業者は、

前条第

項

第

号、

第二号、

第四号

(当該指定に係る事業に関するものに限る。

五号から第七号ま

で及び第十

号に掲げる事項に変更があっ

たとき

第

は

当該変更に係る事項について指定特定相談支援事業者の事業所

当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、

- 電子一者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない業を再開したときは、再開した年月日を当該指定特定相談支援事業者は、休止した当該指定計画相談支援の事
- 3 までに、 所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。 指定特定相談支援事業者は、 又 は 次に掲げる事項を当該指定特定相談支援事業者の 休止しようとするときは、 当該 必指 定計 その 廃 止 画相談支援の 一又は 休止の 日 事業を廃 事業所 (T) 月前 止
- 一廃止し、又は休止しようとする年月日
- 一 廃止し、又は休止しようとする理由
- | 現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第四款 業務管理体制の整備等

|第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準|

法

るところによる。
「定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定め第三十四条の六十一」法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で

業者をいう。以下同じ。) 法令遵守責任者の選任をすること。事業者(法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援

指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援

(新 設)

することを確保するための規程を整備すること。事業者法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合

定期的に行うこと。

| 定期的に行うこと。
| 体保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することをおった。| 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の六十二 掲げる事項を記載した届出書を、 おいて「厚生労働大臣等」という。 に応じ、厚生労働大臣、 項の規定による業務管理体制の整備について、 事業者の名称又は氏名、 氏名、 生年月日 指定相談支援事業者は、 住所及び職名 都道府県知事又は市町村長 主たる事務所の所在地並びにその代表 同条第一 に届け出なければならない。 |項各号に掲げる者の区分 法第五十一条の三十一 遅滞なく、 (以下この条に 次に

法令遵守責任者の氏名及び生年月日

場合に限る。)を受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者であるを受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者である一業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定)

の数が百以上の指定相談支援事業者である場合に限る。) 四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所

け出なければならない。

一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届

あったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十

は定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が

る区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分に3 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げ

載した申請書を、市町村(育成医療(令第一条第一号に規定する育うとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請をしよ第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十(支給認定の申請等)	載した申請書を、市町村(育成医療(令第一条第一号に規定する育うとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請をしよ第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十(支給認定の申請等)
医療費の支給第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護	医療費の支給第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護
(新設)	保知事又は市町村長に通知しなければならない。 保知事又は市町村長に通知しなければならない。 保事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府ときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府ときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府ときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事による命令に違反した場合に、法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合に、
(新設)	事項を示さなければならない。 事項を示さなければならない。 事項を示さなければならない。 事項を示さなければならない。 事項を示さなければならない。 事項を示さなければならない。 事項を示さなければならない。
	べき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。より届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出る

出しなければならない。 給に関しては、 する精神通院医療をいう。 成医療をいう。 都道府県とする。 以下同じ。 以下同)又は精神通院医療 以下「市町村等」という。)に提 ľ に係る自立支援医療費の支 (同条第三号に規定

八

九 者をいう。 高額治療継続者 以下同じ。 (令第三十五条第一)に該当するかの別 号に規定する高額治療継続

(略)

2 ない。 等によって確認することができるときは、 とができる。 前項の申請書には、 ただし、 市町村等は、 次の各号に掲げる書類を添付しなければなら 当該書類により証明すべき事実を公簿 当該書類を省略させるこ

る書類 び第五十六条において同じ。 (令第三十五条に規定する負担上限月額をいう。 前項第八号及び第九号の事項を証する書類その他負担上限月額 第四十四条第二号、第四十六条、第五十三条、 の算定のために必要な事項に関す 第四十一条第六 第五十五条及

略)

3

4

(略

(支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法

第三十九条 定める額を合算するものとする。 の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、 令第二十九条第一項の合算した額の算定については、 当該各号に 次

齢者医療確保法を除く。 支給認定に係る障害者等が医療保険各法)の規定による被保険者である場合又 (国民健康保険法及び

> 給に関しては、 する精神通院医療をいう。 成医療をいう。 都道府県とする。 以下同じ。)又は精神通院医療 以下同じ。 以下「市町村等」という。)に提 に係る自立支援医療費の支 (同条第三号に規

一 〈 八

出しなければならない。

九 療継続者をいう。 高額治療継続者 以下同じ。 (令第三十五条第)に該当するかの別 項第 一号に規定する高額治

2 等によって確認することができるときは、 ない。 とができる。 前項の申請書には、 ただし、 市町村等は、 次の各号に掲げる書類を添付しなければなら 当該書類により証明すべき事実を公簿 当該書類を省略させるこ

(略)

に関する書類 五条及び第五十六条において同じ。 条第六号、第四十四条第二号、第四十六条、第五十三条、 (令第三十五条第 前項第八号及び第九号の事項を証する書類その他負担上限月額 「項に規定する負担上限月額をいう。 の算定のために必要な事項 第四十 第五十

(略)

3 • 4 略

(支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法

第三十九条 定める額を合算するものとする。 の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、 令第二十九条第一 項の合算した額の算定については、 当該各号に 次

高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者である場合又 支給認定に係る障害者等が医療保険各法 (国民健康保険法及び

いう。以下この条において同じ。)の額第二号に掲げる所得割(令第十七条第二号イに規定する所得割をいう。以下この条において同じ。)の同法第二百九十二条第一項いう。以下この条において同じ。)の同法第二百九十二条第一項に規定する市町村民税を。)である場合 当該支給認定に係る障害者等の地方税法の規定は被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう

二・三 (略)

(令第三十五条第二号に規定する額の算定方法)

合は、第三十九条の規定を準用する。第五十二条(令第三十五条第二号に規定する合算した額を算定する場

(令第三十五条第三号に規定する厚生労働省令で定める者)

額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。とする状態となる者であって、同条第三号に定める額を負担上限月は、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要第五十三条 令第三十五条第三号に規定する厚生労働省令で定める者 :

(令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付)

付は、次の各号に掲げるものとする。第五十四条の令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給

~十二 (略)

(令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

は、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要第五十五条(令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める者

する所得割をいう。以下この条において同じ。)の額第一項第二号に掲げる所得割(令第十七条第一項第二号十に規定民税をいう。以下この条において同じ。)の同法第二百九十二条民税をいう。以下この条において同じ。)の同法第二百九十二条。)である場合 当該支給認定に係る障害者等の地方税法の規定は被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう

二·三 (略)

(令第三十五条第一項第二号に規定する額の算定方法)

する場合は、第三十九条の規定を準用する。 第五十二条 令第三十五条第一項第二号に規定する合算した額を算定

上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。を必要とする状態となる者であって、同項第三号に定める額を負担める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護第五十三条。令第三十五条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定(令第三十五条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者)

、(令第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める給付

める給付は、次の各号に掲げるものとする。 第五十四条 令第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定

~十二 (略)

第五十五条 令第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定(令第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護

める者は、

とする状態となる者であって、 同条第四号に定める額を負担 上 限 月

額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第五十六条 今第三十五条第五号に規定する厚生労働省令で定める者 五条第五号に規定する厚生労働省令で定める者

とする状態となる者であって、 額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。 同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要 同条第五号に定める額を負担上限月

(指定自立支援医療機関の指定の申 請

第五十七条 掲げる事項を記載した申請書を、 道 関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、 使果知事に提出しなければならない。 法第五十九条第 一項の規定に基づき指定自立支援医療機 当該病院 又は診療所の 所在地の都 次の各号に

- 病院又は診療所の名称及び所在地
- 開設者の住所 氏名、 生年月日及び職名又は名称

保険医療機関をいう。 保険医療機関 (健康保険法第六十三条第三項第一号 第五十九条において同じ。 である旨 に規定する

兀 類に関係があるものに限る。 標ぼうしている診療科名 (担当しようとする自立支援医療の 種

五. 担当しようとする自立支援医療の種 類

六 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の 氏 名

生年月日 住所及び経歴

七 指定自立支援医療 (育成医療又は更生医療に限る。 を行うた

めに必要な設備の概要

診療所 患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員 (育成 医療又は更生医療を行うものに限 る。 にあって

> 上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。 を必要とする状態となる者であって、 同項第四号に定める額を負担

(令第三十五条第 項第五号に規定する厚生労働省令で定める者)

第五十六条 を必要とする状態となる者であって、 める者は、 上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。 令第三十五条第 同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護 項第五号に規定する厚生労働省令で定 同項第五号に定める額を負担

(指定自立支援医療機関の指定の 申 請

第 道 掲げる事項を記載した申請書を、 関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、 五十七条 府県知事に提出しなければならない。 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機 当該病院又は診療所の所在地の都 次の各号に

- 病院又は診療所の名称及び所在地
- 開設者の住所及び氏名又は名称

三 兀 保険医療機関をいう。 保険医療機関 標ぼうしている診療科名(担当しようとする自立支援医療の種 (健康保険法第六十三条第三項第一号 に規定 第五十九条において同じ。 である旨 する

五. 担当しようとする自立支援医療の 種 類

類に関係があるものに限る。

六 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師 の氏名

及び経歴

七 めに必要な設備の概要 指定自立支援医療 (育成医療又は更生医 |療に限 る。 を行うた

は 診療所 患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員 (育成医療又は更生医療を行うもの に限る。 にあって

九 ことを誓約する書面 同 第五 項 第 +号 九条第三 から第一 一項にお (以下この条に 号まで V 及び第七号 て準用する法第三 において を除く。 「誓約書」 十六条第 該当し という。 項 ない 各号

十 役員の氏名、生年月日及び住所

十一 その他必要な事項

らない。
た申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければなた申請書を、当該薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載しを受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載し2 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定

薬局の名称及び所在地

一 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称

薬局をいう。第五十九条において同じ。)である旨 保険薬局 (健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険

四 調剤のために必要な設備及び施設の概要

五 担当しようとする自立支援医療の種類

八 七 代 誓約書

七一役員の氏名、生年月日及び住所

八 その他必要な事項

3

間 載した申 項に規定する訪問看護をいう。 定する指定居宅サービス事業者をいい、 者に限る。)又は指定居宅サービス事業者 康保険法第八十八条第 を受けようとする指定訪問看護事業者等(指定訪問看護事業者 !看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業 法 .第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の ・請書を、 をいう。 当該申請に係る訪問 以下同じ。 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。 以下この条において同じ。)を行う (介護保険法第四十一条第一項に規 は、 看 次の各号に掲げる事項を記 訪問 護ステーション等 看護 (健康保険法第八十 (同法第八条第四 (指定訪 指定 (健

九 その他必要な事項

2

らない。
た申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければなた申請書を、当該薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載しを受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載し法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定

- 薬局の名称及び所在地
- 一 開設者の住所及び氏名又は名称

薬局をいう。第五十九条において同じ。) である旨 保険薬局 (健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険

四 調剤のために必要な設備及び施設の概要

五 担当しようとする自立支援医療の種類

六 その他必要な事項

3 問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業 載 者に限る。 項に規定する訪問看護をいう。 定する指定居宅サービス事業者をいい、 康保険法第八十八条第一 を受けようとする指定訪問看護事業者等 又は指定居宅サービス事業者 した申請書を、 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援)をいう。 当該申請に係る訪問 以下同じ。 項に規定する指定訪問看護事業者を 以下この条において同じ。)を行う (介護保険法第四十一条第一項に規)は、 看護ステーショ 次の各号に掲げる事項を記 訪問看護 (指定訪問 (健康保険法第八十 同 医療機能 看護事業者 ン 等 法第八条第四 関 (指定訪 いう。 指 (健 定

道府県知事に提出しなければならない。 居宅サービス事業 ス事業をいう。 八条第一 項に規定する訪問看護事業をいう。)を行う事業所をいう。 (介護保険法第八条第一 以下同じ。 項に規定する居宅サー)又は訪問看護に係る の所在地の都 F

- その代 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並 表者の氏 名 生年月日 住所及び職 名 びに
- 当該申請に係る訪問看護ステー ション等の名称及び所在 地
- 指定訪問看護事業者等である旨

兀 ビス 定する指定訪問看護をいう。 いう。)に従事する職員の定数 !第八十八条第 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護 (介護保険法第四十一条第一 項又は高齢者医療確保法第七十八条第一)又は訪問看護に係る指定居宅サー 項に規定する指定居宅サー (健康保険 項に規 ・ビス

担当しようとする自立支援医療の 種 類

八七六五 役員の氏名、 生年月日及び住所

その他必要な事項

(変更の届出を行うべき事項

第六十一条 指定自立支援医療機関が病院又は診療所であるときは第五十七条第 条第三項 とする。 項各号 薬局であるときは同条第 に掲げる事項とし、 各号 (第 法第六十四条に規定する厚生労働省令で定める事 号 第 号 第五号及び第九号を除く。 第五号及び第六号を除く。 一項各号 指定訪問看護事業者等であるときは同 (第 号、 第五号及び第六号を に掲げる事)に掲げる事項 ず項とし 項 は

> 居宅サービス事業 道 ス事業をいう。 八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。)又は訪問 府県知事に提出しなければならない。)を行う事業所をいう。 (介護保険法第八条第一 以下同じ。 項に規定する居宅サービ)の所在地の都 看護に係 る

指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在

当該申請に係る訪問看護ステー ショ · 等 の 名称及び 所在

 \equiv 指定訪問看護事業者等である旨

兀 ビス をいう。 定する指定訪問看護をいう。 法第八十八条第一 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護 (介護保険法第四十一条第一 に従事する職 項又は高齢者医療確保法 員の定数)又は訪問看護に係る指定居宅サ 項に規定する指定居宅サービス 第七十八条第一 健 項に規 康保険

五. 担当しようとする自立支援医療の種

六 その他必要な事項

(変更の届出を行うべき事 項

第六十一条 あるときは同条第一 指定自立支援医療機関が病院又は診療所であるときは第五十七条第 頭とし、 項各号 号及び第五号を除く。 法第六十四条に規定する厚生労働省令で定める事項 第 指定訪問看護事業者等であるときは同条第1 号及び第五号を除く。 一項各号 に掲げる事項とする。 (第 号及び第五号を除く。 に掲げる事項とし、 三項各号 に掲げる 薬局で は、 **(第**

(削除

第四節 補装具費の支給

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 生相談所等」という。 者更生相談所及び次条に定める機関(次項において「身体障害者更 認めるときは、 身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害 市町村は、 の意見を聴くことができる。 補装具費の支給に当たって必要があると

2 略

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(令第四十二条の四第三項に規定する率の算定方法)

第六十四条の五 ものとする。 ては、 次の各号に掲げる額を、 令第四十二条の四第三 当該各号に掲げる額の合計額で除す |項に規定する率の算定につい

う。 険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額 生活療養をいう。 養 定障害者をいう。 一項に規定する指定療養介護医療をいう。 (健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をい 支給決定障害者 が同一の月に受けた指定療養介護医療 次号において同じ。 次号において同じ。 以下この条及び附則第十 (令第四十二条の四第 及び生活療養 を除く。 (同項第二号に規定する 以下同じ。 (令第四十二条の四第 条の二にお 項に規定する支給決 につき健康保 いて同じ (食事療

同じ。 養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額 第七十一条第 支給決定障害者が同 (食事療養及び生活療養を除く。 項に規定する基準該当療養介護医療をいう。 の月に受けた基準該当療養介護医療 につき健康保険の療 以下

第三節 補装具費の支給

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 生相談所等」という。)の意見を聴くことができる。 者更生相談所及び次条に定める機関(次項において「身体障害者更 認めるときは、 身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害 市町村は、 補装具費の支給に当たって必要があると

2 略

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

請書を市町村に提出しなければならない。
うとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申第六十五条の九の二。高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けよ

- 連絡先及び受給者証番号一当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、
- う。) 「(今第四十三条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいて)」 「当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額」
- 者 等 いう。 省令第十 をいう。 合算した額 証番号をいう。 を購入若しくは修理をしたものの氏名、 祉法第六条の二第 に規定する通所給付決定保護者をいう。 給決定障害者等以外の支給決定障害者等、 に当該購入又は修理をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を 一十四条の二第 当該申請を行う支給決定障害者等と同 (同 通 (法第七十六条第 |法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者を 所受給者 であって、 号) 通 第十八 証 所給付決定保護者 項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具 番号 項に規定する障害児通所支援若しくは同法第 入所受給者証番号 同 条の 項に規定する補装具費支給対象障害者等 (児童福祉法施行規則 0 五. 月に障害福祉サービス若しくは児童福 第 項 (児童福祉法第六条の) 第 (同令第二十五条の十一第 号に規定 生年月日及び受給者証番 補装具費支給対象障害 又は入所給付決定保護 の世帯に属する当 (昭和二 定する通 一十三年厚生 所受給者 第八項 該支

兀

に係る令第四十三条の五第

項第

号及び第三号に掲げる額並び

当該申請を行う支給決定障害者等

が同

0)

月に受けたサ

ĺ

・ビス

号をいう。)

第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番
る被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令
三号に規定する入所受給者証番号をいう。)又は介護保険法によ

該書類を省略させることができる。 証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により別での申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書

第三章 地域生活支援事業

/ (法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜

費用) (法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める

第六十五条の十の二 労働省令で定める費用は、 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 法第七十七条第 次に掲げる費用 項 第 第七条、 0 全部 号の二に規定する厚生 又は 第十一条、 部とする。 第十

第三章 地域生活支援事業

(法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜

第六十五条の十 者に必要な支援とする。 行うための会議の設置その他の障害者等、 障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を 害福祉サービス事業者等、 及び指導、 は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談 で定める便宜は、 障害者等、 法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令 訪問等の方法による障害者等、 障害児の保護者又は介護者と市町村、 医療機関等との連絡調整、 障害児の保護者又は介護 障害児の保護者又 地域における 指定障

	三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日 三 基幹相談支援センター(法第七十七条の二第三項の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)であって、同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者のの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の「氏名、生年月日、住所及び職名」という。以下同じ。)の名称及び所在地
(新設)	十 支
(新設)	者とする。 (法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働 第六十五条の十四の二 法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働 (法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者)
	認めたもの 本る費用であって、市町村において支給することが適当であると 「前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要と)の規定に基づく報酬
	項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二三 民法第八百六十二条(同法第八百五十二条、第八百七十六条の二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料に要する費用

	業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二きる。 ・ 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行うきる。 ・ 条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことがで
	の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用第六十八条の四 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規
(新設)	保
(新設)	第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務
一〜三 (略) 事項を都道府県知事に届け出なければならない。 設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる	一〜三 (略) 事項を都道府県知事に届け出なければならない。 設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる
一 令第四十三条の四第一項の規定により障	二 令第四十三条の七第一項の規定により障
	長に提出しなければならない。 「な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村
	2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立十 その他必要と認める事項
	担当する区域
	八
	職員の職種及び員数
	五 基幹相談支援センターの平面図
	四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

組合又は広域連合を設けた場合には、 事務に関して地方自治法第二 十一の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する 会員たる保険者 いて準用する場合を含む。 ろにより 十九条の規定による議決権を有する者について、 当該 一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができ 市 町村が法第二十九条第七項 (国民健康保険組合を除く。 一百八十四条第 法第五十一 総会又は代議員会の (法第三 の十四第七項及び法第五 項に規定する を代表する者に代え 十四条第一 規約の定めるとこ 議員を、 一項にお 部事務

第六章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

第六十九条 別表第一号のとおりとする。 第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法

- 2 当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により 別表第二号のとおりとする
- 3 法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は 別表第三号のとおりとする。 法第四十八条第二項及び第五十一条の三第五項において準用する
- 4 いて準用する法第九条第二 書の |第五十一条の二十七第三項及び第五 、様式は、 別表第四号のとおりとする。 一項の規定により当該職員が携帯すべき証 + 条の三 \pm 第五 項に お
- 5 り当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定によ 別表第五号のとおりとす

第五章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

第六十九条 第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法

別表第一号のとおりとする。

- 2 当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により 別表第二号のとおりとする
- 3 る。 り当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 法第四十八条第二項において準用する法第九条第二項の規定によ 別表第三号のとおりとす

4 り当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定によ 別表第四号のとおりとす

る。

9。 り当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第六号のとおりとす 6 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定によ

3。 り当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとす り当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとす 7 法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定によ

(大都市の特例)

、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が障第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法第二百五

		第六十五条第一
		第五十条第一項
		第四十九条
		項及び第三項
		第四十八条第一
		項及び第二項
		第四十七条第一
		項及び第二項
		第四十五条第一
		第四十条
		項及び第二項
都市	市町村等 指定都市	第三十五条第一

る。

る。

り当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第五号のとおりとす5 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定によ

(大都市の特例)

替えるものとする。 学句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み 理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の 理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の が障害者の自立支援に関する事務を処 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(

		項及び第二項	
		第六十五条第一	
		第五十条	
		項及び第三項	
		第四十八条第一	
		項及び第二項	
		第四十七条第一	
		項及び第二項	
		第四十五条第一	
		第四十条	
		項及び第二項	
指定都市	市町村等	第三十五条第一	

第三十四条の二	第三十四条の二十の三第四項	第三十四条の二	九	第三十四条の十	八	第三十四条の十	七	第三十四条の十	六	第三十四条の十	五	第三十四条の十	四	第三十四条の十	三	第三十四条の十	<u> </u>	第三十四条の十	- -	第三十四条の十	第三十四条の九	第三十四条の八	第三十四条の七	項及び第二項
																							都道府県知事	
																							指定都市の市長	
														項	第六十六条第二	項	第六十五条第二	第六十四条	第六十三条	第六十二条	第五十七条	項	第三十五条第四	
															条第二		条第二	采	利	余	条		条第四	
															条第二		条第二	 	未		条		条第四 都道府県知事	

五.	第六十五条の十	第三十四条の六	項	第六十六条第二	項	第六十五条第二	第六十四条	第六十三条	第六十二条	第五十七条	項	第三十五条第四	十八	第三十四条の五	七	第三十四	+1	第三十四条の三	十六	第三十四条の二	十五	第三十四条の二	一四	第三十四条の二	士
	条の十	「条 の 六		条第二		条第二	条	条	条	条		条第四		[条の五]		四条の五		条の三		条の二		条の二		条の二	
日常生活な	主として居宅にお	都道府県知事又は																							
日常生活を営む障害児	恒宅において	事又は																							
	主として居宅にお	指定都市																							
日常生活を営む障害児	居宅において	の市長又は																							
五	第六																								
	第六十五条の十																								
日常生活	主として																								
日常生活を営む障害児	主として居宅におい																								
害児	いて																								
日常生活を営む障害児	主として居宅におい																								
見	て																								

第		
第三十五条第一 市町村等 中核市 中核市 中核市 中核市 中核市の特別 中核市の特例 中核市の特例 中核市の特別 中核市の地域では、中核市の地域では、中核市の地域では、中核市の地域では、中核市の地域では、中核市の地域では、中核市の地域では、中核市の地域では、中核市域が、中域が、中域が、中域が、中域が、中域が、中域が、中域が、中域が、中域が、中	- も ム に ひ が の 筋 談 県 相 の い 障 第 白 法 タ	に係る療育指導、発達
中核市 中核市	達障害者支援センター (発達障害者支援センター 1	に係る療育指導及び発
(中核市の特例) (中核市の特例) (中核市の特例) インスの二十二第 者の自立支援に関構に掲げるこの省 でれぞれ同表下欄	第 六 十 八 条 の 三	
	三 市町村 障害者支援センタ 障害者支援センタ 大援センターをい で規定する発達障害者支援センターを が の体制に関する発達 であっておける相談 であって広が必要なも であって広が必要なも であって広が必要なも であって広	に係る療育指導、発達

対 第 国 第 三 四 第 三 日	第 第 第 三 十 四 条 の 十 十 1 第 三 十 四 条 の 十 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	項 第四十五条 第四十五条第 第四十五条第 第四十五条第 四十五条第 四十五条第 一 項 の の の の の の の の の の の の の
	都道府県知事	
	中核市の市長	
	項第項第第第第第	[
	項 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 5 十 十 二 条 第 二 十 十 六 条 第 二	項 第 項 及び第二項 第 四十七条 第 四十七条 第 二項 アング第二項 アングラング アング アングラング アングラング アング アング アング アング アング アング アング アング アング ア

	中核市の市長	

第六十二条	十八 第三十四条の五	第三十四条の五	第三十四条の三	第三十四条の二	+五 第三十四条の二	第三十四条の二	十三 第三十匹条の二	第三十四条の二十の三第四項	第三十四条の二	九 :	第三十四条の十	第三十四条の十	第三十四条の十

																		五.	第六十五条の十	十四四	第三十四条の六	項	第六十六条第二	項	第六十五条第二	第六十四条
な対応が必要なもの	な事業であって広域的	生活を営むために必要	した日常生活及び社会	その他障害者等が自立	行うための会議の設置	の体制に関する協議を	域内における相談支援	援事業、都道府県の区	に専門性の高い相談支)の設置運営その他特	支援センターをいう。	に規定する発達障害者	七号)第十四条第一項	成十六年法律第百六十	発達障害者支援法(平	障害者支援センター(に係る療育指導、発達	日常生活を営む障害児	主として居宅において		都道府県知事又は					
															支援事業	特に専門性の高い相談	に係る療育指導その他	日常生活を営む障害児	主として居宅において		中核市の市長又は					
																		五.	第六十							
																			第六十五条の十							
な対応が必要なもの	な事業であって広域的	生活を営むために必要	した日常生活及び社会	その他障害者等が自立	行うための会議の設置	の体制に関する協議を	域内における相談支援	援事業、都道府県の区	に専門性の高い相談支)の設置運営その他特	支援センターをいう。	に規定する発達障害者	七号)第十四条第一項	成十六年法律第百六十	発達障害者支援法(平	障害者支援センター(に係る療育指導、発達	日常生活を営む障害児	主として居宅において							
															支援事業	特に専門性の高い相談	に係る療育指導その他	日常生活を営む障害児	主として居宅において							

中核市以外の市町村

第六十八条の三

市町村

一中核市以外の市町村

(権限の委任)

第七十二条 地方厚生局長に委任する 四項並びに第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、 項及び第四項 法第百七条第 第五十 条の 項の規定により、 兀 第五 十一 条の三十二 法第五十一 一第 条の三第 項及び第

附則抄

スに関する経過措置)(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービ

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

--(障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届

第六条 平成二十四年九月三十日までの間は出に関する経過措置)

第三十四条の二十八第

(新設)

附則抄

スに関する経過措置)(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービ

第 の間は、 一条の二 移行支援及び就労継続支援 定旧法受給者に対して行うものに限る。)」とする。 第 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の 条の二中 「及び就労移行支援」 (法附則第二十二条第一項に規定する特 とあるの は、 日 0) 前 日まで 就労

(サービス利用計画作成費の支給に係る経過措置)

第五条 援をいい 生活援助及び旧法施設支援 は、 ては、 第三十二 第三十二 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間 通所によるものを除く。)」とする。 一条の二中 一条の二から第三十二条の五までの規定の 「及び共同生活援助」 (法附則第二十条に規定する旧法施設支 とあるのは、 適用につい 共 同

第六条 削除

(略)	別表第六号(第六十九条第六項関係) (略)	別表第五号(第六十九条第五項関係)(略)	別表第四号(第六十九条第四項関係)(略)	別表第三号(第六十九条第三項関係)(略)	別表第二号(第六十九条第二項関係)(略)	別表第一号(第六十九条第一項関係)	でに」とする。 らの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日ま一項及び第三十四条の六十二第一項の規定の適用については、これ
(略)	別表第五号(第六十九条第五項関係)(略)	別表第四号(第六十九条第四項関係)	(略)	別表第三号(第六十九条第三項関係)(略)	別表第二号(第六十九条第二項関係)(略)	別表第一号(第六十九条第一項関係)	

集団生活への適応訓練の実施とする。	次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。			重いるとないである。 いっぱい こういい はいい はい いい	第一章の二 児童相談所(第二条—第五条の二)第一章 総則(第一条—第一条の三十八)	目次 改 正 案
(新設)	(新設)	附則 第四章 雑則(第四十条—第五十条の三)	第三章 事業、養育里親及び施設(第三十六条の三十一―第三十九第三章 福祉の保障(第七条―第三十六条の三十一―第三十九	章の四 保育士章の三 児童福品	第一章の二 児童相談所(第二条―第五条の二)第一章 総則(第一条―第一条の三十八)	目次 改 正 案

	害児通所支援を提供する上での留意事項とする。
	接の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障
	提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支
	当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、
	働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、
	2 法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労
	を提供する上での留意事項とする。
	、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援
	決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期
	に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解
	第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活
	る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は
	児支援利用計画案(以下「障害児支援利用計画案」という。)に係
(新設)	第一条の二の四 法第六条の二第七項に規定する同項に規定する障害
	他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。
	項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)その
	律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第七条第一
	る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法
	規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関す
	る施設は、保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に
(新設)	第一条の二の三 法第六条の二第五項に規定する厚生労働省令で定め
	その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。
	その他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進
	る施設は、児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センター
(新設)	第一条の二の二 法第六条の二第四項に規定する厚生労働省令で定め

は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。第一条の二の六 法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業	第一条の二の五 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 六月間 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの であつて、次に掲げるもの 一月間 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 一月間 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 一月間 一 方とおる。 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 六月間 一 方とが函難である者 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。いう。) 第六条の二第三項に規定する子育て短期支援事業は、短期第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」と	(新設)

第一条の二の七(略

定める保護を適切に行うことができる施設とする。設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に第一条の四 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施

第一条の 者をして訪問させることにより、 養育についての相談に応じ、 乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、 定する都道 村長が当該 原則として生後四月に至るまでの乳児のいる家庭について、 Ŧ. 府県知事その他の機関が行う研修を含む。 事業の適切な実施を図るために行う研修 法第六 条の三 一第四項に規定する乳児家庭全戸 助言その他の援助を行うものとする。 子育てに関する情報の提供並びに (市町村長が指 を受講した . 訪問事業 市 町 は

第 び とし 者との連絡調整を行う者の総括の下に、 支援児童等 0 施 看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門 いて同じ。 一条の六 居宅において、 経験を有する者であつて、 機関が行う研修を含む。 を図るために行う研修 て行うものとする)に対する支援の状況を把握しつつ、 法第六条の三 (同項に規定する要支援児童等をいう。 養育に関する相談及び指導を行わせることを基本 一第五項に規定する養育支援訪問事業は、 (市町村長が指定する都道府県知事その他 かつ、 を受講したものをして、 市町村長が当該事業の 保育士、 保健師、 必要に応じて関係 以下この条にお 要支援児童等 適切 助産 的 知 な実 識 師 及 要

は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児(以下「乳幼児」第一条の七 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

第一条の二(略)

定める保護を適切に行うことができる施設とする。
設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に第一条の四 法第六条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施

第一 養育についての相談に応じ、 乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、 者をして訪問させることにより、 定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。 村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修 条の 原則として生後四月に至るまでの乳児のいる家庭について、 五. 法第六条のご 第四 助言その他の援助を行うものとする。 項に規定する乳児家庭全戸訪問 子育てに関する情報の提供並びに (市町: を受講した 村長が指 『事業は 市 町

第 \mathcal{O} の機関が行う研修を含む。 施 び経験を有する者であつて、 看護師その他の養育に関する相談及び指導についての 者との連絡調整を行う者の総括の下に、 いて同じ。 支援児童等 として行うものとする。 一条の六 足宅において、 を図るために行う研修)に対する支援の状況を把握しつつ、 法第六条の一 (同項に規定する要支援児童等をいう。 養育に関する相談及び指導を行わせることを基 一第五項に規定する養育支援訪問事業 (市町村長が指定する都道府県知事その他 かつ、 を受講したものをして、 市町村長が当該事業の適切な実 保育士、 保健師、 必要に応じて関係 以下この条にお 要支援児童等 専門 的 助 知識 は、 産 師 要 及 本

は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児(以下「乳幼児」第一条の七 法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

含む。以下同じ。)又はその委託等を受けた者が行うものに限る。談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの(市町村(特別区を場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相という。)及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該

~三 (略

とする。

のを除く。)とする。

預かり、必要な保護を行うもの(特定の乳幼児のみを対象とするも、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的ににおいて保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について弗一条の八 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業は、家庭

第 ない。 業を行う者 的な生活習慣を確立するとともに、 じ。)が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、 託された児童をいう。 業において行われる養育は、 法第二十七条第一項第三号の規定により、 条の九 委託児童 (以下「養育者」という。 の自立を支援することを目的として行われなければなら 法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事 (以下「小規模住居型児童養育事業者」という。 以下この条から第一)の住居において、 同項に規定する厚生労働省令で定め 豊かな人間性及び社会性を養い 条の三十までにおい 小規模住居型児童養育事 複数の委託児童 に委 基本 、 て 同

るよう努めなければならない。学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせ第一条の二十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、

含む。 談、 場所において、 という。)及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設 とする。 情報の提供、 以下同じ。 適当な設備を備える等により、 助言その他の援助を行うもの 又はその委託等を受けた者が行うものに限る。 子育てについての相 市 町 村 (特別区 Ļ 当

一~三 (略)

のを除く。)とする。

預かり、必要な保護を行うもの(特定の乳幼児のみを対象とするも、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的ににおいて保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について第一条の八 法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業は、家庭

第一条の九 Ľ, ない。 業を行う者 的な生活習慣を確立するとともに、 託された児童をいう。 法第二十七条第一項第三号の規定により、 者 業において行われる養育は、 委託児童の自立を支援することを目的として行われなければなら (以下「養育者」という。) の住居において、)が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、 法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育 (以下「小規模住居型児童養育事業者」という。 以下この条から第一条の三十までにおい 同項に規定する厚生労働省令で定 豊かな人間性及び社会性を養 小規模住居型児童養育事 複数の委託児童 基本 に委 て同

第一条の二十一 学校教育法 育のほか、 必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。 昭 和 小規模住居型児童養育事業者は、 \pm 年 法 律 第 十六 (号) \mathcal{O} 規定に基づく義務教 委託児童に対

~四 (略)

にも該当しない者でなければならない。(②)補助者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれ

る人数は、四人とする。 第一条の三十三 法第六条の四第一項に規定する厚生労働省令で定め

一 (略)

の者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらその他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、。以下同じ。)の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親一 要保護児童 (法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう

る基準を満たす課程により行うこととする。る研修(以下「養育里親研修」という。)は、厚生労働大臣が定め第一条の三十四 法第六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定め

2

にも該当しない者でなければならない。 補助者は、法第三十四条の十九第一項各号に規定する者のいずれ

町村長が認める者とする。
る者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市一条の三十二 法第六条の二第九項に規定する厚生労働省令で定め

第

る人数は、四人とする。 第一条の三十三 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定め

一 (略)

よる養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者にの他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病。以下同じ。)の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親そ二 要保護児童(法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう

る基準を満たす課程により行うこととする。
る研修(以下「養育里親研修」という。)は、厚生労働大臣が定め第一条の三十四 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定め

親研修を修了したものとする。 る要件を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里第一条の三十五 法第六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定め

き証明書は、第二号様式によるものとする。第六条の七年法第十八条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべ

- 四号様式によるものとする。
 において準用する法第十八条の十六第二項に規定する証明書は、第ものとされた法第三十四条の五第二項及び第四十六条第二項の規定3 法第五十九条の五第二項の規定により厚生労働大臣に適用がある

き証明書は、第二号様式によるものとする。第六条の七年法第十八条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべ

2

- 証明書は、第三号様式によるものとする。おいて準用する場合を含む。)の規定により当該職員が携帯すべき条の十三第二項、第三十四条の十六第二項及び第四十六条第二項に法第十八条の十六第二項(同法第三十四条の四第二項、第三十四
- 四号様式によるものとする。において準用する法第十八条の十六第二項に規定する証明書は、第ものとされた法第三十四条の四第二項及び第四十六条第二項の規定法第五十九条の五第二項の規定により厚生労働大臣に適用がある

(3)

当該各号に定める費用とする。で定める費用は、次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令

一 児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

口日用品費

る通 うち、 が適当と認められるもの その他児童発達支援におい 所 その通 給付 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であ 決定保護者をいう。 所給付決定保護者 7 提供される便宜に要する費用 以下同じ。 (法第六条の二 に負担させること 一第八項に規定す

第十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給
第十八条の四 令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める第十八条の四 令第二十四条第三号に規定する原生労働省令で定める額を負担上限月額といる者であつて、令第二十四条第三号に掲げる通所治付決定保護者の区分になる者であつて、令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定めるのとなる者であつて、令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定めるしたならば保護を必要としない状態となるものとする。
る。 第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める
二 医療型児童発達支援 次に掲げる費用

ならない。 の各号に掲げる事項を記載した申請書を、 付決定保護者は 法第二 7 条の五 0 兀 第 市町村に提出しなけれ 項 の規定に基づき、 ば 次

- 連絡先及び通所受給者証番号 当該申請を行う通 所給付決定保護者の氏名、 居住地、 生年月日
- 者との続柄 当該申請に係る障害児の氏名、 生年月日及び通所給付決定保護
- 支給を受けようとする特例障害児通所給付費の額
- 2 なければならない。 前項の申請書には、 同項第三号に掲げる額を証する書類を添付し

第十八条の六 項を記載した申請書を 決定の申請をしようとする障害児の保護者は、 法第一 一 条の五の六第 市町村に提出しなけ 項の規定に基づき通所給付 ればならない。 次の各号に掲げる事

- 連 絡先 当該申请 請を行う障害児の保護者の氏名、 居住地、 生年月日及び
- 者との続柄 当該申請に係る障害児の氏名、 生年月日及び当該障害児の保護
- 三 給の状況 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の 受
- 兀 給の状況 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受
- 五. 定する介護給付費等をいう。 自立支援法 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等 (平成十七年法律第百二十三号) 以下同じ。 の受給の状況 第十九条第 (障害者 項に規
- 当該申 請に係る障害児通所支援の具体的 内容
- 七二六 主治の医師があるときは、 当該医師の氏名並びに当該医師が現

称及び所在地

「は診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名」
に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若し

- 2 ない。 ができる によって 前項の申請書には、 ただし、 確認することができるときは 市 町 村 次の各号に掲げる書類を添付しなけ は、 当 「該書類により 当該書類を省略させること 証 崩すべ き事実を公簿等 ればなら
- る書類 障害児通所支援負担上限月額の算定のために必要な事項に関す
- 不自 定する肢体不自由児通所医療をいう。 医 、童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、 肢体不自 由児通 必 [療負担上限月額 要な事項に関する書類 所医療負担上限月額をいう。 由 児 通 所 医療 (令第二十五条の十二 (法第 + 条の 以下同じ。 以下同じ。 第 五. の 二 項に規定する肢体 十八 肢体不自由児通 を含む医 の算定のた 第 項 療型 規
- 3 条の 市町 る場合には、 当該申請を行う障害児の保護者が現に通所給付決定を受けてい 村 五. は \mathcal{O} 七 前 第九項に規定する通所受給者証をいう。 当該通 一項に規定するもの 所給付決定に係る通所受給者証 0 ほ か 第十八 条の 以下同じ。 (法第二十 第 号に
- 4 ときは、 書類により 書類を市町村に提出しなければならない。 通所給付決定保護者は、 当 該 証明すべ 書類を省略させることができる。 き事実を公簿等によって確認することができる 毎年、 第 項 第 ただし、 号及び第一 市町村は、 一号に掲げる 当該

書の

提

出を求めるものとする。

掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、

医師の

診断

(5) 額等 前項 (障害児通所支援負担上限月額及び肢体不自由児通所医療負担 \hat{O} 書 類 の提 出を受けた市町 村は、 障 害児 通 所支援負担 上 限月

する。
は、通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとは、通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものと上限月額をいう。以下同じ。)を変更する必要があると認めるとき

- 還するものとする。
 総者証に必要な事項を記載し、これを当該通所給付決定保護者に返過前項の規定により通所受給者証の提出を受けた市町村は、通所受
- 7 いて、 を交付しなければならない。 項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。 保護者から、 市町村は 通 所受給者証の再交付の申請があつたときは、 通所給付決定の有効期間 通所受給者証を破り、 汚し、 (法第二十一条の五の七第八 又は失つた通所給付決定 以下同じ。 通所受給者証 内にお
- 者との続柄 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護

三申請の理由

- の申請書にその通所受給者証を添えなければならない。 9 通所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項
- たときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。 ⑩ 通所受給者証の再交付を受けた後、失つた通所受給者証を発見し

で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。第十八条の七 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令

者の状況 法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の介護を行う

第十八条の八 第十八条の十 第十八条の九 で定める事項は、 で定める者は で定める者は、 条第一 給の状況 況 項に規定する指定市町村事務受託法人 援事業者 用に関する意向の具体的内容 る事業を行うもの 該市町村から委託を受けて同法第七十七条第一項第一号に規定す 相談支援事業者 は同法第五十一条の十七第 当該申 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状 障害者自立支援法第五十一条の十四第一 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定通所支援の利 当該障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受 の利用の状況 介護保険法 項第三号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。 ・請に係る障害児の (以 下 法第一 法第一 法第二十 次の各号に定める者とする。 厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。 (平成九年法律第百二十三号) 次の各号に掲げる事項とする。 「指定特定相談支援事業者」という。) 以下 十 $\overline{+}$ 条の 条の五 条の五の六第二項に規定する厚生労働省令 指定 介護を行う者の状況 Ŧī. 項 第 一の七第 一の六第三 般相談支援事業者」 号に規定する指定特定相談支 一項に規定する厚生労働省令 項に規定する厚生労働省令 項に規定する指定一 第二十四条の二第 という。 のうち当 (前 般

一 通所給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日 令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 第十八条の十八 法第二十一条の五の七第九項に規定する厚生労働省	として市町村が定める期間を通所給付決定の有効期間とする。 一の規定にかかわらず、一月間から十二月間までの範囲内で月を単位 して市町村が定める期間を合算して得た期間とする。 して市町村が定める期間を合算して得た期間とする。 して市町村が定める期間を合算して得た期間とする。 をして市町村が定める期間を合算して得た期間とする。	令で定める期間は、一月間とする。第十八条の十六 法第二十一条の五の七第七項に規定する厚生労働省	外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。 今で定める障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者以第十八条の十五 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省	第十八条の十四 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省第十八条の十四 法第二十一条の五の六第一 「日本の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の 1000 10	二 当該障害児支援利用計画案の提出先及び提出期限

- 当該通所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 号に規定する通所受給者証番号をいう。 交付の年月日及び通所受給者証番号 (第十八条の五第 以下同じ。 項第一
- 兀 おいて同じ。 通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び支給量 一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。 第十八条の二十 (法第二
- 六 五 通所給付決定の有効期間
- 障害児通所支援負担上限月額等に関する事項
- その他必要な事項

第十八条の十九 項の規定に基づき障害児通所支援を受けるに当たつては、 ればならない。 指定障害児通所支援事業者等に対して通所受給者証を提示しなけ 通所給付決定保護者は 法第一 干 条の 五の七 その都度 第十

第十八条の二十 令で定める事項は、 法第二十 支給量とする。 条の五の八 第 項に規定する厚生労働省

各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければなら 給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、 、条の一 + 法第¹ 十 条の 五. 0 第 項 の規定に 基づき通所 次の

- 及び連絡先 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、 居住地、 生年月日
- 決定保護者との続柄 当該通所給付決定に係る障害児の氏名が 生年月日及び通所給付
- 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受

給の状況

兀 給の状況 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受

五. 状況 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の

当該申 請に係る障害児通所支援の具体的内容

八 七六 その他必要な事項 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

提出を求めるものとする。 基づき通所給付決定の変更の決定を行つたときは、 る事項を書面により通所給付決定保護者に通知し 条の二十二 市町村 は 法第1 + 条の 五 \mathcal{O} 通所受給者証の 第 次の各号に掲げ 頭の 規定に

決定を行つた旨 法第二十一条の五の八第二 一項の規定により通所給付決定の変更

通所受給者証を提出する必要がある旨

三 通所受給者証 の提出先及び提出期限

2 に同 れているときは 前項の通所給付決定保護者の通所受給者証 |項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。| 市町村 は 同項の規定にかかわらず、 が既に市町村に提出さ 同 項の 通知

第十八条の二十三 号中 項の 五. 一条の五の八第三項において準用する法第二十一 調査について準用する。 0 八第 法第 干 項」 と読み替えるものとする。 条の五の六第 第十八条の七及び第十八条の八の規定は、 この場合において、 項」 とあるのは、 第十八条の七第 条の五の六第二 「法第二十一条 法第二

2 第十八条の九の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用

第十八条の二十五 法第二十一条の五の十一第一項に規定する厚生労
第十八条の二十四 市町村は、法第二十一条の五の九第一項の規定に第十八条の二十四 市町村は、法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つたと。 通所受給者証の返還先及び返還期限 三 通所受給者証の返還先及び返還期限 三 通所受給者証の返還生及び返還期限 三 通所受給者証の返還する必要がある旨 三 通所受給者証の返還生及び返還期限 三 通所受給者証の返還生る必要がある旨 三 通所受給者証の返還生及び返還期限
する法第二十一条の五の六第三項の調査について、第十八条の十二及び第十八条の十三の規定は法第二十一条の五の八第三項において 地について、第十八条の十四及び第十八条の十五の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の 大第二十一条の五の八第三項において準用する。この場合 でおいて、第十八条の十二から第十八条の十四までの規定は 大第二十一条の五の八第三項において準用する。この場合 でおいて、第十八条の十二から第十八条の十四までの規定中「法第 一項」と読み替えるものとする。

| 働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

いう。 \mathcal{O} である特定支給決定障害者 (産について著しい損害を受けたこと。 政令第十号)第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者を 配 通所給付決定保護者又はその属する世帯 偶者に限る。 火災その他これらに類する災害により 以下同じ。 にあつては、 の生計を主として維持する者が、 (障害者自立支援法施行令 当該特定支給決定障害者及びそ (通所給付決定保護者 住宅、 家財又はその 震災、 (平成十八 風水

- 期間入院したことにより、 亡したこと、 収入が、 配偶者に限る。 定支給決定障害者にあ 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者 通所給付決定保護者の属する世帯 事業又は業務の休廃止 又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長 以下同じ。 つては、 その者の収入が著しく減少したこと。 の生計を主として維持する者が死 当該特定支給決定障害者及びそ 事業における著しい損失、 (通所給付決定保護者である

町村に提出しなければならない。
所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市第十八条の二十六。高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通

- 、連絡先及び通所受給者証番号当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日
- 額(令第二十五条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額を一 当該申請を行う通所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算

いう。第二十五条の十七第一項第二号において同じ。)

害児 る補装具をいう。 る額を合算した額 スに係る令第二十五条の五第 理をした補装具 が 該 使 申 用するも 請を行う通 以 あに (障害者自立支援法第五条第二十四項に規定す 下同じ。 所給付決定保護者 係る令第二十五条の 項 であって 第 号に掲げる額及び購入又は が 同 五第一 通所給付決定に係る障 \mathcal{O} 月に受けたサー 項第四号に掲げ

兀

決定障 たも 祉 項に規定する指定入所支援をいう。 援法第七十六条第 一労働 保険 項の ĺ 障 う。 サ 障 所給付決定保護者以外の 当該申請を行う通 (第 害者 Ď ĺ [害児通所支援若しくは指定入所支援 項 ピ 第二十五条の十七第 受給者 (法第二 以下 申 第四 法 0 スをいう。 害者等を 省令第十九号) ビ 以 氏名、 請書には 施 + 等 下同じ。 ス]号に規 **汽規則** 同じ。 五条 (障害者自立支援法第五条第 (障害者自立支援法第五条第二十二 証 + の十 番号 生年月日及び通所受給者証番号、 いう。 定 条 (平成十 項に規定する補装具費支給対象障害者等をい 同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書 を受けた又は 0 又は介護保険法による被保険者 する被保険者 所給付決定保護者と同 (障害者自立支援法施 同号に 第十四条第三号に規定する受給者証番号を 第三号に規定する入所受給者証番号をいう 補装具費支給対象障害者 第 項第四号において同じ。 通所給付決定保護者、 におい 年厚生省令第1 項 に規 証の 補装具を購入若しく て同じ。 以下同じ。 定する入所給 番号 (法第二十四条の二第 行規則 項に規 を 一十六号) 0 1 であつて、 . う。 一項に規定する支給 世帯に属する当 等 入所受給者証 若しくは障害福 定する障 付決定保護者を 入所給付決定保 平 (障害者自立支 証の 以 -成十八 第 又は支給決 下 は 同じ。 番号 修 同 一十五条 害福祉 理 年厚 をし 0 月

2

該書類を省略させることができる。証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により

第十八条の二十七 知事に 載した申請書又は書類 ができる場合は、 道府県知事が、 書又は書類を 指定を受けようとする者は、 童発達支援に係る指定障害児通所事業者 項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。 提出しなければならない。 インターネットを利用して当該事項を閲覧すること 当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県 この限りでない。 法第1 (登記事項証明書を除く。 十 次の各号に掲げる事項を記載した申 条の ただし、 五. か十五 (法第二十 第四号に掲げる事項を記 第 項の規定に基づき児 につ 以下同じ。 条の いては、 五. の 三 都 請 第

名称及び所在地して使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)のして使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部と

名、生年月日、住所及び職名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

| 一利用者の推定数

下同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)書業所の管理者及び児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の

運営規程

九八 要 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

当該申 該 申請に係る事業に係る資産の状況 請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

事 項 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する

る書面 おいて 法第1 一十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約 「誓約書」 (以下この条から第十八条の三十まで という。 (次条を除く。

十五 十四四 役員 その他指定に関し必要と認める事項 の氏名、 生年月日及び住所

2 書を除く。 前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 げる事項を記載した申請書又は書類を、 前項各号 る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、 して当該事項を閲覧することができる場合は 在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき児童発達支援に係 (第三号及び第十三号を除く。 につ ては 都道府県 小知事が、 当該指定に係る事業所の所 に掲げる事項及び次に掲 インターネットを利用 この限りでない。 (登記事項証明 ただし、

書の 号までに掲げる事 者が既に当該都道府県知事に提出している第 前項の規定にかか 記載又は書類の提出を省略させることができる。 項に変更がないときは、 わらず、 都道府県知事 これらの事項に は 項第四号から第十一 当該申請に係る事業 に係る申

3

誓約書

現に受けている指定の有効期間満了日

第十八条の二十八 は、 又は うとする者は、 療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者 なければならない。 当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合 書類 この限りでない。 (登記事項証明書を除く。 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 法第二 ただし、 干 条の五 第四号に掲げる事項を記載した申請書 の十五 第 ては 項の規定に基づき医 都道府県 の指定を受けよ が知事が

事業所の名称及び所在地

名 申請者の名称及び主たる事務所の 生年月日、 住所及び職名 所在地並びにその代表者の 氏

六 五 四 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月 日

申請者の定款、 医療法第七条の許可を受けた診療所であることを証する書類 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

物の 構造概要及び平面図 (各室の用途を明示するものとする

並びに設備の概要

七

利用者の推定数

八 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、 生年月日

住所及び経歴

十 九 運営規程

概要

障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

+ 当該 当該 申請に係る事業に係る資産の状況 申 請に係る事業に係る従業者の勤務 0 体制及び 勤務形 熊

当該 申請に係る事業に係る障害児通 所給付費及び肢体不自 亩

児 通 所医 療費 \mathcal{O} 請 求に関う する事 項

法第二十一条の五の十五第二項各号

(同項第七号を除く。

十四四

- 120 -

」という。) に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書

十六 その他指定に関し必要と認める事項十五 役員の氏名、生年月日及び住所

2 項証明 者は 援に 所の を利用して当該事項を閲覧することができる場合は 次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 第二十 所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする 書を除く。 前項各号 前項第四号に掲げる事項を記載 一条の五の十六第 (第三号及び第十四号を除く。 については 項の規定に基 都道府県 した申請書又は書類 知事 づき医療型児童発達支 当該指定に係る事業 が に掲げる事項及び イン この限りでな ター (登記事 -ネット

現に受けている指定の有効期間満了日

誓約書

書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二

第十八条の二十九 課後等デイサー 書又は書類 しなければならな ようとする者は、 当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出 インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場 (登記事 ビ 法第二 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 スに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受け 項 証明書を除く。 ただし 十 条の五 第四号に掲げる事項を記載した申請 の十五第一 に ては 項の規定に基づき放 都道府県知事

合は、この限りでない。

名称及び所在地して使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の一事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部と

名、生年月日、住所及び職名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

二 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

生年月日

九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の八 運営規程

住所及び経歴

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 概要

十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 その他指定に関し必要と認める事項 十四 役員の氏名、生年月日及び住所 十三 誓約書 事項

び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事る者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及ビスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとす、法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき放課後等デイサー

2

ない。 事項 ただし、 業所の トを利用して当該事項を閲覧することができる場合は (証明 所 書を除く。 在 前項第四号に掲げる事項を記載し 地を管轄する都道府県知 については 事に提出しなければならない。 都道府県知事が た申請書又は書類 インターネッ この限りで (登記

- ------一 現に受けている指定の有効期間満了日

誓約書

書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
一者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一

第十八条の三十 書類 この ンターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 ればならない。 該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなけ する者は、 所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようと 限りでない。 登 記 事項証明書を除く。 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 ただし、 法第二十 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は 一条の五の十五第一 につい ては、 項の規定に基づき保育 都道府県知事が、 当

| 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名称及び所在地 | 上て使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の | の

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

生年月

日

住

所及び職名

四申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例

- 123 -

八 障害児又

概要
八一障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

事項 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する

誓約書

役員の氏名、

生年月日及び住所

2 証明 十四四 利用して当該事項を閲覧することができる場合は は、 の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者 法第二十 書を除く 前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 前項各号 その他指定に関し必要と認める事項 一条の五の十六第 (第三号及び第十二号を除く。 については、 項の規定に基づき保育所等訪問支援 都道府県知事が、 当該指定に係る事業所 に掲げる事項及び次 イン この限りでない ター (登記事 ネットを ただ 項

現に受けている指定の有効期間満了日

誓約書

者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業

場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する申請者の親会の二十九第四項において準用する場合を含む。)において準用する一条の五の十六第四項、第二十四条の二十八第二項(法第二十四条第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第二項第七号(法第二十
第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第二項第六号 (法第二十四条の十八条の三十一 法第二十四条の九第二項 (法第二十四条の十二項 (法第二十四条の十十二年) において準用する場合を含む。) 及び第二十四条の十二項 (法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。) 及び第二十四条の二十八第 表と認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長 が法第二十一条の五の十十第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下 同じ。) による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の 当該事実に関して当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理 由となつた事実に可いて組織的に関与していると認められないものとする。 ② 前項の規定は、法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理 由となった事実について組織的に関与していると認められないものとする。
の記載又は書類の提出を省略させることができる。までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書

に掲げる者とする。社等(以下この条において「申請者の親会社等」という。)は、次

- 有している者 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所
- る者 「同じ。」である場合に限る。」の資本金の過半数を出資してい 百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条におい 二 申請者(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五
- 以上の支配力を有すると認められる者三年請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等
- な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
 請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要
 ② 法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申
- 過半数を所有している者申請者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の
- に掲げる者と同等以上と認められる者事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号
- える関係にある者は、次に掲げる者とする。 請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与③ 法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申
- 有している者申請者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所
- 賞している者申請者(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出
- 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者

の特気の日を近矢できものと言え	
第二十一条の五の十五第二項第十号(法第二十四条の三十三 法第二十一条の五の十五第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の二十八第(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。 (法第二十四条の三十一第一項、第二十四条の十五第一項及び第二十四条の三十三 法第二十一条の五の十五第二項(法第二十四条の二十八第0元十二 法第二十一条の五の十五第二項(法第二十四条の三十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号(法第二十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号(法第二十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号(法第二十三 法第二十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号(法第二十三 法第二十三 法第二十二条 法第二十二条 法第二十二条 法第二十二条 法第二十二条 法第二十二条 法第二十二条 法第二十一条 法第二十一条 法第二十一条 法第二十一条 公司 法第二十二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第二条 法第	第十八条の三十三 法第二十一条 第一八条の三十三 法第二十一条 第四項において準用する場合を含む において準用する場合を含む 、法第二十一条の五の二十一第 第二十四条の三十四第一項の規 第二十四条の三十四第一項の規 第二十四条の三十四第一項の規 第二十四条の三十四第一項の規 第二十四条の三十四条 で
同等以上と認められる者 同等以上と認められる者	④ 法第二十一条の五の十五第二項 接な関係を有する法人は、次の各 る。 申請者の重要な事項に係る意 くは申請者の重要な事項に係る意 る者であること。 三 次のイ又は口に掲げる指定の 又は口に定めるサービスを行っ 又は口に定めるサービスを行っ で 障害児相談支援に係る指定

府県知 いて当 道府県知事に届け出なければならない。 各号に定める事項に変更があつたときは、 指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援の種類に応じ、 できる場合は、この限りでない。 た 申 項 項第四号、 条の三十五 事が 請書又は書類 第四号及び第十八条の三十第 該 指定障害児通 インターネットを利用して当該事項を閲覧することが 第十八条の二十八第一項第四号、 指定障害児通所支援事業者は、 (登記事項 所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都 証明書を除く。 項第四号に掲げる事項を記載 ただし、 当該変更に係る事項につ につ 第十八条の二十九 次の 第十八条の二十七 8各号に ては、 掲 都道 げる 当

児童発達支援 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 第八号、 第十二号及び第十四号に掲げる事項 第十八条の二十七第一 項 第 号、 第二 第五号 号 第七 第四

第八号、 医療型児童発達支援 四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 第九号、 第十三 第十八条の二十八第一 一号及び第十五号に掲げる事 項第一 号、 項 第六号 第一 一号

放課後等デイサー 第七号、 第四号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 第八号、 ビス 第十二号及び第十四号に掲げる事項 第十八 条の二十九第 項 第一 号、 第五 第二

兀 号 保育所等訪問支援 号まで、 (当該指定に係る事業に関するものに限る。 第十一号及び第十三号に掲げる事項 第十八条の三十第 項第 号 第 第五号から 号、 第

2 通所支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を 通 所支援の 前 項 \hat{O} 届 利用者 出であつて の定員 同項 \mathcal{O} 増加に: 第 号から第三号までに掲げる障害児 伴うもの は、 それぞ れ当該障害児

添付して行うものとする。

- 3 ない。 者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなら を再開したときは、 指定障害児通所支援事業者は、 再開した年月日を当該指定障害児通所支援事業 休止した当該指定通所支援の 事業
- 4 所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。 でに、次に掲げる事項を当該指定障害児通所支援事業者の事業所 又は休止しようとするときは、 指定障害児通 所支援事業者は、 その廃止又は休止の日の 当該指定通所支援の事業を廃止し 一月前ま
- 廃止し、 又は休止しようとする年月日
- 廃止し、 又は休止しようとする理由
- 四三 現に指定通所支援を受けている者に対する措置
- 休止しようとする場合にあつては、 休止の予定期間
- 第十八条の三十六 とする。 当該職員が携帯すべき証明書の様式は、 の五の二十六第五項において準用する場合を含む。 法第二 干 条の 五. <u>の</u> 第十三号の四様式のとおり + 第 項 (法第) の規定により 十一条
- 2 用する法第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第二十 の様式は 条の五の二十 法第二十四条の 第十三号の五様式のとおりとする。 第 + 五第 一項の規定により当該職員が携帯すべき証明 項 及び第 十四四 条の + 九 0 に おい て 書 準
- 3 いて準用する法第二十一条の五の二十 法第二十四条の三十四第二項及び第二十四条の三十九第五 第十三号の六様式のとおりとする 第一 一項の規定により当該職 項にお
- 4 法第五十七条の三第三項 第五十七条の三の二第二項及び第五十

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十第十八条の三十八 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並 一 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並 一 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十 第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十 おにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 「指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等(指定医療機関(法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。 「指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること。 「指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること。 「指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること。 「おことを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備することを表表が法令に対している。
の七様式のとおりとする。 二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号七条の三の三第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第

労働省令で定める施設は、診療所とする。 第十八条の四十一 法第二十一条の五の二十八第一項に規定する厚生
事に通知しなければならない。
ればならない。
一

。| 定に基づき、毎月、肢体不自由児通所医療費を支給するものとする| 定に基づき、毎月、肢体不自由児通所医療費を支給するものとする| 第十八条の四十二 市町村は、法第二十一条の五の二十八第一項の規

に対して支払うものとする。 すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者等 けたときは、同条第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給 定する指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受 の通所給付決定に係る障害児が法二十一条の五の二十八第一項に規

としたならば保護を必要としない状態となるものとする。
つて、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であ医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であの、同項第一号に定める額を肢体不自由児通所の、一人の四十三

労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。 第十八条の四十四 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生

- 条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金本の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を設定する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基
- 三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第一厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づく障害
- び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく障害年金及

船員保険法に基づく障害年金

- 兀 く障 員等共済組合法等の づく障害共済年金 国家公務員共済組合法 害年金 第 一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づ 障害 部を改正する法律 (昭和三 時金及び遺族共済年金並びに国家公務 一十三年法律第百二十八 (昭和六十年法律第百五 号 に基

- 七 のうち 済組合制度の統合を図るための農林漁業団 項に規定する移行農林共済年金をいう。 廃止する等の法律 各号に掲げる特例年金給付をいう。 移行農林年金 移行農林共済年金 障害年金並びに特例年金給付 (同条第六項に規定する移行農林年金をいう。 (平成十三 (厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共 一年法律第百一 のうち障害を支給事由とす (同法附則第二十五条第四項 のうち障害共済年金及 号 体職員共済組合法等を 附則第十六条第四
- 十六年法律第百六十六号)に基づく特別障害給付金八、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成
- 九 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく

障害補償給付及び障害給付

- 法律において準用する場合を含む。) に基づく障害補償十 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の
- を支給事由とするもの基づく条例の規定に基づく補償で障害基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害十一地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)に
- 定による福祉手当特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規第百三十四号)に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び第百三十四号)に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び

としたならば保護を必要としない状態となるものとする。
つて、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であて、一個でで定める者は、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所が働省令で定める者は、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所が過程を表現して、

する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定て適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する通所給付決第十八条の四十七

額が は千円 は、 は、 る。 デイサービス障害児通 号に掲げる額 れた者をいう。以下同じ。 一号に掲げる者については、 $\overline{\mathcal{O}}$ 二万四千六百円とし、 その 通 ただし 所者 万五 (十八歳以上の通所者にあつては、 額が四万二百円を超えるときは、 千円 (法第二十 令第一 の合計 を超えるときは、 一十五条の十二 額を控除して得た額 所給付費等を支給することができることとさ 条の 同項第三号に掲げる者については、 その額が二万四千六百円を超えるとき にあつては、 五. 0 一第 十三 万五千円 第 項 第 (その額が千円 兀 項 ことする。 万円) 万円) 万二百円とし 号に掲げる者について の規定により とする。 を下回る場合に 十八 放課後等 同項第 とす その 歳以

2 る当該 る。 は、 の状況等を勘案して定める額を千円 養標準負 規定する要保護者をいう。 なる者であつて 項第 項の である者であつて 額は 万円 担 規定にかかわらず、 一号から第三号までに規定する通所給付決定保護者の所得 額を負担することとしたならば保護を必要とする状態と 千円 としたなら 同条第一 (十八歳以上の通所者にあつては ば保護を必要とし 令第二十五条の十二第二 一項の 第二十五条の二十五第二項において同じ 要保護者 規定により読み替えて適用する同 (十八歳以上の通所者にあつて (生活保護法第六条第) な 1 状態となるものに係 一項第二号の 万円) 食事 項 療

第十八 療養 条の 問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又 て準用する法第一 医 八条の四 0 五. |療費の審査を行うこととしている場合においては、 給付 の 二 一十八第 及び 十八 公費負担医 + 都道府県知事が (負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、 条の三 第 項 の 法 第 規定に基づき肢体不自由児通 - 条の五の二 法第二 十九におい +

療費を請求するものとする。
定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省

2 療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する 員会、 肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。 地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委 等に対し 介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その 五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診 健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、 前項の場合において、 社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、 都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の 市町村は、 当該指定障害児通所支援事業者 同法第四十 国民 所在

五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。 四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十③ 法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第

生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。 項 の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定する厚第二十四条 法第二十四条第二項(就学前保育等推進法第十三条第二

一~三 (略)

②~⑤ (略)

項は、次のとおりとする。第二十五条法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事

第二十四条 号。 令の定める事項は、 により読み替えて適用される場合を含む。 育等の総合的な提供の 以 下 「就学前保育等推進法」という。 法第二十四条第二項 次のとおりとする。 推進 に関する法律 (就学前の子どもに関する教育、 (平成十八年法律第七十七)に規定する厚生労働省)第十三条第二項 の規定 保

一~三 (略)

② 5 5

(略)

項は、次のとおりとする。第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事

の二 (略)

一の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、その旨

② (略) 二~六 (略)

定める費用は、次に掲げる費用とする。 第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で

一食事の提供に要する費用

(略)

) である場合にあつては、その旨 一項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第七条第

二~六 (略)

② (略)

- 指定施設支援(通所による指定施設支援を行う場合を除く。)

次に掲げる費用

食事の提供に要する費用

口 光熱水費

ハ被服費

ニ 日用品費

二 指定施設支援(通所による指定施設支援を行う場合に限る。) って、その施設給付決定保護者(法第二十四条の三第六項に規 ことが適当と認められるもの ことが適当と認められるもの ことが適当と認められるもの ことが適当と認められるもの に係る費用であ

次に掲げる費用

食事の提供に要する費用

_

光熱水費

日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用の

- 137 -

被服費

五四三 日用品費

もの その他は その入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められる 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて 指定入 所支援に お て提供される便宜に要する費用のう

(削除)

第二十五条の三 状態となるものとする。 額を障害児入所支援負担上限月額としたならば保護を必要としない 定する障害児入所支援負担上限月額をいう。 ぞれ当該各号に定める額を障害児入所支援負担上限月額 らば保護を必要とする状態となる者であつて、 定める者は、 同条第 令第二十七条の二第四号に規定する厚生労働省令で 一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それ 以下同じ。)としたな 同条第四号に定める (同条に規

第二十五条の七 請をしようとする障害児の保護者は、 定 (同条第四項に規定する入所給付決定をいう。 法第二十四条の三第 項の規定に基づき入所給付決 次の各号に掲げる事項を記載 以下同じ。)の申

> 第二十五条の1 労働省令で定める規定は、 うち、 られるもの つて、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であ その施設給付決定保護者に負担させることが適当と認め の 二 令第一 一十七条の 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十 第 項 第 一号に 規定する厚生

第二十五条の三 省令で定める者は、 四の二第五項とする。 六号) それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額 第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の 令第二十七条の二第一項第四号に規定する厚生労働 同項第一号から第三号までに掲げる区分に応じ (同項に規定する負

下同じ。 のとする。 る額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるも 昭和二十五年法律第百四十四号) 担上限月額をいう。 を必要とする状態となる者であつて、 以下同じ。)としたならば保護 第二条に規定する保護をいう。 同項第四号に定め (生活保護法

第二十五条の七 請をしようとする障害児の保護者は、 定 同 条第四項に規定する施設給付決定をいう。 法第二十四条の三第一 次の各号に掲げる事項を記載 項の規定に基づき施設給付決 以下同じ。 の申

した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

- 連絡先 連絡先 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び
- 者との続柄 一番をの続柄 一番をの続柄 一番 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護
- 給の状況 ニー 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受
- 給の状況四当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受四の当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受

五 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況

六 当該申請に係る指定入所支援の具体的内容

② (略)

- る書類 障害児入所支援負担上限月額の算定のために必要な事項に関す
- 号)第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。)に係 場合にあつては、 臣が定める額 以下同じ。)及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大 条の十三第 行う場合にあつては、 るものを含む。 、所医療をいう。 障害児入所医療 類 一項に規定する障害児入所医療負担上限月額をいう。 (令第二十七条の十五の規定により読み替えられた 以下同じ。 生活療養 以下同じ。 (法第二十四条の二十第一 障害児入所医 (健康保険法 の算定のために必要な事項に関する を行う指定入所支援に係る申 療負 担上限月額 (大正十一年法律第七十 項に規定する障 (令第二十七 -請を |害児
- 三 当該申請を行う障害児の保護者が現に入所給付決定を受けてい

- 連絡先当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び
- 者との続柄 者との続柄 というの氏名、生年月日及び当該障害児の保護 一 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護
- 三 当該申請に係る障害児に関する障害児施設給付費の受給の状況

五 当該申請に係る指定施設支援の具体的内容 護給付費等をいう。以下同じ。)の受給の状況 法(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する介 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等(障害者自立支援

② (略)

- 負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
- る書類 係るものを含む。 十号)第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。 た場合にあつては、 臣が定める額 以下同じ。)及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大 条の十一第 行う場合にあつては、 施設医療をいう。 障害児施設医療 一項に規定する障害児施設医療負担上限月額をいう。 (令第五十条の二第二項の規定により読み替えられ 以下同じ。 以下同じ。)の算定のために必要な事項に関す (法第二十四条の二十第一項に規定する障害児 生活療養 障害児施設医療負担上 (健康保険法 を行う指定施設支援に係る申請を (大正十一年法律第七 一限月額 (令第二十七 しに
- 三 当該申請を行う障害児の保護者が現に施設給付決定を受けてい

条の三第六項に規定する入所受給者証をいう。以下同じ。)る場合には、当該入所給付決定に係る入所受給者証(法第二十四

③ (略)

- きるときは、当該書類を省略させることができる。 当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することがで書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、 人所給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる
- 給付決定保護者に対し入所受給者証の提出を求めるものとする。 額及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額 月額等(障害児入所支援負担上限月額、障害児入所医療負担上限月 前項の書類の提出を受けた都道府県は、障害児入所支援負担上限
- 返還するものとする。 受給者証に必要な事項を記載し、これを当該入所給付決定保護者に⑥ 前項の規定により入所受給者証の提出を受けた都道府県は、入所
- えて都道府県に提出しなければならない。 きは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に入所受給者証を添所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたとにおいて、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児入の所給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内
- 及び連絡先一当該届出を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日
- 者との続柄 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び入所給付決定保護
- 項とその変更内容 | 負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事 | 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児入所支援

条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。)る場合には、当該施設給付決定に係る施設受給者証(法第二十四

③ (略)

4

- きるときは、当該書類を省略させることができる。当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することがで書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、施設給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる
- 者証の提出を求めるものとする。

 「本語の提出を求めるものとする。施設給付決定保護者に対し施設受給、「政事工号の厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。)を変更する必要があると認めるときは、「施設給付決定保護者に対し施設受給、「使害児施設医療負担上限月額及び法第二十四条の二十第二限月額、障害児施設医療負担上限月額、負担上限月額等(負担上)

(5)

- 返還するものとする。 受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設給付決定保護者に 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた都道府県は、施設
- (7) 施設給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内
- 及び連絡先 当該届出を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日
- 者との続柄 一者との続柄 一当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護
- の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内二 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等

四(略

- (略)
- ければならない。

 一定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、

10

者との続柄 一当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び入所給付決定保護

三 (略)

- の申請書にその入所受給者証を添えなければならない。 ① 入所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項
- たときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。 2 入所受給者証の再交付を受けた後、失つた入所受給者証を発見し

第二十五条の八(略)

況 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状

一 (略)

- 給の状況 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受
- | 給の状況 | 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の

四 (略)

⑧ (略)

9

- ければならない。
 受給者証の再交付の申請があつたときは、施設受給者証を交付しな定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護及び連絡先 一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日 一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日 がる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。前項の申請をしようとする施設支給決定保護者は、次の各号に掲

二 (略)

者との続柄

- | たときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。| ⑫ 施設受給者証の再交付を受けた後、失つた施設受給者証を発見し

第二十五条の八(略)

一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状

況

二 (略)

給の状況 - 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児施設給付費の受三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児施設給付費の受

四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況

状況

七 用に関する意向の具体的内容 ビス等 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定入所支援の利 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サー (前三号に掲げるものに係るものを除く。 の利用の状況

八 当該申請に係る障害児の置かれている環境

九 当該申請に係る指定入所支援の提供体制の整備の状況

第二十五条の九 同様とする。 ならない。 入所支援負担 障害児入所支援負担上限月額等に変更があつたときも、 上限月額等を、 都道府県は、 入所給付決定を行つたときは、 入所給付決定保護者に通知しなければ 障害児

第二十五条の十 定める期間は、 入所給付決定を行つた日から当該日が属する月の末 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で

日までの期間と三年を合算して得た期間とする。

第二十五条の十一 ればならない。 づき、次の各号に掲げる事項を記載し 都道府県は、 法第二十四条の三第六項の規定に基 た入所受給者証を交付しなけ

入所給付決定保護者の氏名、 居住地及び生年月

当該入所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日

- 六 五. 用に関する意向の具体的内容 ビ 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定施設支援の利 ス等 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サー (前 一号に掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況
- 七 当該申請に係る障害児の置かれている環境
- 当該申請に係る指定施設支援の提供体制の整備の状況

八

第二十五条の九 上限月額等に変更があつたときも、 限月額等を、 施設給付決定保護者に通知しなければならない。 都道府県は、 施設給付決定を行つたときは、 同様とする。 負担上 負 担

第二十五条の十 日までの期間と次の各号に掲げる指定施設支援の種類の区分に応じ 定める期間は、 施設給付決定を行つた日から当該日が属する月の末 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で

当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

三年 指定施設支援 (通所による指定施設支援を行う場合を除く。

指定施設支援

(通所による指定施設支援を行う場合に限る。

第二十五条の十一 づき、次の各号に掲げる事項を記載した施設受給者証を交付しなけ 年 都道府県は、 法第二十四条の三第六項の規定に基

施設給付決定保護者の氏名、 居住地及び生年月 日

ればならない。

当該施設給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日

- \equiv 交付の年月日及び入所受給者証 番号
- 五四 入所給付決定に係る指定入所支援の種類及び量
- 障害児入所給付費を支給する期間
- 六 障害児入所支援負担上限月額等に関する事項
- 略

第二十五条の十二 害児入所施設等をいう。 指定障害児入所施設等 しなければならない。 規定に基づき、 指定入所支援を受けるに当たつては、その都度、 入所給付決定保護者は、 (法第二十四条の二第一項に規定する指定障 以下同じ。)に対して入所受給者証を提示 法第二十四条の三第七項

第二十五条の十三 削除

> 第二十五条の十二 的障害児施設等をいう。 指定知的障害児施設等 の規定に基づき、 しなければならない。 指定施設支援を受けるに当たつては、その都度、 施設給付決定保護者は、 (法第二十四条の二第一項に規定する指定知 以下同じ。)に対して施設受給者証を提 法第二十四条の三第七項

第二十五条の十三 令で定める法人は、 法第二十四条の三第十一 営利を目的としない法人であつて、 項に規定する厚生労働省 次の各号に

掲げる要件に該当するものとする。

事務 員及び財政的基礎を有するものであること。 当該法人が法第二十四条の三第十項の規定による支払に関する (次号において 「受託事務」 という。 を実施するに足る人

であること。 務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないもの 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合に は、 その 業

第二十五条の十 求めるものとする。 を書面により入所給付決定保護者に通知し、 づき入所給付決定の取消しを行つたときは、 兀 都道府県は、 法第二十四条の四第 入所受給者証の返還を 次の各号に掲げる事項 項の規定に基

法第二十四条の四第一 項の規定に基づき入所給付決定の取消し

> \equiv 交付の年月日及び施設受給者証番号

兀 施設給付決定に係る指定施設支援の 種類 後び

五. 障害児施設給付費を支給する期間

七六 負担上限月額等に関する事項

略

第二十五条の十四 求めるものとする。 を書面により施設給付決定保護者に通知し、 づき施設給付決定の取消しを行つたときは、 都道府県は、 法第二十四条の四第一項の規定に基 次の各号に掲げる事項 施設受給者証の返還を

法第二十四条の四第一 項の規定に基づき施設給付決定の取消し

を行つた旨

- 二 入所受給者証を返還する必要がある旨
- 三 入所受給者証の返還先及び返還期限
- 通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しなされているときは、都道府県は、同項の規定にかかわらず、同項の② 前項の入所給付決定保護者の入所受給者証が既に都道府県に提出

る特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。 第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定め

はその財産について著しい損害を受けたこと。
、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又及びその配偶者に限る。)の生計を主として維持する者が、震災及がその配偶者に限る。)の生計を主として維持する者が、震災人所給付決定保護者又はその属する世帯(入所給付決定保護者

- 期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長の配偶者に限る。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死の配偶をでいる。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死の配係をでいる。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死の配係をでいる。
- 業等により著しく減少したこと。の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失三 入所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者
- の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁そ四 入所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者

を行つた旨

- 二 施設受給者証を返還する必要がある旨
- 三 施設受給者証の返還先及び返還期限

る特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。 第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定め

- はその財産について著しい損害を受けたこと。 及びその配偶者に限る。 害者をいう。 である特定支給決定障害者 施設給付決定保護者又はその属する世帯 風水害、 政令第十号) 火災その他これらに類する災害により、 以下同じ。 第十七条第)の生計を主として維持する者が、 にあつては、 (障害者自立支援法施行令 項第四号に規定する特定支給決定障 当該特定支給決定障害者 (施設: 給 住宅、家財又 付 決定保護者 (平成十八
- の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失物に支給決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死の配偶者に限る。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死の配偶者に限る。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死の配偶者に限る。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死の配偶者に限る。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失物に設給付決定保護者の属する世帯(施設給付決定保護者である
- の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁そ四 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者

業等により著しく減少したこと。

の他これに類する理由により著しく減少したこと。

- する入所受給者証番号をいう。以下同じ。)、連絡先及び入所受給者証番号(第二十五条の十一第三号に規定一、当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日
- 一 当該申請を行う入所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算

るものに係る同項第四号に掲げる額を合算した額修理をした補装具であつて、入所給付決定に係る障害児が使用すスに係る令第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は三 当該申請を行う入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービ

兀 福祉サー 護者、 給者証番号又は介護保険法による被保険者証 の氏名、 同 ,所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、 |該申請を行う入所給付決定保護者と同一 の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援若 支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等であつて 生年月日及び通所受給者証番号、 ビスを受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたもの 入所受給者証番号、 この番号 の世帯に 入所給付決定保 属する当該 しくは障害 受

の他これに類する理由により著しく減少したこと。

- する施設受給者証番号をいう。以下同じ。)、連絡先及び施設受給者証番号(第二十五条の十一第三号に規定当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日
- いう。)

 「一、当該申請を行う施設給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額を一、当該申請を行う施設給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算
- スに係る令第二十七条の四第一項各号に掲げる額を合算した額三 当該申請を行う施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービ

兀 者等 は介護保険法による被保険者証の番号 第十九号) 者証番号 害福祉サービス(同条第 定障害者等をいう。 施設給付決定保護者以外の施設給付決定保護者又は支給決定障害 当該申請を行う施設 を受けたものの氏名、 (障害者自立支援法第五条第十八項第二号に規定する支給決 第十四 (障害者自立支援法施行規則 [条第] であつて、 給付決定保護者と 一号に規定する受給者証番号を 生年月日及び施設受給者証番号、 項に規定する障害福祉サー 同 の月に指定施設支援又は障 (介護保険法施行規則 (平成十八年厚生労働省令 同 0) 世帯に属する当 ・ビスをいう 受給 伞

② (略

は、当該入所給付決定に係る障害児が二十歳未満である者とする。の他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める入所給付決定保護者第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況そ

書を都道府県に提出しなければならない。する入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようと

- 及び連絡先一当該申請に係る入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日
- 二 指定入所支援を受けている指定障害児入所施設等の名称
- ② 前項の申請書には、入所受給者証を添付しなければならない。

(削除

証に記載することとする。 の支給の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を入所受給者③ 都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費

る被保険者証の番号をいう。) 第二十五条第一項第四号に規定す

② (略)

当するものとする。
一歳以上であつて、令第二十七条の二第一項第四号に掲げる者に該は、当該施設給付決定に係る障害児が、二十歳未満である者及び二の他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める施設給付決定保護者第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況そ

書を都道府県に提出しなければならない。する施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようと

- 及び連絡先 当該申請に係る施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日
- 三 令第二十七条の二第一項第四号に該当する旨 指定施設支援を受けている指定知的障害児施設等の名称
- ときは、当該書類を省略させることができる。 書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県は、当該② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければなら

る書類令第二十七条の二第一項第四号に該当する者であることを証す

一 施設受給者証

証に記載することとする。の支給の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を施設受給者の 都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費

一特定入所障害児食費等給付費の額

二 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間

4 掲げる書類」とあるのは、 合において、 は、 第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の 特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。 第二十五条の 七第四項 「入所受給者証」 中 第一 とする。 項 第 一号及び 第 九の規定 この場 一号に

第二十五条の二十 削除

第二十五条の二十一 だし、 用して当該事項を閲覧することができる場合は、 明書を除く。)については、 設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 施設をいう。 害児入所施設 に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 〈障害児入所医療を提供しないものにあつては、第五号を除く。 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 以下同じ。 (法第二十四条の二第 法第二十四条の九第一 の指定を受けようとする者は、 都道府県知事が、 項に規定する指定障害児入所 項の規定に基づき指定障 当該申請に係る施設の インターネットを利 この限りでない。 (登記事項 次の各号 証 た

一 (略)

名、生年月日、住所及び職名 一 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

三・四 (略)

五 医療法第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

一 特定入所障害児食費等給付費の額

一 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間

とあるのは、「第二十五条の十九第二項第一号及び第二号」とする合において、第二十五条の七第四項中「第二項第一号及び第二号」は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場金 第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の九の規定

| 「項において準用する法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労|| 一十五条の二十 第二十五条の十三の規定は、法第二十四条の七第

働省令で定める法人について準用する。

第

第二十五条の二十一 を閲覧することができる場合は、 については、 掲げる事項を記載した申請書又は書類 轄する都道府県知事に提出しなければならない。 記載した申請書又は書類を、 療を提供しないものにあつては、第五号を除く。) に掲げる事項を て同じ。 的障害児施設等 の指定を受けようとする者は、 都道府県知事が、 (指定医療機関を除く。 法第二十四条の九第一 当該申請に係る施設の設置の場所を管 インターネットを利用して当該事項 この限りでない。 (登記事項証明書を除く。 以下この条及び次条にお 次の各号 項の規定に基づき指定. ただし、 (障害児施設 第四号に 知 医

(略)

名

及び住所

一 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

三・四 (略)

る書類
五 医療法第七条の許可を受けた病院又は診療所であることを証す

六 建物の構造概要及び平面図 並びに設備の概要 (各室の用途を明示するものとする

七 略

八 所 施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、 経歴及び住

九~十二 略

十三 る事項 療費 当該申請に係る事業に係る障害児入所給付費及び障害児入所 (障害児入所医療を提供する場合に限る。 の請求に関す

十四四 約 十五第一 する書面 法第二 一項各号 十四 (以下この条において「誓約書」という。 |条の (同項第七号を除く。 九 第 項におい て準 甪 に該当しないことを誓 する法第一 + 条の 五.

十 五 役員の氏名、 生年月日及び住所

その他指定に関し必要と認める事項

2 県知 類を、 除く。 た申 出し きる場合は 定の更新を受けようとする者は、 法 事が なけ 第二 請書又は書類 当 該 に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書 十四条の十第 ればならな 指定に係る事業所の イ この ンターネットを利用して当該事項を閲覧することが 限りでない。 (登記事項証明書を除く。 V) 項の規定に基づき指定障害児入所施設の ただし 所在地を管轄する都道府県知事に提 前項各号 前項第四号に掲げる事項を記載し (第三号及び第十四号を については、 都道府 指

現に受けている指定の有効期間満了日

誓約書

3 者が 号までに掲げる事項に変更がないときは、 前 既に当 項の 規定にか 該 都道 府県知事に提出 かわらず 都道府県 して が知事は、 11 る第 これらの事項に係る申請 項第四 当 三該申 -請に係る事業 号 から第十二

> 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の 概

七 略

八 施設の管理者の氏名、 経歴及び住所

九~十二 略

十三 医療費 る事項 当該申請に係る事業に係る障害児施設給付費及び障害児施設 (障害児施設医療を提供する場合に限る。 の請求に関す

十四四 その他指定に関し必要と認める事項

2 の指定の更新について準用する。 前項の 規定は、 法第一 一十四条の 十第 項の 指 定知的 障害児施設

書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

五第三項の厚生労働省令で定める基準)(法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十

人であることとする。 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する

| 指定の更新について準用する。| ② 前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設の

2

第二十五条の二十二 指定障害児入所施設の設置者は、 記載した申請書又は書類 県知事に提出しなければならない。 項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府 とができる場合は、この限りでない。 都道府県知事が、 び第十五号に掲げる事項に変更があつたときは、 るものに限る。)、 <u>一</u> 一第一項第一号、 インターネットを利用して当該事項を閲覧するこ 第五号、 第二号、 (登記事項証明書を除く。) については、 第六号、 第四号(当該指定に係る事業に関す ただし、 第八号、 第四号に掲げる事項を 第九号、 当該変更に係る事 第二十五条の 第十三号及

第二十五条の 各号に掲げる者の区分に応じ、 干 設等 指定を受けて 一条の五 \dot{O} 設置者 十三 の二十五第 いる施設の数が 法第1 法 令遵守 項の 十四四 責任者 当該各号に定めるところによる。 厚生労働省令で定める基準 条の十九の二において準用する法第 以上 0 選 任をすること。 一十未満の指定障害児入所 は 次

| 指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所

五第三項の厚生労働省令で定める基準)(法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十

人であることとする。 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する

の指定の更新について準用する。 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。) 前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設(

第二十五条の二十二 指定知的障害児施設等の設置者は、 。)、第五号、 ばならない。 障害児施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなけれ の限りでない。 ターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、こ 類 に変更があつたときは、 第一号、 (登記事項証明書を除く。) については、 第二号、 ただし、 第六号、 第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書 当該変更に係る事項について当該指定知的 第八号、 第九号及び第十三号に掲げる事 都道府県 知事が、イン 前条第 項 項

令に適合することを確保するための規程を整備すること。 施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法

第二十五 厚生労働大臣又は都道府県知事 る事項を記載した届出書を 項の規定による業務管理体制の整備について 十四条の十九の二におい 条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、 て準用する法第一 同条第一 (以下この条において「厚生労働大 一項各号に掲げる区分に応じ、 + 遅滞なく、 条の五の二 一十五第 次に掲げ 法第二

| 施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生臣等」という。) に届け出なければならない。

法令遵守責任者の氏名及び生年月日

年月日、

住所及び職名

者である場合に限る。)を受けている施設の数が二十以上の指定障害児入所施設等の設置を発けている施設の数が二十以上の指定障害児入所施設等の設置

士五. ればならない。 項に変更があつたときは、 法第¹ 指定障害児入所施設等の設置者は、 第 一項各号に掲げる区分に応じ 十四条の 十九の 一において準用する法第二 遅滞なく、 当該変更に係る事項について 厚生労働大臣等に届け出なけ 前 項の規定により届け出た事 干 条の五の二

2

|労働省令で定める施設は、診療所とする。||第二十五条の二十三の二||法第二十四条の二十第一項に規定する厚生

医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者である厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を障害児入所第二十五条の二十四の二(令第二十七条の十三第一項第二号に規定す	児入所施設等に対して支払うものとする。 「関入所施設等に対して支払うものとする。 「別入所施設等に対して支払うものとする。 「別入所施設等に対して支払うものとする。 「別入所施設等に対して支払うものとする。 「別入所施設等に対して支払うものとする。 「別入所施設等に対して支払うものとする。 「別入所施設等に対して支払うものとする。 「別入所施設等に対して支払うものとする。 「別入所施設等に対して支払うものとする。	第二十五条の二十三の四 厚生労働大臣は、指定障害児入所施設等の指定を行った都道府県知事に通知しなけ 設置者が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の 設置者の法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の	年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第二十五条の二十三の三 法第二十四条の十九の二において準用する	③ 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二にお同生労働大臣等の政方に届け出ない。
医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者である厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を障害児施設第二十五条の二十四の二 令第二十七条の十一第一項第二号に規定す	障害児施設等に対して支払うものとする。 ② 施設給付決定保護者に支給すべき障害児施設医療費は当該指定知的 ② 施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施 の二十第四項の規定に基づき の に基づき、毎月、障害児施設医療費を支給するものとする。 第二十五条の二十四 都道府県は、法第二十四条の二十第一項の規定			

ならば保護を必要としない状態となるものとする。つて、同項第二号に定める額を障害児入所医療負担上限月額とした

並びに法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法に一国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金る厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。第二十五条の二十四の三 令第二十七条の十三第一項第三号に規定す

基づく障害年金

金保険法 に基づく障害年金生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年二 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚

四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十

六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び

ならば保護を必要としない状態となるものとする。つて、同項第二号に定める額を障害児施設医療負担上限月額とした

る厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。第二十五条の二十四の三 令第二十七条の十一第一項第三号に規定す

年金法に基づく障害年金 国民年金法(昭和三十四年法律第三四十一号)に基づく障害基 国民年金法(昭和三十四年法律第三十四号。以下この条において で正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条において 国民年金法等の一部を 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基

三条の規定による改正前の厚生年金保険法 に基づく障害年金厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第二 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) に基づく障害

船員保険法に基づく障害年金び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の三 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) に基づく障害年金及

く障害年金 号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づ 員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第百五 員等共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務 四 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) に基

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に

基づく障害年金る法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す

お行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共化 移行農林共済年金(原生年金)のうち障害を支給事由とする移行農林共済年金をいう。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同条第六項金をいう。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同条第六項金をいう。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同条第六項金)のうち障害を図るための農林漁業団体職員共済組合法等をいう。)のうち障害を支給事由とするもの

く特別障害給付金
、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づ

九 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付

)に基づく障害補償
・ 国家公務員災害補償法他の法律において準用する場合を含む。

例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの十一 地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条

号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶

に基づく障害年金 百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法校教職員共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学

t

るもの を号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害を支給事由とす が移行農林年金(同条第六項に規定する移行農林年金をいう。) のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第二十五条第四項 のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第二十五条第四 のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第十六条第四 を号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害共済年金及 を号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害共済年金及 を号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害を支給事由とす を号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害を支給事由とす をおの

十六年法律第百六十六号」に基づく特別障害給付金八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成

障害補償給付及び障害給付 昭和二十二年法律第五十号)に基づく

法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償+ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の

を支給事由とするもの基づく降の規定に基づく補償で障害基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害十一地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)に

定による福祉手当特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規第百三十四号」に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び十二、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律

項第三号に規定す 第二十五条の二十四の四 令第二十七条の十一第一項第三号に規定す

第二十五条の二十四の四

令第二十七条の十三第

ならば保護を必要としない状態となるものとする。つて、同項第三号に定める額を障害児入所医療負担上限月額とした医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者である厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を障害児入所

ならば保護を必要としない状態となるものとする。
つて、同項第四号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であ医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者である厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を障害児入所第二十五条の二十四の五 令第二十七条の十三第一項第四号に規定す

第二十五条の二十五 る者については、 が四万二百円を超えるときは、 所給付費等を支給することができることとされた者をいう。 定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第 えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する入所給付 千円を超えるときは、 千六百円とし、 入所者にあつては、 以上の入所者 三号に掲げる額の合計額を控除して得た額 決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、 令第二十七条の)にあつては、 (法第1 同項第三号に掲げる者については、 その額が二万四千六百円を超えるときは、 十三第 一万円)とする。)とする。)とする。 一万円) 令第二十七条の十三第二項の規定により読み替 一十四条の二十四第 一万五千円とする。 項 を下回る場合には千円 第一号に掲げる者については、 四万二百円とし、 項の規定により障害児入 (その額が千円 同項第二号に掲げ その 同条第二項に規 (十八歳以上の 額が (十八歳 二万四 その額 ただし 以下同 万五

七条の十三第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとし② 前項の規定にかかわらず、要保護者である者であつて、令第二十

ならば保護を必要としない状態となるものとする。つて、同項第三号に定める額を障害児施設医療負担上限月額とした医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者である厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を障害児施設

ならば保護を必要としない状態となるものとする。 つて、同項第四号に定める額を障害児施設医療負担上限月額とした医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者である厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を障害児施設第二十五条の二十四の五 令第二十七条の十一第一項第四号に規定す

第二十五条の二十五 。)にあつては、一万円)を下回る場合には千円 いては、 とし、 を超えるときは、二万四千六百円とし、 る者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円 は、一万円)とする。)とする。ただし、同条第 給付費等を支給することができることとされた者をいう。 三号に掲げる額の合計額を控除して得た額 定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項 決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、 えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付二十五条の二十五。令第二十七条の十一第二項の規定により読み替 (法第六十三条の三の) 同項第二号に掲げる者については、 その額が一万五千円を超えるときは、 一第 項又は第二項の規定により障害児施設 同項第三号に掲げる者につ その額が二万四千六百円 (その額が千円 一万五千円とする。 一項第一号に掲げ 加 同条第二項に規 齢児にあつて 以下同じ (加齢児

規定する要保護者をいう。)である者であつて、令第二十七条の十前項の規定にかかわらず、要保護者(生活保護法第六条第二項に

2

定する入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千 必要としない状態となるもの 定により読み替えて適用する同条第一 たならば保護を必要とする状態となる者であつて、 入所者にあつては、 (十八歳以上の入所者にあつては、 とする。 に係る当該額 項第一号から第三号までに規 一万円) は 千円 としたならば保護を 同条第二項 (十八歳以 上の 0 規

一万円)

第二十五条の二十六 等| 省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の 準 \mathcal{O} る省令の |療に係る障害児入所医療費を請求するものとする。 審査を行うこととしている場合においては、 用する法第二十 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省 定めるところにより、 一条の三 都道府県知事が法第二十四条の二十一に 第 当該指定障害児入所施設等が行つた 項の規定に基づき障害児入 指定障害児入所 請求に関す 所 おい 医 施設 療費 7

2 付費 0 六 険法に定める国民健康保険診療報酬審 社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、 道 所 項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬 審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給 府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員 対し、 (審査委員会の意見を聴いて決定し 項の場合において、 療費を支払うものとする。 都道府県知事が当 都道府県知 「該指定障害児入所施 事 は、 た額に基づい 查委員会、 当該指 同法第四十五条第 設等の所在 定障害児入所 て、 その 国民健康保 障 地 会、 害児 施設 0 都

3 法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第四項

> るものに係る当該額は、 児にあつては、 設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円 読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施 保護を必要とする状態となる者であつて、 第 一項第一 一号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば 一万円) 千円 としたならば保護を必要としない状態とな (加齢児にあつては、 同条第二項 一万円)とする の規定により (加齢

第二十五条の二十六 令、 求するものとする。 該指定知的障害児施設等が行つた医療に係る障害児施設医療費を請 る省令 省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用 等 の審査を行うこととしている場合においては、 準 は、 用する法第二十 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関 (平成十) |年厚生省令第二十号) 条の三第一 都道府県知事が法第二十四条の二十一に 項の規定に基づき障 の定めるところにより、 指定知的 | 害児 の請求に関す 施 障害児施設 設 でする省 医 お 療費 当

2 等に対 施設医 付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、 の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給 六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬 険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、 社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、 道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、 前項の場合において、 療費を支払うもの Ļ 都道府県知事が当該指定知的障害児施設等 都道府県知事 とする。 は、 当 該 指定 同法第四十五条第 知 \mathcal{O} 的障害児施 その 国民健康保 所在)障害児 地 \mathcal{O} 都 設

3 法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第四項

第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条

等とする。
生労働省令で定める指定障害児入所施設等は、指定障害児入所施設第二十五条の二十六の二 法第二十四条の二十四第一項に規定する厚

出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
法第二十四条の二十六第一項の規定に基づ

年月日及び連絡先出の当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生

|象呆蒦針との売丙| |一||当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び障害児相談支援対

③ 市町村は、第一項の申請を行つた障害児相談支援対象保護者が法② 前項の申請書には、通所受給者証を添付しなければならない。 象保護者との続柄

厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする 項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談 条及び次条において 第二十四条の二十六第 支援対象保護者に通知するとともに、 と認めるときは、 町村 は 第 障害児相談支援給付費を支給する期間 項の申請を行つた障害児相談支援対象保護者が法 「支給期間」 項各号に規定する障害児相談支援を受けた という。 支給期間及び同項に規定する 及び法第六条の二第八 (以下この

保護者に係る通所給付決定の有効期間の範囲内で月を単位として市④ 支給期間は、障害児支援利用援助を実施する月から通所給付決定

第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五

町村が定める期間とする。

害児相談支援給付費の支給を行わないことができる。第二十五条の二十六の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、障

- たと認めるとき。
 定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつ一に基づき障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつ
- の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 二 障害児相談支援対象保護者が、支給期間内に、当該市町村以外
- 証の提出を求めるものとする。 支援給付費に係る障害児相談支援対象保護者に通知し、通所受給者した市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該障害児相談別 前項の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないことと
- 障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした旨
- 通所受給者証を提出する必要がある旨
- 通所受給者証の提出先及び提出期限
- い。
 の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要な
 の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要な
 提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項
 ③ 前項の障害児相談支援対象保護者の通所受給者証が既に市町村に
- れを返還するものとする。 行わないこととした場合には、通所受給者証にその旨を記載し、この 市町村は、第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を

──規定に基づき、毎月、障害児相談支援給付費を支給するものとする「二十五条の二十六の五」市町村は、法第二十四条の二十六第一項の

ただし、 る事 証明書を除く。 して当該事項を閲覧することができる場合は 次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、 に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けようとする者は、 業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。 五. 条の二十 第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類 六 については の六 法第一 十四四 市町村長が、 1条の二 一十六第 インターネットを利用 この限りでない。 項 当該申請に係 第 (登記事項 号の 規定

事業所の名称及び所在地

申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の 生年月日 住所及び職名 氏

当該申請に係る事業の開始の予定年月日

六 五 四 三 事業所の平面 申請者の定款、 図 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

いう。 年 障 ·厚生労働省令第二十九号) .害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 業所の管理者及び相談支援専 以下同じ。 の氏名、 生年月日 第三条に規定する相談支援専門員を 菛員 (児童 住所及び経歴 福 社法に (平成二十四 と基づく 指定

運営規程

八七 要 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の

十 九 当該申 請に係る事業に係る従業者 の勤務の体制及び勤務形 態

当該申请 請に係る事業に係る資産の 状況

する事項 当該申請に係る事業に係る障害児相談支援給付費の 請求に関

Ŧi. の十五第二項各号 法第1 十四四 条の一 十八 (同項第四号、 第 項 べにお 第十一号及び第十四号を除 1 . て準用. する法第一 一条

く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「

誓約書」という。)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

準は、次の各号に定めるところによる。法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者がない場合に該当することを含む。)

3

は 項を記載し 村長に提出しなけ 申請書又は書類を、 事業者の 第十二号を除く。 法第一 市長村長が 指定の更新を受けようとする者は 十四条の二十九第 た申 請書又は書類 インターネットを利用して当該事項を閲覧するこ ればならない。 当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町 に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した 項の規定に基づき指定障害児相談支援 (登記事項 ただし、 証明書を除く。 第 第 項第四号に掲げる事 項各号 について 第三 一号及

とができる場合は いる指定の有効期間満了日 この 限りでない。

誓約書

現に受けて

4 げる事 既に当該 は書類の提出を省略させることができる 項の規定にかかわらず、 項に変更がな 市 町村長に提出している第 いときは 市町村長は、 これらの事項 項第四号から第十号までに掲 当該申 に係る申請書の記載又 請に係る事業者が

第二十五 は書類 ター 談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なけれ の限りでない。 ばならない。 第 に変更があつたときは、 ネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、 号 条の二十六の七 第五号から第七号まで、 (登記事項 第 号、 ただし、 第四号 証 明書を除く。 同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又 当該変更に係る事項について指定障害児相 指定障害児相談支援事業者は、 (当該指定に係る事業に関するものに限る 第十一 については、 号及び第十三号に掲げる事項 市町村長が、 前条第 項

- 2 らない。 援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければな 事業を再開したときは、 指定障害児相談支援事業者は、 再 開した年月日 休止した当該指定障害児相談支援 を当該 指定障害児相談支
- 3 業所の 廃止し、 前までに、 指定障害児相談支援事業者は、 所在 又は休止しようとするときは、 地を管轄する市町村長に届け出なければならない。 次に掲げる事項を当該指定障害児相談支援事業者の 当該指定障害児相談支援の その 廃止又は休止の日 事業を 0
- 廃止し、 又は休・ 止 しようとする年月日

廃止し、

又は休止しようとする理由

兀 三 現に指定障害児相談支援を受けている者に対する措置 休止の予定期間

休止しようとする場合にあつては、

第二十五条の二十六の八 定めるところによる。 令で定める基準は、 次の各号に掲げる者の区分に応じ 法第1 十四条の三十八第 項の 当該各号に 厚 生労働省

- 談支援事業者 指定を受けている事業所の数が一 法令遵守責任者の選任をすること。 以 上二十未満の指定障害児相
- 業者 談支援事業者 ことを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事 適合することを確保するための規程を整備すること。 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相 法令遵守責任者の選任をすること、 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令 業務が法令に適合する

監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十六の九 ない。 条の三十八第 の条において る区分に応じ、 次に掲げる事項を記載した届出書を、 「厚生労働大臣等」という。 厚生労働大臣、 項 の規定による業務管理体制の整備に 指定障害児相談支援事業者は、 都道府県知事又は市町村長(以下こ に届け出なければなら 同条第一 こついて、 項各号に掲げ 法第二十四 遅滞

- 事業者の 氏名、 生年月日 名称又は氏名、 住所及び職名 主たる事務所の 所在地並びにその代
- 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児相談支援事業者 業務が法令に適合することを確保するため \mathcal{O} 規程 0 概要 (指定

である場合に限る。)

- の数が百以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。)四 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所
- 等に届け出なければならない。第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法②指定障害児相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に

要な事項を示さなければならない。

「関知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必
「関生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を
第二十五条の二十六の十」法第二十四条の三十九第四項の規定により

定を行つた市町村長に通知しなければならない。
一章に違反したときは、その旨を当該指定障害児相談支援事業者の指管害児相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命第二十五条の二十六の十一 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十の二 法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働

事業の種類及び内容

 \equiv 条例、 定款その他の基本約款

運営規程

七六五四 職員の定数及び職務の内容

主な職員の氏名及び経歴

当該事業の用に供する施設の名称 種類及び所在地

八 事業開始の予定年月日

2 内容を閲覧することができる場合は、 収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならな 法第三十四条の三第二項の規定による届出を行おうとする者は、 ただし、 都道府県知事が インターネットを利用してこれらの この限りでない。

第三十六条の三十の三 省令で定める事項は、 次のとおりとする。 法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働

廃止又は休止しようとする年月日

廃止又は休止の理由

現に便宜を受け又は通所している者に対する措置

几 休止しようとする場合にあつては、 休止の予定期間

第三十六条の三十一 令で定める事項は、 法第三 次のとおりとする。 十四四 1条の四 第 項に規定する厚生労働省

(略)

2 内容を閲覧することができる場合は、 収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならな 法第三十四条の四第 ただし、都道府県知事が、 項の規定による届出を行おうとする者は、 インターネットを利用してこれらの この限りでない。

第三十六条の三十二 法第三十四条の四 第三項に規定する厚生労働省

> 第三十六条の三十一 令で定める事項は、 次のとおりとする。 法第三十四条の三第 項に規定する厚生労働省

<u>-</u> く 八 (略)

2

内容を閲覧することができる場合は、 い。ただし、都道府県知事が、 収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならな 法第三十四条の三第 項の規定による届出を行おうとする者は、 インターネットを利用してこれらの この限りでない。

第三十六条の三十二 法第三十四条の三第三項に規定する厚生労働省

令で定める事項は、次のとおりとする。

一~四(略)

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十三 法第三十四条の十二第一項に規定する厚生労働

~九 (略)

の内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。ない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれら、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければなら② 法第三十四条の十二第一項の規定による届出を行おうとする者は

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十四 法第三十四条の十二第三項に規定する厚生労働

一~四 (略)

定める基準は、次のとおりとする。第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で

一~四 (略)

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第一項に規定する厚生労働

-----(略)

用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでななければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利とするときは、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出し② 市町村は、法第三十四条の十五第一項の規定による届出を行おう

令で定める事項は、次のとおりとする。

一~四 (略)

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十三 法第三十四条の十一第一項に規定する厚生労働

~九 (略)

2

の内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。ない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれら、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければなら法第三十四条の十一第一項の規定による届出を行おうとする者は

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十四(法第三十四条の十一第三項に規定する厚生労働

一~四 (略)

定める基準は、次のとおりとする。第三十六条の三十五。法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で

一~四 (略)

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十六 法第三十四条の十四第一項に規定する厚生労働

一~六 (略)

用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでななければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利とするときは、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出し② 市町村は、法第三十四条の十四第一項の規定による届出を行おう

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十七、法第三十四条の十五第三項に規定する厚生労働

定める基準は、次のとおりとする。第三十六条の三十八とお第三十四条の十六に規定する厚生労働省令で

一 (略)

三~八 (略)

② (略)

定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十九 法第三十四条の十八に規定する厚生労働省令の

一~五 (略)

報を自由に利用できるような方法で行うものとする。② 法第三十四条の十八に規定する情報の提供は、地域住民が当該情

、次に掲げる事項を登録しなければならない。第三十六条の四十 法第三十四条の十九に規定する養育里親名簿には

~七 (略)

第三十六条の四十一 (略)

一~七 (略)

② (略)

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

省令で定める事項は、次のとおりとする。第三十六条の三十七 法第三十四条の十四第三項に規定する厚生労働

一~四 (略)

定める基準は、次のとおりとする。第三十六条の三十八善法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で

(略)

第一項第四号のいずれにも該当しない者であること。 家庭的保育者は、法第十八条の五各号及び法第三十四条の十九

三~八 (略)

② (略)

定める事項は、次のとおりとする。 第三十六条の三十九 法第三十四条の十七に規定する厚生労働省令の

一~五 (略)

報を自由に利用できるような方法で行うものとする。② 法第三十四条の十七に規定する情報の提供は、地域住民が当該情

| 、次に掲げる事項を登録しなければならない。| 第三十六条の四十 法第三十四条の十八に規定する養育里親名簿には

一~七 (略)

第三十六条の四十一(略)

- 〜七 (略)

② (略)

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

<u>\{</u> (略)

兀 つては、 ことを証する書類 法第三十四条の二十第 同項第一号を除く。 項各号)のいずれにも該当しない者である (養育里親希望者の同居人にあ

五. (略)

4 (略

第三十六条の四十三 (略

略

後見人又は保佐人 法第三十四条の二 一十第 項 第 号に該当するに至つた場合その

四号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人又はその同居人が法第三十四条の二十第一項第二号から第 本人

兀 略)

2 略

第三十六条の四十四 略

<u>〈</u> 匹

2 (略)

法第四十五条の二第二項又は第四十八条の規定に違反した場合

(略)

3 (略)

第三章の二

第三十九条の二

国民健

康保険団体連合会は

法第五十六条の

Ŧ.

の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において

国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

の 二 (新設)

<u>\{</u> (略)

兀 つては、 法第三十四条の十九第 同項第一号を除く。 項各号)のいずれにも該当しない者である (養育里親希望者の同居人にあ

五. (略)

ことを証する書類

4 (略)

(略)

第三十六条の四十三

(略)

法第三十四条の 十九 第 項第一号に該当するに至つた場合その

三 後見人又は保佐人 本人又はその同居人が法第三十四条の十九第一項第二号から第

四号までのいずれかに該当するに至つた場合

本人

兀 (略)

2 (略)

第三十六条の四十四 (略)

〈 匹 (略)

2

(略)

法第四十五条第一 二項又は第四十八条の規定に違反した場合

(略)

3

(略)

(新設)

とすることができる。
第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くこと規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法連用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、

2 保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法 法律第六十七号) 第二十九条の規定による議決権を有する者について、 る保険者 は広域連合を設けた場合には、 の七第二項において準用する場合を含む。 ところにより、 行う業務に 国民健康保険団体連合会は、 部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。 、国民健康保険組合を除く。 関する国民健康保険法第八十六条にお 市町村が法第二十四条の三第十一項 第二百八十四条第 総会又は代議員会の議員を、 法第五十六条の五の二の規定により 項に規定する を代表する者に代えて、 の規定により国民健康 いて準用する同 (法第二十四条 (昭和二 規約の定める 部事務組合又 会員た 十二年

び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。任する。ただし、厚生労働大臣が第四号、第六号から第九号まで及規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の

一~五 (略)

用する場合を含む。)に規定する権限 大の二において準用する場合を含む。)に規定する権限 大の二において準用する場合を含む。)に規定する権限 大 法第二十一条の五の二十六第一項及び第四項(法第二十四の十

八 法第二十四条の三十九第一項及び第四項に規定する権限

十・十一 (略) 法第二十四条の四十に規定する権限

自ら行うことを妨げない。 任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の

一~五 (略)

六・七 (略)

2 前項第 とを防げない。 支局長に委任する。 法第五十九条の八第二項及び令第四十七条第二項の規定により、 一号から第三号まで及び第十一号に掲げる権限は、 ただし、 地方厚生局長が当該権限を自ら行うこ 地方厚生

第五十条の二 ては、 に掲げるものは、 設置市」という。 び法第五十九条の四第一 五十二条の十九第一 次の 表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、 令第四十五条第一)が児童福祉に関する事務を処理する場合におい それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする 項の指定都市 項の児童相談所設置市 (以下「指定都市」という。 (以下「児童相談所 同表中欄 及

項の規定により、 地方自治法第二百 第五十条の二 関する事務を処理する場合においては、 省令の規定中の字句で、 相談所設置市 を防げない。 一十二年法律第六十七号) (以下「指定都市」という。)及び法第五十九条の四第一 令第四十五条第一 (以下「児童相談所設置市」という。 同表中欄に掲げるものは、 第二百五十二条の十九第一 項の規定により、 次の

第一条の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第一条の三十一第一項		相談所設置市の市長
第一条の三十六		

の字句と読み替えるものとする。

表の上欄に掲げるこの

が児童福祉に

項

の児童 定都 (昭 市和

それぞれ同表下

地方自治

法

項の指立

	第八条第三項	項 第八条第一項及び第二	第四条第二項	第一条の三十七	第一条の三十六第一条の三十六
都道府県知事	都道府県は、	都道府県知事	都道府県内		都道府県知事
指定都市の市長及び児童	設置市は、指定都市及び児童相談所	相談所設置市の市長程定都市の市長及び児童	所設置市内及び児童相談		相談所設置市の市長相談所設置市の市長及び児童

第五条

第四条第

垣 項

都道府県内

指

定都市内及び児童相談

設置市内

第八条第

項

及び

第

都道府県知事

指定都市の市長及び児童

談所設置市の市長

一項

第八条第三項

都道府県は、

指定都市及び児童相談所

都道府県知

事

指定都市の市長及び児童

設置市は、

第四

[条第

第 第 項 第 第

条の三十七 条の三十六

条の三十八

条の二

+

九

都道府県知事

指定都市の市長及び児童

条の三十一第

相

談所設置市の市長

2

前項第

第二十五条の二十四	第二十五条の二十二	第二十五条の十九	第二十五条の十七	第二十五条の十一	第二十五条の九	第二十五条の七	第十八条の四十八	第十八条の四十	第十八条の三十五	四項	第十八条の三十二第	第十八条の三十	第十八条の二十九	第十八条の二十八	第十八条の二十七	第十八条	第十六条	第十五条	第十四条	第十一条	第十条第一項	
都道府県	都道府県知事					都道府県															都道府県知事	
指定都市及び児童相談所	相談所設置市の市長指定都市の市長及び児童				設置市	指定都市及び児童相談所														相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長
第二	第第二二	第二	第二二	第二二	第二	第二										第十二	第十六条	第十五条	第十四条	第十一条	第十条第	<u> </u>
第二十五条の二十四	一十五条の二十二	の 十	+ -	第二十五条の十四第二十五条の十一	一十五条の九	第二十五条の七										第十八条第一項	ハ条	五 条 	四条	- 条	采第 一 項	
都道府県	都道府県知事					都道府県															都道府県知事	
指定都市及び児童相談所	相談所設置市の市長相談所設置市の市長の市長及び児童				設置市	指定都市及び児童相談所														相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長

第三十六条の二十八	第一項	第三十六条の二十七 都道府県知事	第五項	第二項、第四項及び	第三十六条の二十六 都道府県	第一項	第三十六条の二十六	第三十六条の二十四	項	第三十六条の八第三 都道府県知事		第三十六条の二 都道府県	\z	第三十四条の三、都道府県知事	第三十四条の二 市町村長を経て	準用する第二十七条	第三十二条において	準用する第二十六条	第三十二条において	第二十七条	第二十六条	第二十五条の二十九	第二十五条の二十六	第二十五条の二十二 都道府県知事	
	相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童		設置市	指定都市及び児童相談所				相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	設置市	指定都市及び児童相談所		相談所設置市の市長に	指定都市の市長及び児童								相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	設置市
<i> <u> </u> <u> </u> <u> </u> </i>	1	forta	-Z-1	-1	第		hh.	<i>55</i> 5		绺		烘		<i>\tau</i> \tau	烘		ml	forta	шІ	松	<i>5</i> 55	松	烘	绺	
一項及び第二項 第三十六条の二十八第	可項	第三十六条の二十七第	項	二項、第四項及び第五	第三十六条の二十六第	項	第三十六条の二十六第	第三十六条の二十四		第三十六条の八第三項		第三十六条の二		第三十四条の三	第三十四条の二		用する第二十七条	第三十二条において準	用する第二十六条	第三十二条において準	第二十七条	第二十六条	第二十五条の二十九	第二十五条の二十二	
	一項	- 1	埧	`		一 項	弗三十六条の二十六第	第三十六条の二十四		易三十六条の八第三項 都道府県知事		鬼三十六条の二 都道府県	(2)	第三十四条の三 、都道府県知事	第三十四条の二 市町村長を経て		用する第二十七条	第三十二条において準	川する第二十六条	11	弗二十七条 	<u>第二十六条</u>	第二十五条の二十九	第二十五条の二十二 都道府県知事	

都道府県知事 指定都市の市長及び児童	第三十七条第五項	相談所設置市の市長が児童	都道府県知事	第三十七条第四項
相談所設置市の市長 相談所設置市の市長及び	第三十七条第二項	相談所設置市の市長相定都市の市長及び児童	都道府県知事	第三十七条第二項
	第三十六条の四十七			
	第三十六条の四十六第			
	項			
	一項、第二項及び第三			第三十六条の四十七
	第三十六条の四十四第			第二項
	一項及び第二項			第三十六条の四十六
	第三十六条の四十三第			第三十六条の四十四
	一項及び第二項			第三十六条の四十三
	第三十六条の四十二第			第三十六条の四十二
相談所設置市の市長	三項	相談所設置市の市長		第三項
都道府県知事 指定都市	第三十六条の四十一第	指定都市の市長及び児童	都道府県知事	第三十六条の四十一
設置市		設置市		
都道府県 指定都市及び児童相談所		指定都市及び児童相談所	都道府県	
相談所設置市の市長	一項	相談所設置市の市長		第一項
都道府県知事 指定都市の市長及び児童	第三十六条の四十一第	指定都市の市長及び児童	都道府県知事	第三十六条の四十一
	第三十六条の四十			第三十六条の四十
	二項			第二項
	第三十六条の三十三第			第三十六条の三十三
相談所設置市の市長	二項	相談所設置市の市長		第二項
都道府県知事 指定都市の市長及び児童	第三十六条の三十一第	指定都市の市長及び児童	都道府県知事	第三十六条の三十一
設置市		設置市		
都道府県 指定都市及び児童相談所	第三十六条の二十九	指定都市及び児童相談所	都道府県	第三十六条の二十九

第十四条	第十一条	第十条第一項		第八条第三項	二項	第八条第一項及び第	れ同表下欄の字句と読み替えるものとする。	げるこの省令の規定中の字句で、	童福祉に関する事務を処理する場合にお	五十二条の二十二第一項の中核市	第五十条の三 令第四:	孚		第四十九条の七第一		第三十九条第二項		第三十九条第一項	び第三項	第三十八条第二項及	第三十七条第六項			
		都道府県知事	都道府県知事	都道府県は、		都道府県知事	読み替えるものと		を処理する場合に		令第四十五条第二項の規定により、			都道府県知事		都道府県知事		都道府県の知事			都道府県知事		市町村	
		中核市の市長	中核市の市長	中核市は、		中核市の市長	する。	同表中欄に掲げるものは、それぞ	おいては、次の表の上欄に掲	(以下「中核市」という。) が児	定により、地方自治法第二百)	指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童		相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	設置市以外の市町村	指定都市及び児童相談所	
第十四条	第十一条	第十条第一項		第八条第三項	二項	第八条第一項及び第	れ同表下欄の字句と読み替えるものとする。	げるこの省令の規定中の字句で、	童福祉に関する事務を処理する場合においては、	五十二条の二十二第	第五十条の三 令第四二			第四十九条の七第一項		第三十九条第二項		第三十九条第一項	第三項	第三十八条第二項及び	第三十七条第六項			
		都道府県知事	都道府県知事	都道府県は、		都道府県知事	肌み替えるものとよ		で処理する場合にお	項の中核市(以下	令第四十五条第二項の規定により、			都道府県知事		都道府県の知事		都道府県の知事			都道府県知事		市町村	
		中核市の市長	中核市の市長	中核市は、		中核市の市長	9る。	同表中欄に掲げるものは、それぞ	^{おいては、} 次の表の上欄に掲	二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が児	足により、地方自治法第二百	相談所設置市の市長	目と「大子」「つう」	指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童		相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	設置市以外の市町村	指定都市及び児童相談所	

第三十七条第六項		第三十七条第五項	第三十七条第四項				第三十七条第二項	第二項	第三十六条の三十一	第二十五条の二十二	第二十五条の二十一	第十八条の三十五	四項	第十八条の三十二第	第十八条の三十	第十八条の二十九	第十八条の二十八	第十八条の二十七	第十八条	第十六条	第十五条
都道府県知事	市町村		都道府県知事				都道府県知事														
都道府県知事(特定児童	外の市町村) おいては、中核市以下町村(特定児童福祉施	核市の市長)福祉施設については、中	都道府県知事(特定児童	ついては、中核市の市長	設」とい	保育所(以下「特定児童	、母子生舌支援施設及び都道府県知事(助産施設														
第		第	第				第										第	第	第	第	第
		三十	三十七				二十二										第二項	三十六	第十八条第	第十六条	第十五条
第三十七条第六項		第三十七条第五項	第三十七条第四項				第三十七条第二項											第三十六条の三十二	第一項		
十七条第六項 都道府県知事	市町村		3条第四項 都道府県知事															八条の三十二	第一項		

第三十八条第二項及		福祉施設については、中
び第三項		核市の市長)
第四十九条の七第一	都道府県知事	中核市の市長
項		

附 則

第五十 °| は + 0) 一条の二 申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする 規定の適用については 平成二十七年三月三十一 同条中 「申請をした場合」とあるの 日までの間は、 第十八条の

び第三項

第三十八条第一

一項及

福祉施設につ 核市の市長)

V 7

は

中

第五十 在所し、 ろうとするとき並びにこれらの措置を採ろうとする者について準用 項 第四十九条の七第 項に規定する措置により当該児童福祉施設に在所し 定の適用を受けて満二十歳に達した後において当該児童福祉施設に 定する変更の措置及び法第六十三条の三第一 第一 附 条の二 一十七条の規定は、 又は指定医療機関に在院する者及び法第六十三条の三第 則 第二十六条の規定は、 都道府県知事 法第六十三条の二第一項又は第二項の規 法第六十三条の二第二項に規 中核市の市長 項に規定する措置を採 又は指定医療

項の規定の 第 平成二十四年九月三十日までの間は、 一十五条の一 平成二十四年九月三十日までに」とする。 適用に 十三 こついて 0 は 第 これらの規定中 項及び第一 一十五条の二十 第十八条の三 「遅滞なく 設、 盲ろうあ児施設

第五十一条の三

項

六の

とあるのは 九第 第

(削除)

第五十一条の三 とする。 る指定知的障害児施設等は、 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設並びに指定医療機関 法第六十三条の三の二第 (二十歳以上の加齢児が入所する場合を除く。 都道府県知事が指定する知的障害児施 項の厚生労働省令で定め

第五十一条の四 ものとする。 障害児施設給付費等をいう。)を支給するときは、 項の規定に基づき、障害児施設給付費等(法第五十条第六号の四の 都道府県は、 法第六十三条の三の二第一項又は第二 毎月、 支給する

機関に在院する者について準用する。

(削除)

削除

第五十一

条の七

令第五十条の八の規定により読み替えて適用する令

障害者とみなす。

ついては、当該加齢児は、施設給付決定保護者である特定支給決定う。)に関する第二十五条の十五第一号及び第二号の規定の適用に施設等に入所する加齢児(以下「令第五十条の二の二加齢児」とい第五十一条の四の二 令第五十条の二の二に規定する指定知的障害児

千円を超えるときは、一万五千円とする。)とする。 千六百円とし、 る者については、 の状況を勘案して定める額は、 第二十七条の十一第一項第二号及び第三号に規定する加齢児の所得 た額 号において同じ。)に得た収入の額(国又は地方公共団体から特 十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額 が認定した額 れを切り捨てるものとする。)を控除して得た額として都道府県 十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、こ 年の租税及び社会保険料 ものとする。)から当該指定施設支援のあつた月の属する年の前 い収入として都道府県が認めた収入を除く。)を十二で除して得 れる金銭その他指定施設支援に要する費用に充てることができな 定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に費消さ つた月が一月から六月までの場合にあつては、 当該各号に定める額(令第二十七条の十一第一項第二号に掲げ 第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。)の費用を 指定施設支援のあつた月の属する年の前年(指定施設支援のあ (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる 同項第三号に掲げる者については、その額が一万五 (次号において「認定月収額」 その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四 (所得税法 次の各号に掲げる加齢児の区分に応 (昭和四十年法律第三十三号 という。)が令第二 前々年。 以下この

第十三号の四様式(第十八条の三十六第四項関係)第十三号の五様式(第十八条の三十六第三項関係)(略)(略)(略)(略)(のの一様式(第十八条の三十六第三項関係)(のの一様式(第十八条の三十六第一項関係)(のの一様式(第十八条の三十六第一項関係)(のの一様式(第十八条の三十六第一項関係)(のの一様式(第十八条の三十六第一項関係)(のの一様式(第十八条の三十六第一項関係)(の一様式(第十八条の三十六第一項関係)(の一様式(第十八条の三十六第一項関係)

下回る加齢児 零じ。)と令第二十七条の十一第二項第三号に掲げる額の合計額をに規定する生活療養標準負担額の合計額に限る。次号において同規定により読み替えて適用する法第二十四条の二十第二項第二号の号に規定する食事療養標準負担額及び令第五十条の二第二項の

る額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額齢児 認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げ項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える加一 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同

第十三号の四様式(第二十五条の二十三関係)

略)

(傍線部分は改正部分)

、指定施設の範 囲

改

正

案

第二条 とする。 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、 次のとおり

<u>\</u>= (略)

兀 施設、 ものに限る。 支援センター 童相談所、 ものに限る。)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児 児通所支援事業 児童福祉法 情緒障害児短期治療施設、 母子生活支援施設、 (昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供する (児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う 児童養護施設、 児童自立支援施設又は児童家庭 福祉型障害児入所

五. 略

六 第百二十三号)に規定する精神保健福祉センター 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律

(指定施設の範囲

現

行

第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、 次のとおり

とする。

<u>\</u>
\frac{\int }{\equiv }

(略)

兀 る。 ター 施設、 緒障害児短期治療施設、 ものに限る。)を行う施設、 児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う 児童福祉法 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限 児童養護施設、 (昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害 知的障害児施設、 児童自立支援施設又は児童家庭支援セン 乳児院、 児童相談所、母子生活支援 知的障害児通園施設、

五. (略)

六 う施設、 害者社会復帰施設 なお従前の例により 社会復帰施設又は障害者自立支援法附則第四十八条の規定により 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者 者福祉に関する法律に規定する精神障害者地 援法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害 第百二十三号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の に規定する精神保健福祉センター、 運営をすることができることとされた精神障 域生活援助事業を行 (昭和二十五年法律 障害者自立支

七~十三

(略

十四四		(削除)
略		O

| 害者に対してサービスを提供するものに限る。) | | | お福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者 | 者複護施設(同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害 | 大四 | 障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害

十五 (略)

ス事業)(令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービ

改

正

案

()

基準 おいて実施されるもの 利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものに 他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、 む。)及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その 第五十五条、 立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する と総称する。)に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自 労継続支援 第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就 項に規定する生活介護、 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第七 (平成十八年厚生労働省令第百七十四号) 第三十七条 (前号に掲げるものを除く。) (以下「生活介護等」 第七十条及び第八十八条において準用する場合を含 同条第十三項に規定する自立訓練 将来的にも (同令 同条

(法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等)

は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するた第十六条 法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約

ス事業) 現定する厚生労働省令で定める障害福祉サービー (令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービー)

福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。令」という。)第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害第一条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号。以下「

(略)

二 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第七 な。 基準 おいて実施されるもの 利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものに 他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、 第五十五条、 立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する と総称する。)に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自 労継続支援 第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就 項に規定する生活介護、)及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その (平成十八年厚生労働省令第百七十四号) (前号に掲げるものを除く。 第七十条及び第八十八条において準用する場合を含 同条第十四項に規定する自立訓練、)(以下「生活介護等」 第三十七条 将来的にも (同令 同条

(法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等)

は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するた第十六条 法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約

の契約とする。

法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、 障害児相談支援事業 次に掲げるもの

口

乳児家庭全戸訪問事業 児童自立生活援助事業

養育支援訪問事業

地域子育て支援拠点事業

トヘホニ 助産施設を経営する事業

供 保育所 項第四号に規定する私立認定保育所を除く。)を経営する事 の推進に関する法律 (就学前の子どもに関する教育、 (平成十八年法律第七十七号) 第十条第 保育等の総合的な提

児童厚生施設を経営する事業

IJ 児童家庭支援センターを経営する事業

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

四 • 五 (略)

事業及び特定相談支援事業 法第二条第三項第四号の二に掲げる事業のうち、 般相談支援

七~十 (略)

略

2

則

6 場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受け ター又は小規模作業所 ている施設をいう。)が、 障害者自立支援法第五条第二十六項に規定する地域活動支援セン 第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動 (障害者基本法 平成二十年四月一日から平成二十四年三 (昭和四十五年法律第八十四 0

> め の契約とする。

略)

 \equiv 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、 次に掲げるもの

口 イ 乳児家庭全戸訪問 児童自立生活援助事業 事業

養育支援訪問事業

地域子育て支援拠点事業

ホニハ 助産施設を経営する事業

供の推進に関する法律 保育所 項第四号に規定する私立認定保育所を除く。)を経営する事 (就学前の子どもに関する教育、 (平成十八年法律第七十七号) 保育等の総合的な提 第十条第

児童厚生施設を経営する事業

児童家庭支援センターを経営する事業

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

四 · 五 (略)

法第二条第三項第四号の二に掲げる事業のうち、 相談支援事業

2 七~十

略

(略

附

則

6 ている施設をいう。)が、 場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用 ター又は小規模作業所(障害者基本法 障害者自立支援法第五条第二 第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の 平成二十年四月一日から平成二十四年三 一十二項に規定する地域活動支援セン (昭和四十五年法律第八十四 の助成を受け

都道府県知事が認める地域」とする。の」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるも的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるも離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来附則第五条第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「る第一条第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「

月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合におけ

の」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるも附則第五条第二項において読み替えて適用する第三十七条」と、「将来所具を第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合におけ

都道府県知事が認める地域」とする。

(第五条関係)

第二条 、指定施設の範 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、 囲 改 正 案 次のとおり 第二条 (指定施設の範囲) 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、 現 行 次のとおり

設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相、産発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施用談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児ー(略)とする。

定相談支援事業を行う施設とは一般相談支援事業若しくは特継続支援を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労害者主援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害十三 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)に規定す

三 ~ 十 二

談支援事業を行う施設

十四四

(略

十四四

略

一 (略)

とする。

児童家庭支援センター ・ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する児童 ・ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する児童 に 別のでする。 ・ 別のでは、 ・ 別のでは、 ・ のでは、 ・ のには、 ・ のにはは、 ・ の

三~十二 (略)

継続支援を行うものに限る。)又は相談支援事業を行う施設福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労る障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害十三 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)に規定す

(傍	
線部	
分は	
改	
正部	
分	

(怪称二十二年生非第三六十元号)第二十条第二덓 一 — 是童崔如生(怪称二十二年生非第三六十元号)第二十条第二덓
に関する給付は、
 給付)
(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する (令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する
正 案

いては、次のとおりとする。

- 該当療養介護医療費の支給七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準一一障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第
- の支給 一 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費
- 大臣が定める医療に関する給付 一 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働

とする。 条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおり第百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付

おいて適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項に二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは一児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第

_ { +

略

いては、次のとおりとする。

- 該当療養介護医療費の支給七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第
- の支給 一 万綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費
- 大臣が定める医療に関する給付 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働

とする。
条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおり第百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付

適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第

一~十 (略)

扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養につい	٧.
2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被	2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被
二~八(略)	二~八(略)
	おいて適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給
適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給	同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項に
二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において	二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは
児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第	一児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第
いては、次のとおりとする。	いては、次のとおりとする。
付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養につ	付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養につ
第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給	第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給
(令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
二~十二(略)	二~十二 (略)
)の障害児入所医療費の支給
害児施設医療費の支給	(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。
第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)の障	の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項
の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項(同法	の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第二項	一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第二項
する給付は、次のとおりとする。	する給付は、次のとおりとする。
第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関	第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関
	· ·
(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付	(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付
現行	

は、次のとおりとする。

- 該当療養介護医療費の支給七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準一一障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第
- の支給

 一 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費
- 大臣が定める医療に関する給付 一 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働

とする。 条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおり第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六 (令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

は、次のとおりとする。

- 該当療養介護医療費の支給七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第
- の支給 一 万綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費
- 大臣が定める医療に関する給付 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働

とする。
条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおり第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第

二~十 (略)

付)(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給	二〜十一 (略) おいて適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給	同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項に二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは「「別する」と「「別する」と「別する」と「別する」と「別する」と「別する」と「別する	一(見童畐业去第二十条第二頁の医療こ系る寮育の給寸又は司去第一働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労関する給付)	(令第二十九条の二第一項第二号 の厚生労働省令で定める医療に	二〜十二(略))の障害児入所医療費の支給	(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。	の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項	の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項	一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第二項	関する給付は、次のとおりとする。	第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に	(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	改正案
付)(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給	二~十一 (略)	を含む。)の障害児施設医療費の支給十第一項(同法第六十三条の三の二第三項に	第医	第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労する給付)	(令第二十九条の二第一項第二号 の厚生労働省令で定める医療に関	二~十二(略)	害児施設医療費の支給	第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)の障	の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項(同法	一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第二項	関する給付は、次のとおりとする。	第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に	(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	現行

で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令

受ける療養については、次のとおりとする。

おいて適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項に二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは一児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第

受ける療養については、次のとおりとする。で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について第二十七条の十五。令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令

適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第

対 照表

(第六条関係)

、傍線部分は改正部分、

療 養の 給付及び 公費負担医 |療に関する費 用 0 請 求

改

正

案

第 規格に適合するフレキシブル 、電子情報処理組織の使用による請求(厚生労働大臣が定める事項下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは 養費、 特別療養費、 厚生労働大臣 支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して る保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信 する費用 イスク等」という。 を用いた請求 行う療養の給付費等の請求をいう。 回線で接続した電子情報処理組織をいう。 力装置を含む。 を電子情報処理組織 を担当する薬局 公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所 (健康保険法 厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査 「保険医療機関」という。 家族療養費及び高額療養費の支給を含む。 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付 以下 入院時食事療養費、入院時生活療養費、 の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める (大正十一年法律第七十号) (厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して 以下同じ。 「療養の給付費等」という。)の請求をしようとす (以下単に「保険薬局」という。))を提出することにより行う療養の給付費等の (審査支払機関の使用に係る電子計算機) と、)又は保険薬局若しくは公費負担医療 ディスク又は 療養の給付及び公費負担医療に関 以下同じ。 第百四十五条に規定するいう。)は、療養の給付 以下同じ。)を使用して 光ディスク 又は光ディスク等 第八号を除き、 八号を除き、以、保険外併用療 (以 下 (以下単 (以 下 · 「光デ 入出 第

> (療養 の給付及び 公費負担 医 療に関する費用 0 請 求

現

行

に

規格に適合するフレ 厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める を用いた請求 行う療養の給付費等の請求をいう。 支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して 回線で接続した電子情報処理組織をいう。 る保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通 する費用 力装置を含む。 を電子情報処理組織 養費、 特別療養費、 を担当する薬局 ィスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の 下同じ。 公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所 (健康保険法 条 厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査 電子情報処理組織の使用による請求 「保険医療機関」という。 家族療養費及び高額療養費の支給を含む。 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは (以 下 爆養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療 (大正十一年法律第七十号) (厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して 以下同じ。)と、 「療養の給付費等」という。)の請求をしようとす (以下単に「保険薬局」という。) は、 キシブルディスク (審査支払機関の使用に係る電子計算機)又は保険薬局若しくは公費負担 療養の給付及び公費負担医療に関 以下同じ。 、又は光デ (厚生労働大臣が定める事項 第百四十五条に規 以下同じ。 ・スク 又は光ディスク等)を使用して (以 下 療養の給付 (以下単 以下 定する (入出 医療 信

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)請求をいう。以下同じ。)により行うものとする。 の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第二項 の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項 (同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。 (昭和二十二年法律第百六十四号)

<u>-</u> ~ 十 (略)

2 • 3 (略)

の障害児入所医療費の支給 害児施設医療費の支給

請求をいう。以下同じ。)により行うものとする。

<u>-</u> -+ (略)

2 •

第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)の障の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項(同法児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第二項

第七 A 条 . 二 使用者 は、 改 労働者の 同意を得た場合には、 正 案 賃金の支払に 第七条の二

一 (略)

ついて次の方法によることができる

満たすものに限る。 九 定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。以下こ 和二十三年法律第二 号において同じ。 項に規定する金融商品取引業者 当該労働者が指定する金融商品取引業者 一十五号。 への払込み に対する当該労働者の預り金 以下「金商法」という。) (金商法第二十八条第一項に規 (金融商品取引法 (次の要件を 第二条第 (昭

イ (略)

載されていること。
法人に関する法律第四条第一項の投資信託約款に次の事項が記
」当該預り金により購入する受益証券に係る投資信託及び投資

(1) (3) (略)

て 貸付けを行う当該証券投資信託の受託者である会社が休業し ている日を除く。 総 玉 信託財産の総額のうちに一の法人その他 「法人等」という。)が発行 定コー 額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、 て政府が保証する債券をいう。)及び返済までの 債証券、 ルロー 政府保証債 が五日以内のコールローン(5)において という。 (その元本の償還及び利息の支払に を除く。 又は取り扱う有価証券等 の団体 の当該信託財産 (5) に 百分の五 期間 おい

条の二 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払に現 現

(略)

ついて次の方法によることができる。

満たすものに限る。)への払込み

「大切に規定する金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。以下に定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。以下に定規定する金融商品取引業者(金商法第二十八条第一項に規 上二年法律第二十五号。以下「金商法」という。)第二条第 当該労働者が指定する金融商品取引業者(金融商品取引法(昭

イ (略

載されていること。
法人に関する法律第四条第一項の投資信託約款に次の事項が記
出一当該預り金により購入する受益証券に係る投資信託及び投資

(1) (3) (略)

の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、 ている日を除く。 貸付けを行う当該証券投資信託の受託者である会社が休業し ついて政府が保証する債権をいう。 「特定コールロー 国債証券、 信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体 「法人等」という。)が発行し、又は取り扱う有価証券等 政府保証債)が五日以内のコールローン という。 (その元本の償還及び利息の支払に を除く。)及び返済までの期間 の当該信託財産 (5)において (5)にお 百分の五

2 (略)	童と起居をともにする者	二 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児	一 (略)	労働者については適用しない。	第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する	2~3 (略)	ハ (略)	(5) (略)	以下であること。
2 (略)	肢体不自由児施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者	二 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び	一 (略)	労働者については適用しない。	第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する	2~3 (略)	ハ (略)	(5) (略)	以下であること。

は、 第九条 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、 第九条 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、 次のとおりとする。	第九条 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、児童養護施設又は福祉型障害児入所施設におけると同様な 治療等を行う同法に規定する指定医療機関 三 障害者主援施設 マ成十七年法律第百二十三号)に規定する乳児
	改正案

改 正 案	
(令第四条第三項に規定する施設)	(令第四条第三項に規定する施設)
第四条の二 令第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は	は 第四条の二 令第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は
、次のとおりとする。	、次のとおりとする。
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児	兄 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児
院、児童養護施設又は福祉型障害児入所施設	院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は肢体不
	自由児施設
二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な	□ 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施
治療等を行う同法に規定する指定医療機関	設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関
三~四(略)	三~四(略)

(既存病床数及び申請病床数の補正) 改 正

案

は、次のとおりとする。 は、次のとおりとする。

くは 第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床につい 自動 行う病院若しくは診療所、 特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを 政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であ 法務省、 六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法 十四号) 次 る労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、 玉 労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用さ の式により算定した数 車事故対策機構法 障害者自立支援法 [の開設する病院若しくは診療所であつて、 床 財務省、 第四十二条第 0 種別ごとに既存の 林野庁若しくは防衛省が所管するもの、 (平成十四年法律第百八十三号) 第十三条 (平成十七 一号に規定する医療型障害児入所施設若し 児童福祉法 (次の式により算定した数が、 病床の数又は当該申請 年法 建第百1 (昭和二十二年法律第百六 一十三号 宮内庁、 に係る病床数 総務省、 第五条第 \circ 独立行 7 人 0

存病床数及び申請病床数の補正現

行

既

第三十条の三十三 は、 係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補 十条の三十に規定する区域における既存の 合におい 病床数の増加若しくは病床 病床の種別の変更の許可又は診療所の 次のとおりとする。 て、 都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第1 病院の開 の種別の変更の許可 設 の許 可 の病床の 病院 病床の数 \mathcal{O} 設置 病 の申請がなされた場 床 の許 数 及び当該申 0 可 増 加若 診 正 五の標準 しくは 療 請 所

存の 十四号) ある病院若しくは診 平成十四年法律第百八十三号) 定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法 令第六十三号) 児童福祉施設の 行う病院若しくは診療所、 特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを れる労働者で業務上の災害を被 て、 政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であ 法務省、 玉 病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した 労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用さ の開設する病院若しくは診療所であつて、 財務省、 第四十三条の 第四十八 設備及び 林野庁若しくは防衛省が所管するもの、 療 所 四に規定する重症心身 八条第二 \mathcal{O} 運営に関する基準 児童福祉法 病床につい 一項若しくは第六十八条第 第十三条第三号に規定する施設で つたもののみの診療を行うもの、 ては、 (昭和二十二年法律第百六 (昭 病床の 障害児 宮内庁、 和 種別 十三年厚生省 施設若しくは 総務省 ごとに既 号に規 独立 行

該申請に係る病床数として算定すること。 五以下であるときは○)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当

利用者の数 員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数:当該病床の その家族以外の者、 当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及び 業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業

<u>-</u> 5 五. (略)

利用者の数

2

(略)

二 5 五

(略)

(略)

数 を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数とし (次の式により算定した数が、○・○五以下であるときは○)

員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数:当該病床の その家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、 て算定すること。 当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、 隊員及び 従業

) の提出する診 一条の五の二十九及び第二十四条の二十一 (機関」という。 第百六十四号)第二十一条の二(同法第二十	以下「指定医療」を含む。)、児童福祉法(昭和二十二年法律	関その他の者 (二条 (同法第七十二条において準用する場合	ととなる医療機 おいて準用する場合を含む。) 並びに第六十	酬を請求するこ 同法第七十条第二項及び第七十一条第二項に	定により診療報 百二十三号) 第五十八条第三項及び第四項 (七条第一項の規一。)、障害者自立支援法(平成十七年法律第一	二十六号)第十 を含む。)においてその例による場合を含む	十三年法律第百 号) 附則第四条第二項において準用する場合	措置法(平成二 を改正する法律(平成十九年法律第百二十七	給に関する特別 永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部	者給付金等の支 頃(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び	炎ウイルス感染 法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四	又は特定B型肝 の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する	項に掲げる規定)第五十二条(中国残留邦人等の円滑な帰国		(略)	酬請求の適否を審査するものとする。	定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報	規定、契約又は法第十五条第三項 の規定に基づき厚生労働大臣の	げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の	四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲	改正案
) の提出する診 の二第三項において適用する場合を含む。)及	機関」という。 同法第二十四条の二十一(同法第六十三条の三	以下「指定医療 二十二年法律第百六十四号)第二十一条の二(関その他の者(一て準用する場合を含む。)、児童福祉法(昭和	ととなる医療機 。)並びに第六十二条(同法第七十二条におい	酬を請求するこ 第七十一条第二項において準用する場合を含む	定により診療報 条第三項及び第四項(同法第七十条第二項及び	七条第一項の規 援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十八	二十六号)第十 てその例による場合を含む。)、障害者自立支	十三年法律第百 第二項において準用する場合を含む。) におい	措置法(平成二 律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条	給に関する特別 の自立の支援に関する法律の一部を改正する法	者給付金等の支 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後		又は特定B型肝 進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (項に掲げる規定 第五十二条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促	二 法第十五条第二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)	一 (略)	請求の適否を審査するものとする。	める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬	規定、契約又は法第十五条第三項 の規定に基づき厚生労働大臣の定	げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の	第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲	現行

殺翻 請 求 書

する場合を含む。

並びに母子保健法

和

同法第二十四条の二十四

第二

一項において適

四十年法律第百四十一号)

第二十条第七項に

療報酬

書

護法 法律 する法律 観察等に関する法律 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 の予防及び感染症の患者に対する医療に関する び母子保健法 若しくは第十三条第二項及び第三項 に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項 は 第十四号)第五十八条の十四、 和二十五年法律第百二十三号)第二十九条の六 第二十条第七項において準用する場合を含む。 状態で重大な他害行為を行った者の医療及び おいて準用する場合を含む。 (平成六年法律第百十七号) 第十四条、 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給 麻薬及び向精神薬取締法 第八十三条、石綿による健康被害の救済に関 (同法第二十条第三項及び同法附則第十一項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (昭和三十八年法律第百六十八号) (平成十年法律第百十四号) (平成十八年法律第四号) (昭和四十年法律第百四十一号) (平成十五年法律第百十号 (昭和二十八年法律)、心神喪失等 戦傷病者特別援 第四十一条、 第十二条又 第十四 感染症 (昭

援護法 十四条

(昭

第十四号) 第五十八条の十四、

麻薬及び向精神薬取締法 十五年法律第百二十三号)

(昭和二十八年法律 第二十九条の

戦傷病者特別

第

成十年法律第百十四号)第四十一条、

感染症の患者に対する医療に関する法律

伞

健及び精神障害者福祉に関する法律

(昭和二 精神保

六

律第百十七号)

第十四条、

感染症の予防及び

(平成六年法

爆者に対する援護に関する法律

おいて準用する場合を含む。)、原子爆弾被

+

項において準用する場合を含む。

心

(同法第二十条第三項及び同法附則第 (和三十八年法律第百六十八号)

被害の救済に関する法律

(平成十八年法律第

号)

第十二条又は特定B型肝炎ウイル

ス感

法律第百十号)

第八十三条、

石綿による健康

(平成十五

年

0

医療及び観察等に関する法律

項

、及び第三項

二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二 染者給付金等の支給に関する特別措置法第十 神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者

一号のとおりとする。	おいて同じ。)及び補装具に係るものに限る。)の様式は、別表第第十号)第一条第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号に	。)のうち、更生医療(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令	障害者自立支援法第五条第二十三項に規定する自立支援医療をいう	。以下「令」という。)第二条に規定する判定書(自立支援医療(第一条の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号	(判定書の交付)	改 正 案
号のとおりとする。	いて同じ。) 及び補装具に係るものに限る。) の様式は、別表第一十号) 第一条第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号にお	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	障害者自立支援法第五条第十九項に規定する自立支援医療をいう。	。以下「令」という。)第二条に規定する判定書(自立支援医療(第一条の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号	(判定書の交付)	現行

(調剤の場所)

改

正

案

第十三条 のとおりとする。 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、 次

(略)

次に掲げる施設の居室

規定する乳児院、 定する児童自立支援施設 号に規定する福祉型障害児入所施設及び同法第四十四条に規 児童福祉法 同法第四十一条に規定する児童養護施設、 (昭和二十二年法律第百六十四号) 同法第三十八条に規定する母子生活支援施設 (入所させて指導する施設に限る。) 同法第四十二条第 第三十七条に

口 <u>{</u> 二 略

ホ 十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定す 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第

る福祉ホーム

(調剤の場所)

現

行

第十三条 のとおりとする。 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、 次

(略)

る基準 次に掲げる施設の居室 児童自立支援施設(入所させて指導する施設に限る。) 体不自由児療護施設に限る。)及び同法第四十四条に規定する 定する肢体不自由児施設 定する難聴幼児通園施設を除く。 規定する知的障害児施設 規定する乳児院、 に規定する第一種自閉症児施設を除く。)、 一に規定する盲ろうあ児施設 同法第四十一条に規定する児童養護施設、 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十七条に (昭和) 一十三年厚生省令第六十三号) 同法第三十八条に規定する母子生活支援施設 (同令第六十八条第三号に規定する肢 (児童福祉施設の設備及び運営に関す (同令第六十条第二項第一号に規 同法第四十三条の三に規 同法第四十二条に 同法第四十三条の 第四十八条第二項

口 <u>~</u> 二 (略)

ホ る福祉ホーム 十三項に規定する障害者支援施設及び同条第二十三項に規定す 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第

(傍線部分	
ガは改正記	
部分)	

三(略)	三 (略)
二 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設	二 削除
一 第一条各号(第九号を除く。)に掲げる施設	一 第一条各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる施
次のとおりとする。	次のとおりとする。
第十四条 法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設は、	第十四条 法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設は、
(法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設)	(法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設)
三 三 〜 九 (略)	三〜九(略)
設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関	治療等を行う同法に規定する指定医療機関
二 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施	二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な
身障害児施設	
院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心	院又は児童養護施設
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児	一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児
令で定める施設は、次のとおりとする。	令で定める施設は、次のとおりとする。
第百三十四号。以下「法」という。)第十七条第二号の厚生労働省	第百三十四号。以下「法」という。)第十七条第二号の厚生労働省
第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年法律	第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年法律
(法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設)	(法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設)
現行	改 正 案

(第十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

(知的障害者)

改

正

案

定機関」という。 は法第十九条の障害者職業センター 第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、 和二十五年法律第百二十三号。 障害者更生 祉 一条の二 法 (以下「知的障害者」という。) (昭和三十五年法律第三十七号) 相談所、 法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害が により知的障害があると判定された者とする。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 以下 は、 (次条において「知的障害者判 「精神保健福祉法」という。 第九条第六項に規定する知的 児童相談所、 精神保健指定医又 知的障害者 あ (昭 福 第

障害者作業施設設置等助成金)

第十八条 業主の ター 第二十二条第 該労働者が身体障害者又は精神障害者となつた時に雇用している事 的 三を除き、 おける職場復帰 障 公共職業安定所の紹介に係る者及び法第十九条の障害者職業セン 害者及び精神 (第二十条の二において「障害者職業センター」という。) に)のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に 第二十条の二第 事業所において就労することをいう。 障害者作業施設設置等助成金は、 以下第二十二条の三までにおいて同じ。)を労働者とし 一 項 第 (労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当 <u>-</u>障害者 号におい 一項第二号、 (第 一条の四 て同じ。 第二十条の四第一 第 障害者 一号に掲げる者にあつては に限る。 第二十条の二において (身体障害者、 第二十条の二の 項第一号及び 知

(知的障害者)

現

行

定機関」という。) は法第十九条の障害者職業センター 第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、 和二十五年法律第百二十三号。 障害者更生相談所、 祉 者 条の二 法 (以 下 (昭和三十五年法律第三十七号) 「知的障害者」という。) 法第一 一条第四号の厚生労働省令で定める知 により知的障害があると判定された者とする。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 以下「精神保健福祉法」 は、 (次条において「知的障害者判 第九条第五項に規定する知的 児童相談所、 精神保健指定医又 的 知的障害者! という。 障 害 が あ (昭

障害者作業施設設置等助成金

第十八条 号、 ことをいう。 障害者職業センター」という。) における職場復帰 テーションの措置を受けている者に限る。 障害者となつた時に雇用している事業主の事業所において就労する 障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が身体障害者又は精神 者及び法第十九条の障害者職業センター 神 的障害者及び精神障害者 保健福祉法第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた 公共職業安定所の紹介に係る者、 第二十条の四第一項第一号及び第二十二条第一項第一号にお 障害者作業施設設置等助成金は、 第二十条の二において同じ。 (第一条の四 当 第 該事業主の (第二十条の二において 障害者 第 号に掲げる者に 0) 十条の二第一 ため 事 (身体障害者、 の職 業 (労働者が身体 新に 業リ あ お 項第二 つては ハビリ V` 精 知

の作業を容易にするために必要な施設又は設備(以下この項におい業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者 構の予算の範囲内において、 \mathcal{O} 施設等の設置又は整備を行わなければ当該障害者の雇入れ又は雇用 て「作業施設等」という。)の設置又は整備を行うもの 継続が困難であると機構が認める事業主に限る。 支給するものとする。 に対して、 (当該作業 機

て雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事 設置又は整備を行うもの な施設又は設備 継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要 である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は までにおいて同じ。)を労働者として雇い入れる事業主又は障害者 て同じ。 給するものとする。 める事業主に限る。 れば当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認) に限る。 (以下この項において「作業施設等」という。 第二十条の二の三を除き、以下第二十二条の三 に対して、 (当該作業施設等の設置又は整備を行わなの項において「作業施設等」という。)の 機構の予算の範囲内において、

2 (略)

支

2

略

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則 (第十五条関係) (昭和六十一年労働省令第二十号)新旧対照表

	一 章害者自立支援法(平戎十七年法律第百二十三号)第五条第十 一 章害者自立支援法(平戎-りとする。 りとする。	2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとお 2 令第二条第一項第一号の厚地	第一条 (略) 第一条 (略)	(令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等) (令第二条第一項の厚生労働公	
二項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所二項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所	支爱法(平成十七 年法津第百二十三号) 第五条第十	項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとお		項の厚生労働省令で定める場所等)	現行

作用管理の改善等に関する法律施行規則(
(平成四年労働省令第十八号)
新旧対

四十七~五十二 (略) 四十		四十六 削除 四十六	ti	五 削除 四十五	ıd	四 削除 四十	おいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護 い	四十三 児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターに 四十	の介護	に規定する障害児入所施設において行われる入浴、排せつ、食事 に	四十二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条 四十	:訓練	援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機 垤	1十一 障害者自立支援法第五条第二十六項に規定する地域活動支 四十	<u>〜四十 (略) </u>	のとする。	定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるも 定め	第六十三号。以下「法」という。) 第二条第一項の厚生労働省令で 第六	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成四年法律 第一条	介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス	改 正 案
四十七~五十三 (略)	いて行われる入浴、排せつ	一、「児童福祉法第四十三条の四こ規定する重定心身障害児施設」	おいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護	十五 児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設に	いて行われる入浴、排せつ、食事等の介護	四十四 児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設にお	いて行われる入浴、排せつ、食事等の介護	四十三 児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設にお	等の介護	に規定する知的障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事	四十二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条	能訓練	援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機	四十一 障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する地域活動支	一~四十 (略)	のとする。	定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるも	第六十三号。以下「法」という。)第二条第一項の厚生労働省令で	宋 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成四年法律	〈介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス	現

(第十七条関係

改 正 案

第百十三条の二 ること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。 務の経験は、 法 第六十九 第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であ 条の二第 法第六十九条の二第一 項 \mathcal{O} 厚 生労働 項の厚生労働省令で定める実 省 令で定める実務の 経 験

常生活の自立に関する相談に応じ、 う業務 と又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日 に準ずる業務に従事した期間 イ又は口に掲げる者が、 (次号において「相談援助の業務」という。) その他これ 身体上若しくは精神 助言、 指導その他の援助を行 上の障害があるこ

福祉法 設 律第三十七号) する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、 する身体障害者更生相談所、 及び盲導犬訓練施設を除く。)及び同法第十一条第二項に規定 社会参加支援施設 兀 7 する福祉に関する事務所、 年法律第二百八十三号) 老人福祉法第五条の三 に規定する老人福祉施設 「老人福祉施設」 (次号において「障害者支援施設」という。)、 害者自立支援法第五条第十1 (昭和二十六年法律第四十五号) 第十二条第一 一という。)、身体障害者福祉法 (同法第三十二条に規定する補装具製作施設 第五条第一 知的障害者福祉法 一項に規定する知的障害者更生相談 精神保健及び精神障害者福祉に関 |項に規定する障害者支援施 項に規定する身体障害者 第十四条第一 (昭和三十五 介護老人保 (次号におい (昭和二十 項に規定 年法 社会

設

(次号において「障害者支援施設」という。)、

介護老人保

所

第百十三条の二 務の経験は、 (法第六十九条の) 第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であ 法第六十九条の二第一 第 項 の厚 生労働 項の厚生労働省令で定める実 省令で定める実務 0) 経 験

現

行

ること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。

(略)

常生活の自立に関する相談に応じ、 に準ずる業務に従事した期間 う業務 と又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日 イ又は口に掲げる者が、 福祉法 律第三十七号) する福祉に関する事務所、 する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、 する身体障害者更生相談所、 社会参加支援施設 四年法律第一 て 及び盲導犬訓練施設を除く。)及び同法第十一条第二項に規定 老人福祉法第五条の三 に規定する老人福祉施設 「老人福祉施設」という。 障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施 (次号において「相談援助の業務」という。) その他これ (昭和二十六年法律第四十五号) 一百八十三号) 第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談 (同法第三十二条に規定する補装具製作施 身体上若しくは精神上 第五条第一項に規定する身体障害者 知的障害者福祉法)、身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関 助言、 第十四条第一 指導その他の援助を行 (昭和三十五年法 の障害があるこ (次号にお (昭 項に規定 和二十 社会 設

一 (略)

の他これらに準ずる事業の従事者

の従業者 で発表病床に係るものその他これらに準ずる施設四号に規定する療養病床に係る事業を行う施設、介護老人保第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保証があり、障害者支援施設、障害者自立支援法第五条の従業者

口 (略)

兀

略

第百七十条 決定 定めるものは、 いる者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で '生活介護」という。 施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの)を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施 (同法第五条第七項に規定する生活介護 (次項において 施行法第十一条第一項の指定障害者支援施設に入所して 障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給 「施設入所支援」という。 及び同法第五条第十 (以下この条において 一項に規定する施設入 に係るものに限 等

> 世権施設その他これらに準ずる事業の従事者 との他これらに準ずる事業の従事者 をの他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者 をの他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者 をの他これらに準ずる事業の従事者 をの他これらに準ずる事業の従事者 をの他これらに準ずる事業の従事者 をある。)

一 (略)

口 (略)

四 (略)

る。)を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施いる者又は障害者支援施定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給定活介護(次項において「施設入所して所ものは、障害者直立支援法第十九条第一項の規定による支給所支援(次項において「施設入所して第百七十条 施行法第十一条第一項の指定障害者支援施設に入所して第一項に法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等)

に入所している身体障害者とする。護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。)害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設(生活介る身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障設(次項において「指定障害者支援施設」という。)に入所してい

。 めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定

2

施行法第十一条第一

項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定

号に規定する医療型障害児入所施設 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二

関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る。) 一児童福祉法第六条の二第三項の厚生労働大臣が指定する医療機

三~九

略

に入所している身体障害者とする。 護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。)害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設(生活介る身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障設(次項において「指定障害者支援施設」という。)に入所してい

一児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十三条の四。めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とするめるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする

に規定する重症心身障害児施設「児童報報法(昭和二十二年法律資産デー型系)第四十三条の同

当該指定に係る治療等を行う病床に限る。) 児童福祉法第七条第六項の厚生労働大臣が指定する医療機関

三~九 (略)

(第十八条関係)

PU	児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業 三	業	児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事 二	項に規定する子育て短期支援事業 項	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第三 一	に掲げるものとする。	二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次 二項	次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)第七条第 第一条	(法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策) (法	改 正 案
(略)	児童福祉法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業	亲	児童福祉法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事	項に規定する子育て短期支援事業	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第三	に掲げるものとする。	二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次	余 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)第七条第	(法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策)	現

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生 労働省令第百三十二号) 新旧対照表

(第十九条関係)

る通いサービスをいう。以下この条において同じ。) を行う場合に 条に	・ビス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定す 定小	多機能型居宅介護をいう。以下この条において同じ。) のうち通い に規	(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模 る者	以下この条において同じ。) に対して指定小規模多機能型居宅介 る暗	律第百二十三号)に基づく保険給付を受けることができる者を除く サー	法第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法【平成九年法 下同	れていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者(同 ̄ ̄ディ	第五条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。)が提供さ 第五	いて自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) いて	当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域にお 当該	の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、 の認	る要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣 る要	型居宅介護事業者をいう。以下同じ。) について、次の各号に掲げ 型居	ス基準」という。) 第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能 ス基	平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービ 平成	定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(定地	造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者(指 造改	地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構 第四条	設備及び運営に関する基準の特例) お	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 (障	改 正 案
条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条にお	定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二	に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。) に対して指	る者を除く。以下この条において同じ。)又は障害児(同条第二項	る障害者をいい、介護保険法に基づく保険給付を受けることができ	-ビスを受けることが困難な障害者(同法第四条第一項に規定す	下同じ。)が提供されていないこと等により自立訓練又は児童デイ	デイサービス(同条第八項に規定する児童デイサービスをいう。以	第五条第十四項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。)又は児童	いて自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)	当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域にお	の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、	る要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣	型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)について、次の各号に掲げ	ス基準」という。)第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能	平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービ	定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者(指	・ 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構	設備及び運営に関する基準の特例)	、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員	現

第百七十三条を除く。 業所をいう。 基準該当自立訓練 び 自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう ス基準第九章第五節 七十二条に規定する基準該当自立 「指定障害福祉サービス基準」という。 運営に関する基準 以下この条において同じ。)を基準該当自立訓練事業所 規模多機 当該 業者については適用しない。 通いサービスを自立訓練と、 能型居宅介護事業所 とみなす。 (機能訓練) (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 (第百六十四条を除く。 の規定は、 この場合におい 又は指定障害福祉サービス基準第百 (指定地域密着型サービス基準第六 訓練 当該指定小規模多機能型居宅介 当該通いサービスを行う指定 (生活訓 第百六十三条に規定する て、 及び第十章第五節 指定障害福祉サー 練 の事業を行う事 (障害者 設備及 以下

障 、基準 |害福祉サー 規模多機 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員 一第六 十三条第 能型居宅介護事業所の ビス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活 項に規定する登録 登録者 者をいう。 (指 定地域密着型サービ \mathcal{O} (当該指定 数と指定

> 任者」 準用 除く。 五節 機能訓 て同じ。 条第二項から とみなす。この場合において、 八条第 基準該当児童デイサー 基準該当自立訓練 ビス基準」という。 する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 介護事業所 デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅 て同じ。)を行う場合には、 六十三条第一 いて同じ。 指定障害福祉サービスの事業等の人員、 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 せず、 の規定は、 に 必要な研修を受けた者」とする。 する指定障 (第百六十四条を除く。) 練) とあるの)を基準該当自立訓練事業所 項 指定障害福祉サー 並びに第五) の に規定する基準 又は指定障害福祉サービス基準第百七十二条に規定する (指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定 当該 第五項までの規定を準用 項に規定する通 害福 うち通い は %指定小 (生活訓 章第 祉サー -ビス事 第百六十三条に規定する基準該当自立訓練 基 五節 ・サー ・規模多機能型居宅介護事業者に 淮 T該当児 練) ビス基準第百十 -該当児童デイサー ビス基準第五十 当該通いサービスを自立訓 業所 - ビス いサービスをいう。 (第百十 及び第十章第五節 指定障害福祉サー の事業を行う事業所をいう。)又は 童デイサ (指定地域密着型サー (指定障害福祉サー する部分に (障害者自立支援法に基づく 設備及び運営に関する基準 条 以下 一条において読み替えて (第 五 条中 ビス事業所をいう。 ビ ス 「指定障害福祉 計画 限る。 以下この条にお 以下この + ビス基準第九章第 (第百七十三条を サ 八条及び第百 を作成するた ビス基準第 Ė ピ 0 練 いては 条にお ス基 を除く。 ス管理責 又は児 準 童 第

障 小 ス |害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活 基準第六十三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の 規模多機能型居宅介護事業所の登録者 一条第 項に規 定する登録 **対者をい** (指定地 登 · う。 立録定員 域密着型サー の数と指定 (当該 指 E

 \otimes

。以下この項において同じ。)を二十五人以下とすること。居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいうとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練

)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。利用者の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の規定に利益を対象を指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの 可の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指 定地域密着型サービス 基準第六十三条に規定する基準を満たして いること。

)事業所又は指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)その他一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練指定自立訓練事業所(指定障害福祉サービス基準第百五十六条第五 この項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受五

。)を二十五人以下とすること。

又は障害児の数の合計数の上限をいう。以下この項において同じために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者だめに当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者が護とみなされる通いサービスとみなされる通いサービスを利用する

ら十五人までの範囲内とすること。 限をいう。以下この条において同じ。 定員 定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通 より基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の 利用者の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定に ビスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の一日当たりの上 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の を登録定員の二分の 通 いサー 通い ・サー Ė こスの ・ビス いサ 利 \mathcal{O} 規 用

(略)

兀 第六十三条 \mathcal{O}] V 準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通 利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基 該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの 合計数であるとした場合における指定地域密着型サー ビスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数 サービス又はこの項の規定により自立訓練若しくは児 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、 に規定する基準を満たしていること。 ビス基準 童 デイサ 当

定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定自立訓練(生活訓練)事ス基準第百五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指ビスを提供するため、指定自立訓練事業所(指定障害福祉サービエ・この項の規定に基づき自立訓練又は児童デイサービスとみなさ

の関係施
心設から
い必要が
な技術的
的支撑
仮を受
けてい
くるこ
کی

2

略)

する知的障害児施設をいう。以下この条において同じ。)その他業所をいう。)、知的障害児施設(児童福祉法第四十二条に規定

の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 (略)

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

(第二十条関係)

第五条 八~九 五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービ 兀 七 五 める施設は、次に掲げる施設とする。 <u>\{</u> (厚生労働省令で定める特定整備施設 ンター及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム る自立訓練、 ス事業(同条第七項に規定する生活介護、 一項に規定する障害者支援施設 (削除 も の 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの 項に規定する就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設 障害者自立支援法 障害者自立支援法第五条第二 児童を入所させるもの又は主として肢体不自由児を入所させる 設であって主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある 附 令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定 (略) (略) 児童福祉法第四十二条第 則 (略 (略) 同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十 改 (平成十七年法律第百二十三号) 正 一十六項に規定する地域活動支援セ 号に規定する福祉型障害児入所施 案 同条第十三項に規定す 第五条第十 める施設は、 第五条 令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定 八~九 七 五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サー 五 兀 <u>\</u>
\frac{\lambda}{\equiv} ンター及び同条第二十三項に規定する福祉ホーム (厚生労働省令で定める特定整備施設) 三項に規定する障害者支援施設 六項に規定する就労継続支援を行うものに限る。) を行う施設 る自立訓練、 ス事業(同条第七項に規定する生活介護、 児施設 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるも 障害者自立支援法第五条第二 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十 由児療護施設 生省令第六十三号) 附 (略) (略) 児童福祉施設最低基準第六十八条第三号に規定する肢体不自 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 則 (略) (略) 次に掲げる施設とする。 同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十 現 第四十八条第三項に規定する第二種自閉症 十二 |項に規定する地域活動支援セ 行 同条第十四項に規定す (昭和) 十三年厚

(略)

(傍線部分は改正部分)

(第二十一条関係)

改正案	現行
(定義)	(定義)
昴一条 この省令において「障害程度区分基準時間」とは、障害程度	第一条 この省令において「障害程度区分基準時間」とは、障害程度
区分に関する審査及び判定に係る障害者につき、当該障害者に対す	区分に関する審査及び判定に係る障害者につき、当該障害者に対す
る別表第一の調査票を用いた障害者自立支援法(平成十七年法律第	る別表第一の調査票を用いた障害者自立支援法(平成十七年法律第
百二十三号。以下「法」という。)第二十条第二項(法第二十四条	百二十三号。以下「法」という。)第二十条第二項(法第二十四条
第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において	第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下「
準用する場合を含む。)の規定による調査(以下「障害程度区分認	障害程度区分認定調査」という。)の結果に基づき、別表第二から
定調査」という。)の結果に基づき、別表第二から別表第九までの	別表第九までの算定方法により算定される時間を合計した時間とす
算定方法により算定される時間を合計した時間とする。	る。
2 • 3 (略)	2•3 (略)

2

(第二十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

(定義)

改

正

案

給付費及び計画相談支援給付費をいう。
(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)に規定する第一条 この省令において「介護給付費等」とは、障害者自立支援法

- 2 この省令において「審査支払機関」とは、市町村(特別区を含み、当該連合会とする。)をいう。)に委託する場合にあっては「一年を含む。)、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七一年の共立の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十二年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険法(昭和三十二年法律第二十九条第七項(法第三十四条第二項において準用する場で、当該連合会とする。)をいう。
- 3 項に規定する指定相談支援事業者をいう。 以下同じ。 二十九条第二項 に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。 用に係る電子計算機 る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう 付費等の請求をしようとする指定障害福祉サービス事業者等 この省令において「電子情報処理組織」)又は指定相談支援事業者 (入出力装置を含む。 (法第五十 とは、 以下同じ。 以下同じ。)と、 審査支払機関の使 条の二十二第 の使用に係 介護給 ' (法第

(定義)

現

行

第

2

者特別給付費をいう。

(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)に規定する一条 この省令において「介護給付費等」とは、障害者自立支援法

二十九条第二項 に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。 装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 する指定相談支援事業者をいう。 以下同じ。)又は指定相談支援事業者(法第三十二条第一項に規定 付費等の請求をしようとする指定障害福祉サービス事業者等 用に係る電子計算機 第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」とい 務を国民健康保険法 合を含む。)及び法第三十二条第六項の規定により支払に関する事 この省令において「審査支払機関」とは、 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使)に委託する場合にあっては、当該連合会とする。)をいう。 法第二十九条第八項 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第四十五条 (入出力装置を含む。 (法第三十四条第二項 において準用する場 以下同じ。) 以下同じ。)と、 市町 の使用に係る入出力 村 (特別区を含み 介護給

3

(サービス利用計画作成費の請求)

(削除)

(特定障害者特別給付費の請求

第三条 (略)

(地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の請求)

第四条 たファイルに記録して行うものとする。 計画相談支援 事項を電子 援給付費を請求しようとするときは、 って入出力装置 支援をいう。) 条の十 指定相談支援事業者は、 -四第 情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従 (法第五十 の事業を行う事業所ごとに、 から 項に規定する指定地域相談支援をいう。 入力して審査支払機関の電子計算機に備えられ 条の十七第二 地域相談支援給付費又は計画 指定地域相談支援 |項に規定する指定計画相談 厚生労働大臣が定める (法第五十 又は指定 相 談支

附則

(経過措置

求書に介護給付費・訓練等給付費等明細書を添えて、これを市町村(条及び第三条の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二第二条 指定障害福祉サービス事業者等であって、電子情報処理組織

第三条 式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備 定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方 定相談支援をいう。 うとするときは、 えられたファイルに記録して行うものとする。 指定相談支援事業者は、 指定相談支援 の事業を行う事業所ごとに、 サ (法第三 ^―ビス利用計画作成費を請求しよ 一十二条第 厚生労働大臣が 項 に規定する指

(特定障害者特別給付費の請求)

第四条 (略)

附則

(経過措置)

求書に介護給付費・訓練等給付費等明細書を添えて、これを市町村(条及び第四条の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二第二条 指定障害福祉サービス事業者等であって、電子情報処理組織

することができる。 より、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費を請求特別区を含む。第三項及び第五項において同じ。)に提出することに

- 2 (略)
- 3 給付 明細書を添えて、 わらず、 うことが困難と認められるものは、 談支援給付費請求書を市町村に提出することにより、 指定相談支援事業者であって、 費又は計 介護給付費・ 画相談支援給付費を請求することができる。 これを市町村に提出することにより、 で市町村に提出することにより、又は計画相訓練等給付費等請求書に地域相談支援給付費 電子情報処理組織による請求を行 当分の間、 第四条の規定にかか 地域相談支援
- 添付しなければならない。 指定地域相談支援の内容の詳細を明らかにすることができる資料を が可の場合において、地域相談支援給付費明細書には、提供した

4

- 5 もの ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に 細書に代えて、これらに記載すべき事項を、 適当と認めるものを提出することにより、 記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録した 定する指定相談支援事業者は、 給付費を請求することができる。 介護給付費・訓練等給付費等明細書又は地域相談支援給付費明 介護給付費・訓練等給付費等請求書、 特定障害者特別給付費 一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等又は第三項に規 (次項において「磁気ディスク等」という。) のうち市町村が 地域相談支援給付費又は計画相談支援 第一 項及び第三 計画相談支援給付費請求 介護給付費、 磁気ディスク、 |項の規定にかかわら 訓練等給付 シー・
- 支援給付費明細書とみなして、第二項又は第四項の規定を適用する第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書又は第三項の地域相談6 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を

することができる。 より、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費を請求特別区を含む。第三項及び第四項において同じ。)に提出することに

2 (略)

3

より、サービス利用計画作成費を請求することができる。わらず、サービス利用計画作成費請求書を市町村に提出することにうことが困難と認められるものは、当分の間、第三条の規定にかか指定相談支援事業者であって、電子情報処理組織による請求を行

- ず、 成費又は特定障害者特別給付費を請求することができる。 することにより、 気ディスク等」という。) のうち市町村が適当と認めるものを提出 らに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ 記載すべき事項を、 請求書又は介護給付費・訓練等給付費等明細書に代えて、これらに 定する指定相談支援事業者は、 る物をもって調製するファイルに記録したもの(次項において 第一 介護給付費・訓練等給付費等請求書、サービス利用計画作成費 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等又は第三項に規 介護給付費、 磁気ディスク、 第一 訓練等給付費、 シー・ディー・ロムその他これ 項及び第三 サー 項の規定に ビス利用計 カュ かわら 画作
- 規定を適用する。 第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書とみなして、第二項の一磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を

5

71。	6 (略)
8 (略)	7 (略)
(介護給付費・訓練等給付費等請求書等の様式)	(介護給付費・訓練等給付費等請求書等の様式)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前条第三項の計画相談支援給付費請求書の様式は、様式第四のと	3 前条第三項のサービス利用計画作成費請求書の様式は、様式第四
おりとする。	のとおりとする。
4 前条第三項の地域相談支援給付費明細書の様式は、様式第五のと	
おりとする	
様式第一(附則第三条第一項関係)	樣式第一 (附則第三条第一項関係)
(略)	(略)
様式第二(附則第三条第二項関係)	様式第二 (附則第三条第二項関係)
(略)	(略)
様式第三(附則第三条第二項関係)	様式第三 (附則第三条第二項関係)
(略)	(略)
様式第四(附則第三条第三項関係)	様式第四(附則第三条第三項関係)
(略)	(略)
様式第五(附則第三条第四項関係)	
(略)	

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

第一節~第四節第九章 自立訓練(機能訓練)第七章・第八章 (略) 二・百二十五条の三)	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(百二十五条の第一節〜第四節(略)	第五章 削除 第九十五条)	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十四条―第一節〜第四節 (略)第四章 生活介護第三章(略)	第四十八条) 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十四条—第一節〜第四節 (略) 「年年の第一年の第一節〜第四節」(略) 「日午接護及び行動接護	(略) 改正案
第一節~第四節第九章(自立訓練(機能訓練)第七章・第八章(略)にいる。	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(百二十五条の第一節~第四節(略)第六章 短期入所	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百八条―第第五章 児童デイサービス 第五章 児童デイサービス 第九十五条)	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十四条―第一節〜第四節 (略)第四章 生活介護第三章(略)	第四十八条) 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十四条—第一節〜第四節(略) 第一節〜第四節(略) 「「行援護及び行動援護	(略) 現代 () 現代

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百六十三条

•第百六十四条)

第十章 自立訓練 (生活訓練)

第一節~第四節

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第百七十二条

第百七十三条)

第十一章~第十二章(略)

第十三章 就労継続支援B型

第一節~第四節(略)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第二百三条

第二百六条)

第十四章~第十六章(略)

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに

関する基準(第二百十九条―第二百二十三条)

(趣旨)

に定める規定による基準とする。で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号」という。)第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法

一・二 (略)

三条第一項において準用する場合に限る。)、第三十六条(第四条(第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。)、第十一基準 第九条(第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに基がる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき 法第三十条第一項第二号 イの規定により、同条第二項第三号に

・第百六十四条)・第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第百六十三条

第十章 自立訓練(生活訓練)

第一節~第四節

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第百七十二条

·第百七十三条)

第十一章~第十二章(略)

第十三章 就労継続支援B型

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準第一節~第四節(略)

(第二百三条

第二百六条)

第十四章~第十六章

(略

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに

関する基準

(第二百十九条—第二百二十三条)

(趣旨)

に定める規定による基準とする。で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号」という。)第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法

一・二 (略)

三条第一項において準用する場合に限る。)、第三十六条(第四条(第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十集準 第九条(第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに基準 第九条(第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに基がる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に

項において準用する場合に限る。 用する場合に限る。 場合に限る。)、第八十五条 百二十三条第二項から第五項までにおいて準用する場合に限る。 準用する場合に限る。)、第四十七条(第四十八条第二項におい 項及び第二項、 百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。 て準用する場合を含む。)、第七十三条(第二百六条並びに第二 十八条第一項及び第二項、 第八十三条第六項 第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準 第二百六条並びに第二百二十三条第一 (第二百二十三条第二項において準用する 第百六十条第四項 第二百六条並びに第二百二十三条第 (第二百二十三条第二項において準 第四十条(第四十八 (第二百六条及び第二 項におい 条第

四~七 (略)

)の規定による基準 第二百十八条並びに附則第十八条(入居定員に係る部分に限る。 第二百十八条並びに附則第十八条(入居定員に係る部分に限る。)、 。)及び第六項(第二百十条において準用する場合を含む。)、 事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基 事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基

号に定める規定による基準以外のものに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定める二項の規定により、法第三十条第二項各号及び第四十三条第三項 法第三十条第一項第二号イ又は第四十三条第一項 若しくは第

項及び第一 合に限る。 条及び第一 において準用する場合に限る。 て準用する場合に限る。)、第八十五条(第二百二十三条第二項 合に限る。)、 百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する場 て準用する場合を含む。)、 準用する場合に限る。)、第四十七条(第四十八条第二項にお 項において準用する場合に限る。)、 十八条第一項及び第二項、 項、 百百 第二百六条並びに第二百二十三条第一項におい 一十三条第四項から第六項までにおいて準用する場 第八十三条第六項(第二百二十三条第二項にお 第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基 第二百六条並びに第二百二十三条第 第七十三条 第百六十条第四項(第二百六 第四十条(第四十八条第 (第二百六条並びに第二

四 ~ 七

る部分に限る。)の規定による基準第二百十四条、第二百十八条並びに附則第十八条(入居定員に係第二百十四条、第二百十条において準用する場合を含む。)、、。)及び第六項(第二百十条において準用する場合を含む準 第百四十条第四項(第二百十条において準用する場合を含む事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基人 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

· 二 (略)

五 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。四 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。

六~十二

略

費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額 害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉 ビス事業者に支払われることをいう。 おいて、 事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、 定を受けた障害者をいう。 定により支給決定障害者 サービスに要した費用 又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規 |介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度に 法定代理受領 当該支給決定障害者等に代わり、 法第二 (特定費用を除く。) について、 (法第十九条第一 以下同じ。)が指定障害福祉サービス 一十九条第四項の規定により支給決定障 項の規定により支給決 当該指定障害福祉サー 介護給付 療

十四・十五 (略)

継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事 五. 定就労継続支援A型の事業及び第百 に規定する指定就労移行支援の事業、 五条に規定する指定自立訓練 十五条に規定する指定自立訓練 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、 (生活訓練) (機能訓 九 第百八十五条に規定する指 十八条に規定する指定就労 の事業、 練 の事業、 第百七十四条 第百六十 第百

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

·二 (略)

定障害者等をいう。 三 支給決定障害者等 法第五条第十八項第二号に規定する支給決

受給者証 法第二十二条第五項に規定する受給者証をいう。支給量 法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。

六~十二 (略)

五 四

おいて、 費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額 ビス事業者に支払われることをいう。 養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度に 事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、 定を受けた障害者をいう。 定により支給決定障害者(法第十九条第一項の規定により支給決 又は法第七十条第一 サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付 害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福 法定代理受領 当該支給決定障害者等に代わり、 一項において準用する法第五十八条第五項の規 法第二十九条第五項の規定により支給決定障 以下同じ。)が指定障害福祉サービス 当該指定障害福祉サー 療

十四・十五 (略)

支援A型の事業及び第百九十八条に規定する指定就労継続支援B 指定就労移行支援の事業、 する指定自立訓練 規定する指定自立訓練 十六条に規定する指定児童デイサービスの事業、 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、 (生活訓練) (機能訓練) 第百八十五条に規定する指定就労継続 の事業、 の事業、 第百七十四条に規定する 第百六十五条に規定 第百五十五条に 第九

を一体的に行うこと(同令に規定する事業のみを行う場合を除く一条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同令第七十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第六十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第二条の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省

(従業者の員数)

。)をいう。

第五条

(略)

2 指定障害福祉サービスの事業の規模) 指定居宅介護の事業と重度訪問介護 護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け 者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規 営している場合にあっては、 指定障害福祉サービスの事業とを同 いる指定居宅介護及び重度訪問介護、 指定居宅介護事業者は、 (当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護) 指定居宅介護事業所ごとに、 当該事業所において一体的に運営して 一の事業所において一体的に運 に応じて一人以上の者をサー 同行援護又は行動援護に係る 同行援護又は行動援護に係る 同行援護又は行動援 常勤の従業 かつ、

定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指

方法によることができる。

ビス提供責任者の員数については、

事業の規模に応じて常勤換算

ビス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サ

(連絡調整に対する協力)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町

型の事業のうち二以上の事業を一体的に行うことをいう。

(従業者の員数)

第五条

(略)

(連絡調整に対する協力)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町

連絡調整に、 村又は一 般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う できる限り協力しなければならない。

、利益供与等の禁止

第三十八条 者等又はその従業者に対し、 の利益を供与してはならない。 居宅介護事業者を紹介することの対償として、 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う 指定居宅介護事業者は、 利用者又はその家族に対して当該指定 一般相談支援事業若しくは特定 金品その他の財産上

2 その従業者から、 事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又は 金品その他の財 指定居宅介護事業者は、 産上の利益を収受してはならない。 利用者又はその家族を紹介することの対償として 一般相談支援事業若しくは特定相談支援

、従業員の員数

第五十条 (略)

7

2 6

略

同じ。 成二十四年厚生労働省令第十六号。 規定する指 設におい をいう。 障害児入所施設をいう。 づく指定障 指定療養介護事業者が + 指定療養介護と指定入所支援 7 次項及び第五十二条第三項において同じ。 に係る指定障害児入所施設 年法律第百六十四号) 害児人 定障害児入所施設をいう。 体的に提供している場合については、 所施設等 以下この項及び第五十二条第三項において 0 医療型障害児入所施設 人員 第四十二 第五十二条第三項において「指 設 (同項に規定する指定入所支援 、同法第二十四条の二第 備及び運営に関 以下同じ。 一条第一 一号に規定する医 (児童福祉 児童福祉法に基 の指定を受け、 とを同 する基準

<u>ー</u>の

施

伞

項に

村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、 なければならない。 できる限り協力し

、利益供与等の禁止

第三十八条 の対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介すること 他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、 指定居宅介護事業者は、 相談支援事業を行う者若しくは 利

収受してはならない。 の家族を紹介することの対償として、 福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、 指定居宅介護事業者は、 相談支援事業を行う者若しくは他 金品その他の財産上の利益を 利用者又はそ の障害

2

(従業員の員数)

第五十条 (略)

2 6 略

法

昭

準を満たすことをもって 定入所施設基準」という。 のとみなすことができる。 前各項に規定する基準を満たしているも 第五十二条に規定する人員に関する基

8 きる。 ら第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことがで を提供するのに必要な人員を確保していることをもって、 しているときは、 三項に規定する指定医療機関をいう。 指定療養介護事業者が、 療養介護と指定入所支援とを同 指定医療機関として適切な医療その他のサービス 指定医療機関 0 機 の設置者である場合であっ (児童福祉法第六条の二第 関に お いて 体的に提供 第一 項 か

(設備)

第五十二条 略

2 略

3 きる。 って、 施設基準第五十三条に規 入所施設の指定を受け、 0) 指定療養介護事業者 施設において一体的に提供している場合については、 前 |項に規定する基準を満たしているものとみなすことがで が かつ、 定する設備に 医 |療型障害児入所施設に係る指定障害児 指定療養介護と指定入所支援とを同 関する基準を満たすことをも 指定入所

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例

第九十四条の二 (略)

ス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数とこの 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員 (指定地域密着型サービ (当該指定

(設備)

第五十二条 (略)

2

(略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例

第九十四条の二 略

ス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数とこの 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員 (指定地域密着型サービ (当該指定

う。) 第四条第 同 \mathcal{O} 厚生労働 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通 を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。 ビスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録 (平成十五年厚生労働省令第百三十二号。 じ。)を二十五人以下とすること。 特例に 関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令 省関係構造改革特別区域法第二条第三 項の規定により自立訓練とみなされる通いサー 以下「特区省令」とい 以下この条において 一項に規定する省令 ついサー ビス又

をいう。 定員 囲 事 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定 通 利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされ る通いサービスを受ける障害者の数の合計数の 「内とすること。 業を定める省令第四条第 いサー 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサー 以下同じ。 ビス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三 を登録定員の二分の一から十五人までの 項の規定により自立訓練とみなされ 一日当たりの上 1 サービスの F ス 利 節 限 \mathcal{O} 用

三 (略)

兀 により 合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第 及びその 該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの 改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置 該当生活介護とみなされる通い 利用者数を通 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の É 適用を受ける特定事業を定める省令第四条第 77 訓練 いサービスの利用者数及びこの条の規定により とみなされる通 サービス又は厚生労働省関係構造 サービスを受ける障害者の 員数が、 項の 規定 基準 数 $\hat{\mathcal{O}}$ 当

> こと。 こと。 こと。 こと。

員 の数の合計数の一日当たりの上限をいう。 イサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児 事業を定める省令第四条第一 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定 通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第 利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされ 定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の の二分の一から十五人までの範囲内とすること。 項の規定により自立訓 以下同じ。 通いサービスの 通いサービス 練又は児童デ を登録定 利 0 闬

三 (略)

匹 により を受ける障害者又は障害児の数の合計数であるとした場合におけ 及びその適用を受ける特定事業を定める省令第四 改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置 該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関 利用者数を通いサービスの利用者数及びこの 該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、 É 立訓練 文は児 童 デイサービスとみ なされる通 条の規定により基準 条第一項の規定 サービス 係構造 0 当

六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

第五章 削除

第九十六条から第百十三条まで 削除

していること。 る指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満た

五 (略)

第五章 児童デイサービス

らない。 境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければなおける基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるおける基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるおける基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるがに完重デイサービス」という。)の事業は、障害児が日常生活に第九十六条 児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス(以下「

(従業者の員数)

数は、次のとおりとする。

一定児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員で児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指第九十七条 指定児童デイサービスの事業を行う者(以下「指定児童

イ 障害児の数が十までは、二以上

えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超

2 あって、 前項の指定児童デイサービスの単位は、 その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行 指定児童デイサービスで

3 • 4 われるものをいう。 (略)

(準用)

の事業について準用する。 第九十八条 第六条及び第七十九条の規定は、 指定児童デイサービス

第九十九条 (設備及び備品等) 指定児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等 指定児童デイサービス事業所は、 指導訓: 練室を有するほ

2 略)

を備えなければならない。

3 ビスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児 項に規定する設備及び備品等は、 専ら当該指定児童デイサ こ の 限

に対する指定児童デイサービスの提供に支障がない場合は、

(利用定員)

りでない

第百条 する。 指定児童デイサービス事業所は、 その利用定員を十人以上と

(利用者負担額等の受領)

第百一条 給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)から当該指定 提供した際は、 指定児童デイサービス事業者は、 支給決定保護者 (法第十九条第 指定児童デイサービスを 一項の規定により支

童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から当該指定児童2 指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児児童デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

デイサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受

けるものとする。

3 指定児童デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか 当該支給決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を 支給決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を 関 指定児童デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか

定保護者に対し交付しなければならない。 た場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決 指定児童デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受け

を はスの内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者の同意を が、の内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者に対し、当該サー 提供に当たっては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービスの

(指定児童デイサービスの基本取扱方針)

ビスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。2 指定児童デイサービス事業者は、その提供する指定児童デイサー

(指定児童デイサービスの具体的取扱方針)

第百三条 指定児童デイサービス事業所の従業者が提供する指定児童

デイサービスの方針は、 次の各号に掲げるところによるものとする

づき、 置かれている環境に応じて適切に行うこと。 準用する第五十八条第一項に規定する児童デイサービス計画に基 指定児童デイサービスの提供に当たっては、 の適応訓練を、 障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生 当該障害児の身体及び精神の状況並びにその 第百七条において

供方法等について、 とを旨とし、 指定児童デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこ 障害児又はその介護を行う者に対し、 理解しやすいように説明を行うこと。 サービスの提

対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行うこと。 指定児童デイサービスの提供に当たっては、 指導技術の進歩に

兀 供ができる体制を整えること。 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、 当該障害児の心身の特性に応じた指定児童デイサービスの提 必要に応

(運営規程)

第百四条 する運営規程を定めておかなければならない。 業所ごとに、 指定児童デイサービス事業者は、 次の各号に掲げる事業の運営につい 指定児童デイサービス事 ての重要事項に関

(略)

五. る費用の種類及びその額 指定児童デイサービスの内容並びに支給決定保護者から受領す

六~十一 (略)

(非常災害対策)

第百五条 指定児童デイサービス事業者は、 非常災害に関する具体的

出その他必要な訓練を行わなければならない。、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し

(衛生管理等)

食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努第百六条 指定児童デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、

又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

措置を講ずるよう努めなければならない。 おいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要なおに見童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所に

(準用)

第百七条 るのは るのは のは る。 第六十九条の規定は、 百一条第 一条まで、第五十八条、第五十九条、第六十六条、第六十八条及び 第百四条」 この場合において、 第二十三条、 「第百七条において準用する前条」と読み替えるものとする。 第百 児童デイサービス計画」 第九条から第十七条まで、 一項」と、 条第一 第 第二十八条、 第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあ 一項」と、 一十条第二項中 指定児童デイサービスの事業について準用す 第九条第一 第二十九条、 第五十八条中 と 項中 第十九条、 「次条第 第五十九条中 「第三十一条」とあるのは 第三十五条から第四 「療養介護計 項 第二十条、 とあるのは 「前条」とある 第二十 画」とあ 「第

(従業者の員数)

百十九条に規定する特定基準該当児童デイサービスを除く。以下「第百八条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(第二

き従業者及びその員数は、次のとおりとする。 準該当児童デイサービス事業者」という。 基準該当児童デイサービス」という。 (以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。) に置くべ の事業を行う者 が当該事業を行う事業 (以 下 基

合計数が、 該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当 指導員又は保育士 次のとおり確保されるために必要と認められる数とす 指導員又は保育士の総数は、 基準該当児童

イ・ロ

(略)

サービス管理責任者 以上 基準該当児童デイサービス事業所ごとに

2 体的に行われるものをいう。 ビスであって、 前項の基準該当児童デイサービスの単位は、基準該当児童デイサ その提供が同時に一又は複数の障害児に対して

(設備及び備品等)

第百九条 その他の設備及び備品等を備えなければならない。 所を確保するとともに、 基準該当児童デイサービス事業所には、 基準該当児童デイサービスの提供に必要な 指導訓練を行う場

2 (略)

3 害児に対する基準該当児童デイサービスの提供に支障がない場合は サービスの事業の用に供するものでなければならない。 この限りでない。 項に規定する設備及び備品等は、 専ら当該基準該当児童デイ ただし 障

(利用定員)

以上とする。第百十条 基準該当児童デイサービス事業所は、その利用定員を十人

(準用)

第百十一条 する。 百七条」 準該当児童デイサービス計画」と、 とあるの は 第百四条」と、 デイサー 六条、 ら第四十二条まで、 三条 百 第二十 第百 「第百十 項中 条において準用する第百一条第二項」と、 条第二項」 (第 第六十八条、 一条第一 とあるのは は ビスの事業について準用する。 第三十 条第一 項を除く。 第九条から第十七条まで、 一条において準用する前条」 基準該当児童デイサービス計画」と読み替えるものと と 項及び第百七条を除く。 第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは 一項」とあるのは 一条」とあるのは 第六十九条並びに第九十六条及び前節(第百条 第五十八条中 第四十五条、 第百十 第二十八条、 条」 第五十八条、 「第百十一条において準用する第 ٢, 「療養介護計画」 第五十九条中「前条」とあるの 「第百十一条において準用する 第十九条、 と この場合において、 第二十九条、 「児童デイサー の規定は、 第百三条第一号中「第 第五十九条、 第二十三条第二項中 第 とあるのは 一十条、 基準該当児童 第三十五条か ビス計画 第九条 第六十 第二十 「第百

(指定生活介護事業所に関する特例)

---除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない 第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(前条(

であること。

一 当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上
事業所が提供する指定生活介護事業所として必要とされる数以上
なされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした
なされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした
なされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした

こと。 こと。 こと。 こと。 こと。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第百十三条 しない。 スと、 を提供する場合には、 **童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護** 地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児 デイサービス事業所とみなす。この場合において、 条)を除く (第百 当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所を基準該当児童 次の各号に掲げる要件を満たした指定通 条第一 の規定は、 一項から第五項までの規定を準用する部分に限る 当該指定通所介護を基準該当児童デイサー 当該指定通所介護事業所については適用 こ の 節 所介護事業者が (第百十

第六章 短期入所

(従業者の員数)

第百十五条 応じ 行う事業所 て「併設事業所」という。)を設置する場合において、 として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章におい 併設事業所に置くべき従業者の総数は、 当該各号に定める数とする 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を (以下この章において「指定短期入所事業所」という。 次の各号に掲げる場合に 当該施設及

指定障害者支援施設 (法第二十九条第一 項に規定する指定障害

> サービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数 通所介護の利用者の数とこの条の規定に基づき基準該当児童デイ で除して得た面積が三平方メートル以上であること。 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の 面積を、 指定

あること。 される指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場 用者及びこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみな 事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通 合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上で 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、 当該指定通所介護 所介護の利

ため、 受けていること。 指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供する この条の規定に基づき基準該当児童デイサー 知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を ビスとみなされる

第六章 短期入所

(従業者の員数)

第百十五条 要とされる数以上とする。 当該施設 る場合において、 う事業所 定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行 - が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指 当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を (以下この章において「併設事業所」という。) を設置す 法第五条第九項に規定する施設 入所者の数とみなした場合において 当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数 (入所によるもの 当該施設として必 に限る

る数以上 下この 利用者の 指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 する施設 者支援施 利用者 章において 設を 数とみなした場合にお 0 (入所によるも 数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当 いう。 「入所施設等」 IJ 下同 のに限 ľ 'n いて という。 その 次号に 当該施設として必要とされ 他 の法第五条第八項に 掲げるもの である当 T該施設 を除く。 『該施設の 当該 政が、 施設 規定

限る。 応じ 置 則 六十六条第 第二 第百三十八条第 する場合 である当該 (以下この章において「指定共同生活介護事業者等」 + れぞ 又は第一 五条第七号に規定する宿泊型自 版施設が、 れ イ又は 項に規定する指定自立 イ又は 一百八条第 項に規定する指定共同生活介護事業者、 口 に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に 指定短期入所事業所として併設事業所を設 口に定める数 項に規定する指定共同生活援助 訓 練 7/ (生活訓練 訓 練 の事業を行う者に 練) 事業者 という。 事業 第百 (規

生活援; する指 等が 介護、 則 指定自立 事業所をいう。 八条第 第 設 お 定短期入所と同時に第百三十七条に規定する指定共 いて 定共 助 置 又は + 第百六十五条に規定する指定自立 定 事 自 訓 する当該指定に係る指定共同 五条第七号に規定する宿泊型 項 第 業 立 練 同 「指定共同生活介護等」という。 生活 所 訓 に規定する指定共同 (生活訓練) 一百七条に規定する指定共同生 練 (第 以下この章において同じ。 介護事業所等 生 言 活訓 事業所 条第 練 事 (当該指定共同生活介護事業者 業所をいう。 項 生活介護事業所をいう。 (第百六十六条第 に規定する指 自 生活介護事業所 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 訓 訓 練 活援助 練に係るもの (生活訓練) の利用者の数及 を提供する時 定共 又は指定共同 以 項に規定 同 (第百三 生活援 下こ 同 12 生 間 限 規 活

して必要とされる数以上
活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者と
業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生

区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の 指定短期入所を提供する時間帯(イに掲げるものを除く。)

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

以上

増すごとに一を加えて得た数以上の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を2 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日

掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床開者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うと、法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利

2

した場合において、当該施設として必要とされる数以上用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数及び空床利利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供時間する時

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。

要とされる数以上事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等間帯 指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型

- 区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の指定短期入所を提供する時間帯(イに掲げるものを除く。)
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日 | 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上 | 区分に応じ、それぞれ()又は(2)に掲げる数

指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を

員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数と下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以増すごとに一を加えて得た数以上

3

3

業所又は 行う事業所をいう。 所をいう。)、 行支援事業所、 する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業 A型事業所、 機能訓練) 生活介護事業所、 (生活訓練) 指定生活介護事業所、 第 指定障 項 事業所、 に規 事業所、 指定就労継続支援B型事業所 第二百八条第一 定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を 害児通 第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援 第百五十六条第一項に規定する指定自立訓 第百六十六条第一項に規定する指定自立 第百七十五条第一項に規定する指定就労移 所支援事業 (以下この章において「指定生活介護事業 第百三十八条第一項に規定する指定共同 項に規定する指定共同生活援助 所 (児童 福 (第百九十八条に規定 "祉法第" + 条の 訓練 練 五. 事

型事業所 項に規定する指定就労継続支援A型事業所、 条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、 第一項に規定する指定自立訓練 に規定する指定共同生活援助事業所又は児童福祉 を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、 一第 、条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、 指定生活介護事業所、 項に規定する指定自立訓練 項に規定す (以下この章において「指定生活介護事業所等」という。 (第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業 る指定 知的 指定児童デイサービス事業所、 障害児施設等 (機能訓練) (生活訓練) 事業所、 (入所によるも 事業所、 指定就労継続支援B 第二百八条第一項 第百八十六条第 第百五十六条第 法第 第百六十六条 第百七十五 一十四条の 第百三十 のを除

イ又は口に掲げる数は口に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれ所等」という。) において指定短期入所の事業を行う場合 イヌ

児童福祉法第一 活介護事業 護事業所等の利用者の数とみなした場合において、 及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介 労継続支援B型、 五. して必要とされる数以上 定する指定就労継続支援A型、 第百五十五条に規定する指定自立訓 サー 条に規定する指定自立訓練 指定生活介護、第百三十七条に規定する指定共同生活介護 ビス提供時間 所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者と 干 第二百七条に規定する指定共同生活援助又は 条の五 当該指定生活介護事業所等の の 三 (生活訓 第百九十八条に規定する指定就 第 項に規定する指定通所支援 練 (練)、 (機能訓練)、 第百八十五条に規 当該指定生 利用者の数 第百六十

口(略)

一 (略)

(設備及び備品等)

されていない居室を用いるものでなければならない。 に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用第百十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第八項

2 体施 該 敷地内にある法第五条第八項に規定する施設 併設事業所にあっては、 「併設本体施設」 設の 併設本体 設備 施設 (居室を除く。 の利用者の支援に支障がないときは、 という。 当該併設事業所及び当該併設事業所と同)を指定短期入所の事業の用に供する の効率的 運営が可能であり、 (以下この章におい 当該併設本 かつ、

る数定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げて短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる指)において指定短期入所の事業を行う場合。イ又はロに掲げる指

供時間 型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等 等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とさ する指定共同生活介護、 れる数以上 利用者の数とみなした場合において、 定する指定施設支援 る指定共同生活援助又は児童福祉法第1 十八条に規定する指定就労継続支援B型、 指定生活介護、 、機能訓練)、 第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型、 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単 第百六十五条に規定する指定自立訓練 指定児童デイサービス、第百三十七条に規定 (入所によるものを除く。 第百五十五条に規定する指定自立訓 当該指定生活介護事業所 二十四条の二第 第二百七条に規定す のサービス提 (生活訓 項に規 第百九 \mathcal{O} 独 練

口 (略)

二 (略)

(設備及び備品等)

2 第 体施設の設備 当該併設本体施設の 7 されていない居室を用いるものでなければならない。 百十七条 に規定する施設の居室であって、 敷地内にある法第五条第九項に規定する施設 併設事業所にあっては、 「併設本体施設」という。 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第九 (居室を除く。 入所者の支援に支障がないときは、 当該併設事業所及び当該併設事業)を指定短期入所の事業の用に供する の効率的運営が可能であり、 その全部又は一部が入所者に利用 (以下この章にお 当該併設本 派所と 同 かつ、 項

ことができるものとする。

(定員の遵守)

- となる利用者の数 となる利用者の数 所記事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えること
- 交流を図ることができる設備により る利用者の数 条第 項に規定する指定共同生活援助事業所にあっては、 空床利用型事業所にあっては、 (法第三十四条第 以下同じ。 及びユニット 項に規定する指定共同生活介護事業所又は第一 の入居定員) (居室及び居室に近接して設けられる相互に 項に規定する共同生活住居をいう。 及び居室の定員を超えることとな 当該施 体的に構成される場所をい 設 の利用が 定員 共同 一百八 (第百三十 以下同 生活住
- ととなる利用者の数 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えるこ

(準用)

第百二十五条 十条、 の場合において、 七十条、 六条から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第 十二条までの規定は、 第二十二条、 第七十三条、 第九条、 第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百 第二十三条、 第七十四条、 第十一条から第十七条まで、 指定短期入所の事業について準用する。こ 第二十八条、 第八十七条及び第九十条から第 第二十九条、 第十九条、 第三十 第二

ことができるものとする。

(定員の遵守)

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りで以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。第百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数

となる利用者の数併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えること

ない。

定員を超えることとなる利用者の数 空床利用型事業所にあっては、当該施設の入所定員及び居室の

ととなる利用者の数単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えるこ

三

(準用)

第百二十五条 七十条、 る。 十条、 六条から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第 一条及び第百六条の規定は、 この場合において、 第二十二条、 第七十三条、第七十四条、 第九条、 第二十三条、 第十一条から第十七条まで、 第九条第一項中「第三十一条」とあるのは 指定短期入所の事業について準用す 第二十八条、 第八十七条、第九十一条、 第二十九条、 第十九条、 第三十 第九 第二

「第百二十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。るのは「第百二十条第二項」と、第九十二条中「前条」とあるのは二十条第一項」と、第二十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百二十三条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者 (第百二十五条の二 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下

一·三 (略)

要な技術的支援を受けていること。スを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必以基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービ

第七章 重度障害者等包括支援

する。

「第百二十五条において準用する前条」と読み替えるものとるのは「第百二十五条において準用する前条」と読み替えるものと」とあるのは「第百二十条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項「第百二十三条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例

の条において同じ。)を提供するものであること。 「大学の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模 を機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模 でスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模 でスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模 の条において同じ。)を提供するものであること。

二·三 (略)

の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 スを提供するため、指定短期入所事業所、知的障害児施設その他四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービ

第七章 重度障害者等包括支援

(従業者の員数)

)又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。定する指定共同生活援助事業者を除く。第百三十条において同じ。減指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福該指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当第百二十七条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この

(障害福祉サービスの提供に係る基準

第百三十二条 (略

2

準を満たさなければならない。
3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービスごとに、この省令に規定する基短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託する
3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(

第八章 共同生活介護

利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてして自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同第百三十七条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指

(従業者の員数)

第百二十七条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この第百二十七条 指定重度障害者等包括支援事業者」という。) は、当第百二十七条 指定重度障害者等包括支援事業者がお定を受けている指定障害福言において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。) は、当第百二十七条 指定重度障害者等包括支援事業者」という。) は、当

障害福祉サービスの提供に係る基準

第百三十二条 (略)

(略)

2

第八章 共同生活介護

利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてして自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同第百三十七条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指

\ <u>`</u> 0 共同生活住居において入浴、)日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならな、同当活伯屋によして入浴。排せつ及び食事等の介護、相談その他

(設備)

第百四十条

2 \ 4 (略 略

5 む上で必要な設備を設けなければならない。 共同生活住居は、 以上のユニットを有するほか、 日常生活を営

6 7 略

(利用者負担額等の受領

第百四十三条 略

2 (略

3 各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる 定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、 指定共同生活介護事業者は、 前 一項の支払を受ける額のほか、 次の 指

(略

当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準 当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。 -九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わ 利用者に支給された場合 家賃(法第三十四条第 項の規定により特定障害者特別給付費 (同条第二項において準用する法第二) は、

> 他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければなら 共同生活住居 以下同じ。 (法第三十四条第 において入浴、 排せつ及び食事等の介護、 項に規定する共同生活住居をいう 相談その

(設備)

第百四十条 略

2 { 4 (略)

5 必要な設備を設けなければならない。 れる場所をいう。 けられる相互に交流を 共同生活住居は、 以下同じ。 以上のユニット 図ることができる設備により)を有するほか、 (居室及び居室に近接して設 日常生活を営む上で 体的に構成さ

6 7 (略)

(利用者負担額等の受領)

2 第百四十三条 (略)

(略)

3 各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる 定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、 指定共同生活介護事業者は、 前二項の支払を受ける額のほか、 次の 指

(略

当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準 ŋ 十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わ が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二 当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。 家賃 (法第三十四条第一 項の規定により特定障害者特別給付費)は、

たものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があっ

三~五 (略)

度とする。)

4·5 (略)

(準用)

第百五十四条 六号中 関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。 条の協力医療機関 八条」と、 項」とあるのは「第百四十三条第二項」と、第五十八条中「療養介 第七十条、 十四条において準用する第七十三条第二項」と、 第五十八条」と、 護計画」とあるのは 及び第九十二条の規定は、 まで、第二十条、第二十三条、 十四条において準用する第五十三条の二第一項」と、 る。この場合において、 「第百四十九条」と、 条まで、 号中「第五十八条」とあるのは 「第百四十三条第一項」と、 第六十五条」とあるのは 同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは 「次条」とあるのは 同項第四号中 第七十三条から第七十五条まで、 第五十三条の二、第五十八条、第六十条、 第九条、第十一条、第十二条、 「療養介護計画」とあるのは とあるの 「共同生活介護計画」と、第七十五条第二項第 第二十条第一 第九条第一項中「第三十一条」とあるのは 「第七十三条第二項」とあるのは 指定共同生活介護の事業について準 「第百五十四条」と、 「第百五十四条において準用する第八十 第二十三条第二項中「第二十一条第二 は 第二十八条、 「第百五十三条第 「第百五十四条において準用する 一項中「次条第一項」とあるの 第八十八条、 第十四条から第十七 第三十六条から第四 「共同生活介護計画 同項第五号及び第 第九十二条中「前 項の 第六十六条、 同項第三号中 協 第九十条 **治医** 「第百五 「第百五 療機 申す は

度とする。)
たものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限用する法第二十九条第六項の規定により当該利用者に支給があっ

三~五 (略)

4 5

(略)

(準用)

第

と、 関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。 条の協力医療機関」 六号中「次条」とあるのは 十四条において準用する第七十三条第二項」と、 八条」と、 第五十八条」と、「療養介護計画」 一 号 中 護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、 項」とあるのは「第百四十三条第二項」と、第五十八条中「療養介 る。この場合において、 第七十条、第七十三条から第七十五条まで、 まで、第二十条、第二十三条、 百五十四条 十四条において準用する第五十三条の二第一項」と、 条及び第百六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用す 一条まで、 「第六十五条」とあるのは 「第百四十九条」と、 「第百四十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第 同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは 「第五十八条」とあるのは 第五十三条の二、 同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは 第九条、第十一条、 とあるのは 第二十条第二項中「次条第一項」とあるの 第九条第一項中「第三十一条」とあるの 「第百五十四条」と、 「第百五十四条において準用する第八十 第五十八条、 第二十八条、 「第百五十三条第一項 「第百五十四条において準用する とあるのは 第六十条、 第八十八条、 第三十六条から第四 第七十五条第二項第 「共同生活介護計 同項第五号及び第 第九十二条中 分協 同項第三号中 第六十六条、 第九· 力医療機 「第百五 「第百五 \pm は 画

- 246 -

第九章 自立訓練 (機能訓練

(準用)

第百六十二条 訓練 訓練) 第七十三条第二 用する第十九条第 中 準 おいて準用する第八十九条」と、 指定自立訓練 は るのは る次条第一項」と、 第一項中 とあるのは 十条まで、 第二十八条、 十一条第二項」とあるのは いて、第九条第一項中 から第七十五条まで及び第八十六条から第九十二条までの規定は |計画| とあるのは -用する前条」と、 第七十三条第二項」とあるのは 「第百六十二条」と、 第百六十二条において準用する第八十八条」と、同項第四号中 第五十三条の二第一 (機能訓練) 計画」と、 「第百六十二条において準用する第五十八条」と、 第五十九条中 「次条第一 第六十六条、 「第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中 第三十六条から第四十一条まで、 第九条から第二十条まで、 項 (機能訓練) 第五十八条中「療養介護計画」とあるのは 計画」と、 と 項 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあ 項」とあるのは 「自立訓練 「療養介護計画」とあるのは 「前条」とあるのは 「第三十一条」とあるのは「第百六十二条に ٢, 第八十九条中「第九十二条」とあるのは 項」とあるのは 第六十八条から第七十条まで、 同項第五号及び第六号中 の事業について準用する。この場合にお 「第百五十九条第二項」と、第五十七条 同条第八項中 同項第三号中 (機能訓練) 第二十条第二項中「次条第 「第百六十二条において準用する 「第百六十二条において準用す 第二十二条、 「第百六十二条において準 「第六十五条」とあ 「六月」とあるの 「第百六十二条において 計画」と、同項第二号 第五十七条から第六 「自立訓練 「次条」とあるの 第二十三条、 第七十三条 「療養介 は 自立 第二 (機能 るの 項 \equiv

第九章 自立訓練 (機能訓練)

準用)

第百六十二条 るのは 」とあるのは とあるのは 第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百六十二条」と、 \mathcal{O} 用 同項第三号中「第六十五条」とあるのは 練 て準用する第五十八条」と、 条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは 同条第八項中 中 護計画」とあるのは「自立訓練 第百五十九条第一 十一条」とあるのは「第百六十二条において準用する第八十九条」 事業について準用する。 十条まで、 第二十八条、 から第七十五条まで、 項」と、 は する第八十八条」と、 第九十二条及び第百六条の規定は、 「療養介護計画」とあるのは (機能訓練) 第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十九条第 「第百六十二 「第百六十二条において準用する次条第一 第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは 第六十六条、 「第百六十二条において準用する第十九条第一 第三十六条から第四十一条まで、 第九条から第二十条まで、 「第百六十二条において準用する前条」と、 「六月」とあるのは 計画」と、 一項」と、 一条において準用する第七十三条第二項」 第八十六条から第八十九条まで、 この場合において、 同項第四号中「第七十三条第二項」とある 第六十八条から第七十条まで、 第五十七条第一項中 同項第二号中 「療養介護計画」とあるのは 「自立訓練 (機能訓練) 「三月」と、 指定自立訓練 第二十二条、 「第百六十二条におい 「第五十三条の二第 (機能訓練) 計画」と、第五十八条 第九条第一項中 「第百六十二条にお 第五十九条中 第五十七条から第六 「次条第一項」とあ 項」と、 (機能訓練) 第二十三条 第九十一条 第七十三条 計 と 項」 第七十五 画」と、 「自立訓 「療養介 一項 「前 第八 て準 同項

るものとする。 条」とあるのは 第百六十二条において準用する第九十二条」と、 「第百六十二条において準用する前条」と読み替え 第九十二条中 前

第十章 自 玉訓 練 (生活訓

(従業者の員 数

第百六十六条 略 (略

2 6

なければならない。 第 (生活訓練) 一項第三号のサービス管理責任者のうち、 事業所であって ただし、 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立 利用者の支援に支障がない場合は 人以上は、 常勤 訓 ぞ

準 用

この限りでない。

第百七十一条 十四条、 八十九条」と、 支給決定障害者等の」とあるのは 項中「第三十一条」とあるのは 条から第六十条まで、 あるのは 活訓練) 第七十三条、 において同じ。 二十三条、 |訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除 第百六十条及び第百六十一条の規定は、 の事業について準用する。 「第百七十条第一項から第四項まで」と、第二十二条中 第二十八条、 第七十四条、 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、) の と 、 第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」と 第六十六条、第六十八条から第七十条まで、 第三十六条から第四十一条まで、第五十七 第八十六条から第九十二条まで、 「当該支給決定障害者等」とあるのは 「第百七十一条において準用する第 「支給決定障害者 この場合において、第九条第一 指定自立訓練 (指定宿泊型自 以下この条 第百四 全 第

> 条において準用する前条」と読み替えるものとする。 る第九十二条」と、 十九条中 「第九十二条」とあるのは 第九十二条中「前条」とあるのは 「第百六十二条において準用す 「第百六十二

自立訓 練 (生活訓:

、従業者の員 (数)

第百六十六条 (略)

2 6 (略)

7 なければならない。 第 一項第三号のサー ビス管理責任者のうち、 一人以上は、 常勤で

(準用)

第 二十三条、 厚生労働大臣が定める者を除く。 百七十一条 とあるのは 第 条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百七十条 あるのは「第百七十一条において準用する第八十九条」と、 て準用する。 び第百六十一条の規定は、 第九十一条、 第七十三条から第七十五条まで、 条から第六十条まで、 項から第四項まで」と、 第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七 「支給決定障害者 この場合において、 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、 第九十二条、 第六十六条、 指定自立訓練 第百六条、 第二十二条中 (指定宿泊型自立 第九条第一項中「第三十一条」と 以下この条において同じ。)の」 第八十六条から第八十九条まで、 第六十八条から第七十条まで、 第百四十四条、 (生活訓練) 「支給決定障害者等の」 訓練を受ける者及び 第百六十条及 の事業につい 第二十 第

るのは 当該支給決定障害者」と、 項 潍 」とあるのは が」と読み替えるものとする。 及び厚生労働大臣が定める者に限る。 する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは の二第一項」とあるのは 九条中「前条」とあるのは が」とあるのは 十一条において準用する第五十八条」と、 条において準用する前条」と、 [十九条中「第九十二条」とあるのは「第百七十一条において準用 第五号及び第六号中 用する第八十八条」と、 は 計画」と、 第五十八条中 同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百七十一条におい 一項」とあるのは 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは 「療養介護計画」とあるのは 「自立訓練 「第百七十一条において準用する第七十三条第二項」と、 同条第八項中 「第百七十条第一 「支給決定障害者 「療養介護計画」とあるのは (生活訓練) 「第百七十一条において準用する次条第一 「次条」とあるのは「第百七十一条」と、 「第百六十九条の二第一項及び第二 第二十三条第二項中「第二十一条第二項 同項第四号中「第七十三条第二項」とあ 「第百七十一条において準用する前条 「六月」とあるのは 計画」と、 一項」と、 第百四十四条中「支給決定障害者 「自立訓練 (指定宿泊型自立訓練を受ける者 以下この条において同じ。) 第五十七条第一項中 同項第二号中「第五十三条 「療養介護計画」とある 「自立訓練 (生活訓練) 「三月」と、 「第百七十 (生活訓 計画」と 「第百七 第五十 一項」と ·「次条 項 同 第 7 練

第十一章 就労移行支援

(準用)

第百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二

とする。 める者に限る。 決定障害者 前条」と、 第九十二条中「前条」とあるのは 条」とあるのは「第百七十一条において準用する第九十二条」と、 において準用する第七十三条第二項」と、 十五条」とあるのは は「第百六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中 訓 る第五十八条」と、 第一号中「第五十八条」とあるのは のは「第百七十一条において準用する前条」と、第七十五条第二項 項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とある 介護計画 とあるのは 第百七十一条において準用する次条第一項」と、 十条第二項」と、 「次条」とあるのは「第百七十一条」と、 練 同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは 第二十三条第一 「当該支給決定障害者等」とあるのは 計画」と、 とあるのは 第百四十四条中 (指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定 「自立訓 以下この条において同じ。)が」と読み替えるもの 同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるの 第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは 一項中「第二十一条第二項」とあるのは 練 「第百七十一条において準用する第八十八条 「療養介護計画」とあるの 「自立訓練 (生活訓練) 「支給決定障害者が」とあるのは 「第百七十一条において準用する (生活訓練) 計画」と、 「第百七十一条において準用す 第八十九条中「第九十二 同項第五号及び第六号中 「当該支給決定障害 第五十八条中 は 計画」と、 「療養介護計 「自立訓練 「第百七十一条 同条第八 「第百七 「療養 「支給 (生活 画 者

第十一章 就労移行支援

(準用)

第百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二

第一 用する第八十九条」と、 条中 号及び第六号中 るの 中 兀 労移行支援計 十五条第二項第一号中 前条」とあるの 生労働大臣が定める者を除く。 は 九条第一項中「第三十一条」とあるのは 指定就労移行支援の事業について準用する。 る第八十八条」と、 第三号中 おいて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるの 十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは 十条まで、 一条まで、 第五十八条中「療養介護計画」とあるのは 条において準用する第百五十九条第二項」と、 第五十七条から第六十条まで、 第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは 「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」 「次条第 (百八十四条において準用する第七十三条第二項」と、 は 同条第八項中 項」と、 第百八十四条において準用する第百五十九条第一項」と、 「第九十二条」とあるのは 「第百八十四条において準用する第十九条第一 第二十三条、 「第六十五条」 第百四十四条、 第七十三条から第七十五条まで、 一項」とあるのは 「療養介護計画」 画と、 は 次 「第百八十四条において準用する前条」と、 「六月」とあるのは「三月」と、 同項第四号中「 条 第二十八条、 同項第二号中 「第五十八条」とあるのは とあるの とあるの 第二十条第二項中「次条第一 第百五十九条及び第百六十条の 「第百八十四条において準用する次条 とあるのは 以下この条において同じ。 「第百八十四条において準用する第 第六十六条、 は は 第三十六条から第四十一条まで 第七十三条第二項」とあるの 「第五十三条の二第 「第百八十四条にお 「第百 「第百八十四条において準 八 「就労移行支援計画」 この場合において、 第八十四条から 十四四 「支給決定障害者 「就労移行支援計画 第六十八条から 第五十七条第 · 条 「第百八十四 第五十九条中 項 項」とあるの 「第百八十 ,て準 と 規定 第八 項」とあ 同 第九十 [項第五 <u>の</u> は 十九 条に 第七 第二 第七 甪 同 には 項 「就 (厚 لح 第 لح は す 項 <u>.</u> لح

るのは 号中 」とあるのは「就労移行支援計画」と、 する第七十三条第 るのは て準用する第十九条第 四条において準用する前条」と、 あ 画」とあるのは 十一条第二項」とあるのは とあるのは「当該支給決定障害者」と、 の」とあるのは「支給決定障害者 用する第百五十九条第一 十条第二項中「次条第一項」とあるのは とあるのは「第百八十四条において準用する第八十九条」と、 いて準用する。 九条まで、 十条まで、 十二条、 十八条」とあるのは 十九条第二項」と、 百五十九条及び第百六十条の規定は、 一号中 いるのは 「第百八十四条において準用する次条第一 以下この条において同じ。 第五十七条から第六十条まで、 「療養介護計画」 第七十三条第二項」とあるの 「第百八十四条」と、 「第百八十四条において準用する第八十八条」 「第五十三条の二 第二十三条、 「三月」と、 第九十一 第七十三条から第七十五条まで、 この場合において、 「就労移行支援計画」と、 条 項」 第五十七条第一項中 「第百八十四条において準用する第五十八条」 第五十九条中 第二十八条、 とあるのは 第一 と 項 項」と、 第九十二条、 「第百八十四条において準用する第百五 と 項」) の と、 第八十九条中「第九十二条」とあるの 同項第五号及び第六号中 とあるのは 第七十五条第二項 第六十六条、 同項第三号中 第二十二条中「支給決定障害者等 「就労移行支援計画」と (厚生労働大臣が定める者を除 は 第九条第一項中「第三十一条」 第三十六条から第四 「前条」とあるのは 指定就労移行支援の事業につ 第百六条、 「第百八 第五十八条中「療養介護 第二十三条第二項中 「当該支給決定障害者等 「次条第一項」とあるの 「第百八十四条において進 項」と、 同条第八項中 第八十四 「第百八十四 一十四条におい 第六十八条から第 「第六十五条」 第百四十四 第一号中 「療養介護計 と 「条から 次 干一 「六月」 「第百八十 同項 条におい 条」とあ 同項第 第八十 条まで て準 第二 条 第 とあ 第四 第二 لح 第 甪 は 計 五 画

あるのは お この条において同じ。 一十二条」と、 いて準用する前条」 「支給決定障害者 第九十二条中 と、)が」と読み替えるものとする。 第百四 (厚生労働大臣が定める者に限る。 「前条」とあるのは 十四条中 「支給決定障害者が」と 「第百八 十四四 以下 条に

第十二章 就労継続支援A型

(準用)

第百九十七条 項中 二条まで、 十七条において準用する第百五十九条第一 中「第三十一条」とあるのは「第百九十七条において準用する第八 援A型の事業について準用する。 とあるのは する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」 十条まで、 十二条、 介護計 九条中 -九条」と、第二十条第二項中 十七条において準用する第五十八条」と、 第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七 療養介護計画 「第二十一条第二項」とあるのは「第百九十七条において準用 第七十五条第二項第 「就労継続支援A型計画」と、 第二十三条、 画 「前条」 第七十三条から第七十五条まで、 第百五十九条及び第百六十条の規定は、 」とあるのは 「第百九十七条において準用する次条第一項」と、 第九条から第十七条まで、 とあるのは とあるのは 第二十八条、 「就労継続支援A型計 号中 「第百九十七条において準用する前条 「次条第一項」とあるのは 「就労継続支援A型計画」と、 この場合において、 「第五· 第三十六条から第四十一条まで 同項第二号中「第五十三条の 第十九条、 十八条」とあるの 項」と、 第八十六条から第九十 「療養・ 画と、 介護計 指定就労継続支 第二十三条第二 第二十条、 第九条第一項 第五十八条 は 「第百九 画 「第百 「療 とあ 第五 第二

> と読み替えるものとする。 厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)が」『四十四条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(「前条」とあるのは「第百八十四条において準用する前条」と、第は「第百八十四条において準用する第九十二条」と、第九十二条中

第十二章 就労継続支援A型

(準用)

第百九十七条 号中 中 る。 五十八条」と、 は 労継続支援A型計画」 お あるのは「第百九十七条において準用する第百五十九条第二項 五十九条第一項」と、 第百六十条の規定は、 九条まで、 十条まで、 十二条、 「第百九十七条において準用する前条」と、 「第百九十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第 第五十七条第一項中「次条第一 第五十七条から第六十条まで、 いて準用する次条第一 「次条第一項」とあるのは この場合において、 就労継続支援A型計画」と、 「第五十八条」 第二十三条、 第七十三条から第七十五条まで、 第九十 第九条から第十七条まで、 「療養介護計画」とあるのは 条、 とあ ۲, 第二十三条第二項中「第二十一条第二項」 第二十八条、 指定就労継続支援A型の事業について準用 項」と、 第九条第一項中「第三十一条」とあるのは るのは 第九十二 第五十八条中 「第百九十七条において準用する第百 「第百九十七条におい 第六十六条、第六十八条から第七 第五十九条中「前条」とあるのは 一条、 項」とあるのは 「療養介護計 第三十六条から第四十一条まで 第百六条、 第十九条、 「療養介護計 第七十五条第二項第 第八十六条から第八十 「就労継続支援A型計 画 第百五十九条及び 「第百九十七条に とあるのは 第二十条、 て準用さ 画 とあるの する第 ے ح 就 二項 لح

第百九十七条において準用する前条」 1 項」とあるのは に におい 項」と、 て準用する第九十二条」と、 第八十九条中 同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは て 項」とあるのは 準用する第八十八条」と、 同項第三号中 「第百九十七条において準用する第七十三条第二項 「第九十二条」とあるのは 「第百九十七条において準用する第十九条第 「第六十五条」とあるのは 第九十二条中「前条」とあるのは 同項第四号中「第七十三条第二 と読み替えるものとする。 「第百九十七条にお 「第百九十七条 「第百九十七 条

第十三章 就労継続支援B型

(準用)

第二百二条 」とあるの 条において準用する次条第一 二項」とあるのは する第百五十九条第一項」と、 十条第二項中 条から第百九十五条までの規定は、 から第九十二条まで、 条まで、 第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十 一条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、 1 て準用する。 第五十七条第 第七十三条から第七十五条まで、 は 第九条から第十七条まで、 「次条第 「第二百] この場合におい 「第二百二条におい 第百五十九条、 一項」とあるのは「第二百二条において準用 一 項 中 一条において準用する第八十九条」と、 項」と、 「次条第 第二十三条第二項中「第二十一条第 て、 指定就労継続支援B型の事業に 第九条第一項中「第三十一条 第百六十条、 第十九条、 て準用する第百五十九条第二 「療養介護計画」とあるのは 項」とあるのは 第八十四条、 第二十条、 及び第百九十三 第八十六条 第二 百二 第二

> 」 と、 二条」とあるのは「第百九十七条において準用する第九十二条」と る前条」と読み替えるものとする。 条において準用する第七十三条第二項」と、 六十五条」とあるのは「第百九十七条において準 九十七条において準用する第十九条第一 画と、 第九十二条中「前条」とあるのは 「次条」とあるのは 同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは 同項第二号中「第五十三条の二第 「第百九十七条」と、 「第百九十七条において準用す 項 Ł, 第八十九条中「第九十 同項第五号及び第六号 項」とあるのは 用する第八十八条 同 項第三号中 「第百九十七

十三章 就労継続支援B型

(準用)

第二百二条 十九条、 おいて、 条まで、 定は、 条において準用する第百五十九条第一 とあるのは「第二百二条において準用する第百五十九条第一項」と おいて準用する第八十九条」と、 から第八十九条まで、 第五十七条から第六十条まで、 二条、 「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する次条第一 第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは 第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで 指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合に 第九条第一項中「第三十一条」とあるのは 第百六十条、 第七十三条から第七十五条まで、 第九条から第十七条まで、 及び第百九十三条から第百九十五条までの規 第九十一 第六十六条、第六十八条から第七十 条、 第二十条第二項中 第九十二条、 項」 第十九条、 第八十四 第五十七条第一項中 第百六条、 第二十条、 **些条、** 「次条第 「第二百二条に 第八十六条 「第二百二 第百五 第二十 項

るのは 第百九十三条第一項中 条中 十五条」とあるのは「第二百二条において準用する第八十八条」と 百二条において準用する第十九条第一 あるのは 条」とあるのは いて準用する第七十三条第二 画」と、 五十八条」と、 と読み替えるものとする 号中「第五十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第 は 同項第四号中 就労継続支援B型計 「前条」とあるのは 「第二百二条において準用する前条」と、 就労継続支援A型計画」 「就労継 同 「第二百二条において準用する第九十二条」と、第九十二 項第二号中 「療養介護計画」とあるのは 続 「第七十三条第二項」とあるのは 「第二百二条」 支援B型計画」 画 「第百九十七条」とあるのは 「第五十三条の二第一 「第二百二条において準用する前条」と、 と 一項」と、 ۲, とあるのは 第五十八条中「療養介護計画」 ٢, 第八十九条中「第九十二条」と 項」と、 第五十九条中 同項第五号及び第六号中 「就労継続支援B型計画 項」とあるのは 「就労継続支援B型計 同項第三号中「第六 第七十五条第二 「第二百二条にお 「前条」とあ 「第二百二条」 第二 とあ 項 次 第 る

実施主体等)

第二百三条 条第 基準 する者でなけ 律第百四十四号) 一百十九条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除 該当就労継続支援B型事業者」という。 |準該当就労継続支援B型] 項 第七号に掲げる授産施設又は生活保護法 就労継 れ ば 第三十八条第 ならない 続支援B型に係る基準該当障害福 という。 項 第四号に掲げ の事業を行う者 は、 る授産施設を経営 (昭和二十五年法 社会福祉法第二 祉 サー ビス -(以下 以下 (第

> 二百二条において準用する前条」と、 項 画 二条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条 九十七条」とあるのは「第二百二条」 て準用する第九十二条」と、 第二項」とあるのは 九条第一項」と、 十三条の二第一項」とあるのは 画」とあるのは \mathcal{O} 用する前条」と、 項」と、 _ كر とあるのは 第五十八条中 は と と、 「第二百二条において準用する第五十八条」と、 第八十九条中「第九十二条」とあるのは 第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二条にお 同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは 療養介護計画」とあるのは 「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。 「療養介護計画」 「就労継続支援B型計画」と、 同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」 「第二百二条において準用する第七十三条第二 第九十二条中 「第二百二条において準用する第十 とあるの と、 第百九十三条第一項中 「就労継続支援B型計 は 「前条」とあるのは 就労継続支援A型計 「就労継 同項第二号中 「第二百二条にお 院表接 「療養介護計 「第二百二条 とある 第 B 型 画 「第五 て準 許 لح

(実施主体等)

第 四十四号) でなければならない 条第七号に掲げる授産施設又は生活保護法 基準該当就労継続支援B型事業者」という。 一百十九条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除 一百三条 基準該当就労継続支援B型」という。 第三十八条第 就労継続支援B型に係る基準該当 項第四号に掲げる授産施設を経営する者 0) (昭和)) は、 事業を行う者 障 害福 十五年法律第百 社会福祉法第三 祉 サー ・ビス (以 下 以下

2 · 3 (略)

2

3

略

(準用)

第二百六条 用する第八十八条」と、 おい 条第 条中 当就労継続支援B型計画」と、 準 」とあるのは 条まで、 項」とあ 前条」とあ とあるのは 第百五十九条第二項」と、 第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する 労継続支援B型の事業について準用する。 第十九条、 五号及び第六号中 て準用する第五十八条」と、 五条第二 三条から第百九十五条まで及び第百九十八条の規定は、基準 六十条まで、第六十八条、 は 第三十六条から第四十一条まで、 同 該当就労継続支援B型計画」と、 項第1 第五十七条第一項中 第八十四条、 て準用する次条第 第 項中 前条」とあるのは るのは 三号中 項第一号中 第百五十九条 二百六条において準用する第七十三条第二項」と、 るのは 第二十条、 第九条から第十二条まで、 「基準 「第三十一条」とあるのは「第二百四条」と、 「第二百六条において準用する第百五十九条第二項」 「第二百六条において準用する第十九条第 第八十七条、 第六十五条」 「次条」 該当就労継続支援B型計画」と、 「第二百六条において準用する前条」と、 「第五十八条」とあるのは 第二十三条 (第 同項第四号中「第七十三条第二項」とある 項」と、 「第二百六条において準用する前条」と、 「次条第 第二十三条第二項中「第二十一条第二項 とあるの 第七十条、 一項を除く。 「療養介護計画」とあるのは とあるのは 同項第二号中 第八十八条 「療養介護計画」 (第一項を除く。 第五十一条、第五十七条から第 項」とあるのは は 第五十八条中「療養介護計画 第七十三条から第七十五条ま 第十四条から第十七条まで、 第一 この場合において、 第百六十条、 第九十条から 百六条」 第二百六条におい 「第五十三条の二第 「第二百六条にお とあるのは「基 第五十九条中 「第二百六条に 第二十八条 第二十条 第九 第九 第百九十 「基準 第七十 項 同 該当就 第九 . て 準 十二 項 لح 第 該

(準用)

第 項」と、 二項」と、 二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条におい 基準 条中 九十二条中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前4 同 とあるのは いて準用する第八十八条」と、 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは 計 は 六条において準用する次条第一 第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第百五十九条第 用する第百五十九条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条 該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合におい 条、 六十条まで、 第十九条、 において準用する第五十八条」と、 百九十三条から第百九十五条まで及び第百九十八条の規定は、 一第一項」とあるのは 一百六条 第三十六条から第四十一条まで、 第九条第 項第五号及び第六号中 画」とあるのは 「基準 該当就労継続支援B型計画」と、 第八十四条、 第百六条、 該当就労継続支援B型計画」と、 「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前 同項第三号中「第六十五条」 第五十七条第一 第二十条、 第九条から第十二条まで、 第 第六十八条、 項中「第三十一条」とあるのは「第二百 第百五十九条 一百六条において準用する第七十三条第二項」 第八十七条、 基準 第二十三条(第一項を除く。 「第二百六条において準用する第十九条第 該当就労継続支援B型計画」と、 「次条」 項中「次条第一項」とあるのは 第七十条、 (第一項を除く。 同項第四号中 項」と、 第八十八条、 とあるの 第五十一条、第五十七条から第 「療養介護計画」 第十四 とあるの 第七十三条から第七十五条ま 同項第二号中 「療養介護計画」とあるの は 第五十八条中「療養介護 第九十一 条から第十七条まで、 「第七十三条第二項 「第二百 は「第二百六条にお)、第二十八条 第百六十条、 とあるのは [六条] 「第五十三条の 兀 条、 「第二百六条 [条] 第 条」と、 第五十九 「第二百 と 九十二 基準 て準 第 第 7

B型計画」と読み替えるものとする。と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準 該当就労継続支援第百九十三条第一項中「第百九十七条」とあるのは「第二百六条」

第十四章 共同生活援助

(準用)

第二百十三条 二十三条第二項中 用する第百四十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とある 九条第一項中 指定共同生活援助の事業について準用する。 第七十条、 十三条において準用する第五十三条の二第一項」と、同項 第五十八条」と、 護計画」とあるのは において準用する第百四十三条第1 まで、第二十条、 十三条において準用する第七十三条第二項」と、 一条まで、 号中 **第六十五条」とあるのは** は 第九十二条、第百四十一条から第百四十六条まで、第百四十八条 第百四十九条及び第百五十一条から第百五十三条までの規定は 「第二百十三条において準用する第百四十三条第一項」と、 同項第二号中 「第五十八条」とあるのは 第七十三条から第七十五条まで、 第五十三条の二、第五十八条、第六十条、 同 項第四号中 第九条、 「第三十一条」とあるのは「第二百十三条において準 第二十三条、 「療養介護計画」 「第二十一条第一 「第五十三条の二第 「共同生活援助計画」と、第七十五条第二項 第十一条、 「第七十三条第一 「第二百十三条において準用する第八十 第二十八条、 第十二条、 「第二百十三条において準用する とあるのは 一項」とあるのは 項」 と 一項」とあるの 項」とあるのは この場合において、 第五十八条中 第八十八条、 第三十六条から第四 第十四条から第十七 「共同生活援助計画 同項第五号及び第 「第二百十三条 第六十六条、 は 第三号中 第九十条 「第二百 「第二百 「療養介 第 第 第 +条

7.十四章 共同生活援助

(準用)

第一 まで、 二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百十三条 第七十条、 十三条において準用する第七十三条第二項」と、 護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五条第二項 において準用する第百四十三条第二 のは「第二百十三条において準用する第百四十三条第一項」と、 用する第百四十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とある 九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三条において準 指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、 十三条において準用する第五十三条の二第一項」と、 第五十八条」と、 一条まで、 一百十三条 号中 「第六十五条」とあるのは「第二百十三条において準用する第八十 第百四十九条及び第百五十一条から第百五十三条までの規定は 条 第百六条、第百四十一条から第百四十六条まで、第百四十八条 第二十条、第二十三条、 同項第二号中「第五十三条の二第一 「第五十八条」とあるのは 第七十三条から第七十五条まで、 第五十三条の二、 同項第四号中 第九条、 「療養介護計画 第十一条、 「第七十三条第二項」とあるの 第五十八条、 第二十八条、 第十二条、 「第二百十三条において準用する とあるのは 項」 と 第六十条、 項」とあるのは 第十四条から第十七 第八十八条、 第五十九条中 第三十六条から第四 「共同 同項第五号及び第 同項: 第六十六条、 生活援助計 は 第三号中 第九十二 「療養介 「第二百 「第二百 第 第 第 画

練 業者」とあるのは 関」と、 条の協力医療機関」とあるのは 第二百十三条」と、 条第一項及び第百四十六条第一項中 六号中「次条」とあるのは 百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機 項中「指定生活介護事業所」とあるのは 事業所」と読み替えるものとする。 「第百四十三条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事 「当該指定共同生活援助事業者」と、 第百四十六条第一項第三号及び第百四十八条第 「第二百十三条」と、 「第二百十三条において準用する第 「第百五十四条」とあるのは「 指定自立訓練 第九十二条中 第百四十五 (生活訓 前前

第十五章 多機能型に関する特例

第二百十四条 削除

練 第二百十三条」と、 条第一項及び第百四十六条第一項中「第百五十四条」とあるのは 業者」とあるのは 関」と、 百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機 条の協力医療機関」とあるのは 六号中「次条」とあるのは 項中「指定生活介護事業所」とあるのは 事業所」と読み替えるものとする。 「第百四十三条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事 「当該指定共同生活援助事業者」と、 第百四十六条第一項第三号及び第百四十八条第 「第二百十三条」と、 「第二百十三条において準用する第 「指定自立訓練 第九十三条中 第百四十五 (生活訓

第十五章 多機能型に関する特例

(利用定員に関する特例)

第 業所の 機能型事業所」 が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。 所及び指定就労継続支援B型事業所 の利用定員を、 一百十四条 ビス事業所 事業所、 利用定員 人以上である場合は、 指定自立訓 多機能型による指定生活介護事業所、 指定就労移行支援事業所、 (以 下 と総称する。 五人以上とすることができる。 (指定宿泊型自立訓練に係るものを除く。 練 「多機能型指定児童デイサー (機能訓練) 多機能型指定児童デイサー は 事業所、 体的に事業を行う多機能型事 指定就労継 指定就労継 指定自立訓練 続支援B型事業者 ビス事業 続支援 指定児童デイサ ビス事業所 以下 A型事業 所 (生活 合計

(従業者の員数等に関する特例)

第

いう。) B型事 児童発達支援事業所を 責任者を除く。)のうち、 第七十八条第六項、 う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は 矢 ものとすることができる。 第六項、 る基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。 童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員 行支援事業 一百十五条 (第百九十九条において準用する場合を含む。) の規定にかかわら 事業を行う事業所を 能訓 療型児 (同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所を 当該多機能型事業所に置くべき従業者 業 練 第百七十五条第四項及び第五項並びに第百八十六条第四 童 所 以下 発達支援事 事 所 業所 指 多機能型による指定生 定就 指 「多機能型事業所」 定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援 第百五十六条第六項及び第七項、 指定自立訓 労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B いう。 いう。 業所 同令第五 人以上の者を常勤でなければならない 及び 練 並びに指定児童発達支援事業所 (生活訓 と総称する。 活介 指定放課後等デイサー 十六条に規 「護事業¹ 練) (医師及びサービス管理 事業所、 設備及び運営に関す 所 定 は でする指 指定自 第百六十六条 一体的に行 指定就労移 -ビス事業 定医 立 訓 療型 指定 練 (児 項 型 第

2 項、 らの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定に 三号及び第六項並びに第百八十六条第 八条第一項第三号及び第七項、 支援事業所及び指定放課後等デイサ 体的に行うものを除く。 第百六十六条第一 機能型事業所 (指定児童発達支援事業所 項第三号及び第七項、 以下この条において同じ。 第百五十六条第一項第二号及び第八 -ビス事 項第一 第百七十五条第一項第 業所を多機 一号及び第五項 指定医療型児 は、 能型として 第七 童 発 達

(従業者の員数等に関する特例)

わらず、 いとすることができる。 管理責任者を除く。 兀 六条第六項、 項 所 一百十五条 項 の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六 第九十七条第三項、 (第百九十九条において準用する場合を含む。 当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス 多機能型事業所は、 第百七十五条第四項及び第五項並びに第百八十六条第 のうち、 第百五十六条第六項及び第七項、 人以上は、 体的に事業を行う多機能型事業 常勤でなけ)の規定にかか ればならな 第百六十

2 三号及び第七項、 項、 を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業 八十六条第一 お 以下この条において同じ。 いて準用する場合を含む。 多機能型事業所 第百五十六条第一項第二号及び第八項、 項第二号及び第五項 第百七十五条第一項第三号及び第六項並びに第百 (多機能型指定児童デイサー は、 の規定にかかわらず、 第七十八条第一項 (これらの規定を第百九十九条に 第百六十六条第一項 F. ス事業所を除く。 第三号及び第七 体的に事業 第

サービス管理責任者のうち、 該各号に定める数とし、 ものとすることができる。 みなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、 臣 カ .掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、 |が定めるも かわらず、 のを 体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働 一の事業所であるとみなして、 この 項 人以上は、 Ó 規定により置くべきものとされる 常勤でなければならない 当該 <u>ー</u>の 事業所と 次の各号 当 大

略

第十 七 章 スに関する基準 離島その他の地域に おける基準該当障害福祉サ ピ

離

温島その

他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基

第二百十九条 立 基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自 特定基準該当生活介護」という。 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス のうち、 と等により障害福 訓練 が認めるものであって、 (機 将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知 能 訓練) 離 島その他の地域であって厚生労働大臣が定め 祉サービスを利用することが困難なものにおける 」という。 障害福祉サービスが提供されていないこ 自立訓: 自立訓練 練 (以下この章におい (生活訓練) (機能訓練) (宿泊型 に係る るも 7 \mathcal{O}

準該当障害福祉サービス」と総称する。

)の事業のうち二以上の事

って

「特定基

準

該当就労継続支援B型」

という。 サービス

(以 下

「特定基

労継続支援B型に係る基準該当障害福祉

に 自

.おいて「特定基準該当自立訓練

(生活訓

練)」という。)又は就 祉サービス(以下この

章

(以下この章にお

立訓練を除く。

)に係る基準該当障害福

0 所 きサービス管理責任者の数を、 所であるとみなして、 の利用者の数の合計の区分に応じ、 項の規定により置くべきものとされるサービ 人以上は、 常勤でなければならないとすることができる。 当 該 一の事業所とみなされた事業 次の各号に掲げる当 当該各号に掲げる数とし、 ス管理責任者のうち 該多機能型事業 所に置くべ

略

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害 祉 Ė

第二百十九条 除く。 該当 B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において 特定基準該当自 能訓練)」という。)、 害福祉サービス(以下この章にお 特定基準該当生活介護」 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス と等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける 事が認めるものであって、 のうち、 イサービス」 「障害福祉サ に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章に 将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県 という。 離島その $\frac{1}{\sqrt{1}}$ ĺ -ビス 訓 練 他の 议 という。 自立訓練 (生活訓 障害福祉サービスが提供されていな 自立訓練 下この章において「特定基準該当児童デ 地域であって厚生労働大臣 練 いて「特定基準該当自立訓練 (生活訓練) 」という。 (機能訓練) 児童デイサー (以下この章にお (宿泊型自立訓: 又は に係る基準該当障 ビスに係る基準 就労継続支援 が定めるも おいて「 `「特定 てっ 練を (機 知 \mathcal{O}

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サー

ビスに関する基

ろによる。して満たすべき基準は、次条から第二百二十三条までに定めるとこ業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事

(従業者の員数)

員数は、次のとおりとする。 当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその一、資害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当

〜三 (略)

数以上して得た数及びハに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計して得た数及びハに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計に生活支援員、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除

7 (略)

口 (略)

五~六 (略)

3·4 (略

べき基準は、次条から第二百二十三条までに定めるところによる。う。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすに行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」とい語維該当就労継続支援B型」という。)(以下「特定基準該当障害

(従業者の員数)

員数は、次のとおりとする。
当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその
時害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該 第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当

一~三 (略)

掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上して得た数、ロに掲げる利用者の数を五で除して得た数及びハに四生活支援員、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除

イ (略)

ロ 特定基準該当児童デイサービスの利用者

ハ (略)

五~六 (略)

(略)

3

(準用)

項」と、 るのは 条第三 項中 て準 のは 項並びに第 二項において準用する第八十二条第二項及び第三 八十九条 とあるの 及び第三項」と、 第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項 該当障害福祉サー 会計をその 介護事業所ごとに経理を区分するとともに、 二項並びに第一 第二百二十三条第三 において準用する第八十九条」と、 六条、第六十八条から第七十条まで、 六条から第四十一条まで、 「障害福祉サービス事業を行う者等」と、 一百二十三条 |障害福祉サービスの事業について準用する。 該 第十九条、 用する次条第 項中 「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項 障 |項及び第五項において準用する第百五十九条第二項及び第三 次条第一項から第三項まで」とあるのは 「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」 第三十六条第三項中 は 害 「次条第 (第十号を除く。 福 他 二百 「特定基準該当障害福祉サービス計画」 祉 の事業の会計と」 一百 サー 第二十条、 第九条から第十二条まで、 一十三条第四項において準用する第百七十条第二項 第二十三条第二 ビスの事業ごとに、 二十三条第四項において準用する第百七十条第二 項 項」とあるのは |項及び第五項において準用する第百五十九条第 ピ ス ۲, 計 第五十七条から第五十九条まで、)及び第九十二条の規定は、 第二十三条第一 画 「指定居宅介護事業者等」とあるの とあるのは と 療養介護計画」とあるの 一項中「第二十一条第二項」とある 第十五条中 第五十八 「第二百二十三条第 第七十五条、 その会計を」 第四十一条中「指定居宅 項、 第十四条から第十七 「その提供する特定基準 条中 指定居宅介護の この場合におい 第二十八条、 「介護給付費」とあ 「第二百二十三条第 項、 と 「療養介護計 と、 第八十一条、第 と 第二百二十三 第二十条第二 特定基準 同条第八項 は 第五十七条 項 「特定基 事業 第六十 第三十 E て、 おい 条ま 画 0 は 該

(準用)

第 るのは るのは 三項並びに第三 二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、 六条、 する次条第 害福祉サービスの事業ごとに、 その他の事業の会計と」とあるのは 業所ごとに経理を区分するとともに、 福祉サービス事業を行う者等」 びに第二百二十三条第五項において準用する第百七十条第二項」と 二十三条第四 項及び第三項」と、 三条第四項及び第六項において準用する第百五十九条第二項及び第 条第三項において準用する第百一 項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは において準用する第八十九条」と、 第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項 当障害福祉サービスの事業について準用する。 八十九条 で、 六条から第四十一条まで、 一百二十三条 第三十六条第三項中 第二百 「次条第 第十九条、 第六十八条から第七十条まで、 「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」 第 (第十号を除く。) 十三 一百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項 項」と、 項 |項及び第六項において準用する第百五十九条第二項 一百二十三条第五項において準用する第百七十条第 一条第 第二十条、 第九条から第十二条まで、 とあ 第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあ るのは 頭に 「指定居宅介護事業者等」とあるのは 「療養介護計画」とあるのは 第五十七条から第五十九条まで、 第二十三条第二 おいて準用する第百一条第二項、 及び第九十二条の規定は、 第一 と その会計を」と、 条第二項及び第三項、 一百二 第四十一条中 第十五条中 「その提供する特定基準 第七十五条、 指定居宅介護の事 一十三条第 項、 第十 この場合において、 第二十八条 应 「第二百二十三条第 と 「介護給付費」とあ 第 五 条から第十七 「指定居宅介護 項にお 第八十一条、 「特定基準該当 第二百二十三 十七七 第二十条第二 特定基準 業の会計 第二百二十 条第 第六十 第二百 -該当障 第三十 て準 障 項 害 甪 事 第 該 並

るのは 用する前条」 用する前条」 中 する第七十三条第二項」と、 5 同 は とあるのは 五 該当自立 \mathcal{O} 七十三条第二項」とあるのは は 第五項までにおいて準用する第八十八条」と、 項」と、 一十九条中 うち 項第三号中 ビス計画」 「六月」とある 第二百二十三条第 特定基準 第二百二十三条第二項及び第四項 第 訓 練 一百二十三条第一 ر کر 「前条」とあるのは 「第二百二十三条第 「療養介護計画」 と読み替えるものとする。 準該当自 「第六十五条」 (生活訓 第七十五条第 同項第二号中「第五十三条の二第一 0 は 立訓練 練 「六月 項において準用する第十九条第 に係る計画にあっては、 とあるのは 項」 とあるのは 同項第五号及び第六号中 「第二百二十三条第一 (機能訓 (特定基準該当障害福祉サー 二項第 「第二百二十三条第一項におい と、 項において準用する第五十八 第九十二 練 号中「第五十八条第一 から第六項までにおいて準 第一 「特定基準該当障害福祉サ に係る計 条中 百二 同項第四号中 三月) 項において準 十三条第二 画又は特定基 「前条」とある - 「次条」とあばにおいて準用 項」とあるの 項」と、 ・ビス 条第 て準 項 計 「第 項 第 か 淮 画

七十七条中 項 活介護」という。 限る。 单 障 第八十八条まで、 第六十条、 :害福祉サービス事業者 項を除く。)、第八十三条)について準用する。 定 療 「生活· 第七十三条、 養介護」)」とあるのは 介護に係る指定障 第九十条及び第九十一条の規定 とあるの 第七十四条、 (特定基準該当生活介護の事業を行う者 この場合において、 は (第五項を除く。 「特定基準該当生活介護」 害福祉 特定基準該当生活介護」と、 第七十七条、 サ Í ス 第七十三条第 は、 (以 下 第八十四条か 第八十二 特定基準該 と、 「指定生 条 第 第

2

2

立訓練 二百二十三条第一項において準用する第十九条第一 と、 のは 前条」 条中 月 三号中「第六十五条」とあるのは 条第二項」とあるのは 項までにおいて準用する第八十八条」と、 準用する第二十九条又は第二百二十三条第二項 計 特定基準該当自立訓 \mathcal{O} 障害福祉サー 前条」と読み替えるものとする。 第二百二十三条第二 七十三条第二項」と、 「第二百二十三条第一 ば 画 とあるの 「第二百二十三条第一 「前条」とあるのは 「特定基準 と 「療養介護計画」とあるのは (生活訓練) 第七十五条第一 同項第一 は ・ビス計 +該当障 「六月 一号中「第五十三条の二第一 一項及び第四項から第六項までにおいて準用 に係る計画にあっては、 画 練 同項第五号及び第六号中「次条」とあるの 項」と、 害福 「第二百二十三条第一項において準用する第 (特定基準該当障害福祉サー と (機能訓練) 第一 一項第一号中「第五十八条第一項」 項において準用する第五十八条第 祉サー 第五十八条中 一百二十三条第一項において準用する 第九十二条中 ビス計画」 「第二百二十三条第三項に 「特定基準該当障害福祉サービス に係る計画又は特定基準該当自 同項第四号中 三月)」と、 と 療養介護計 「前条」とあるのは 及び第四 項」とあるのは 同 項」 ・ビス計 条第八項中 と 項から第六 画 「第七十三 第 画 五十九 とある [のうち とある お 同 一項 する 項

項中 活介護」という。)」とあるのは 七十七条中 に限る。 当障害福祉サービス事業者 ら第八十八条まで、 第 第六十条、 一項を除く。)、 指定療養介護」)について準用する。 「生活介護に係る指定 第七十三条、第七十四条、 第八十三条 第九十条及び第九十一条の規定 とあるのは (特定基準該当生活介護の事業を行う者 この場合において、 (第五項を除く。)、 障害福祉サー 「特定基準該当生活介護 「特定基準該当生活介護」 第七十七条、 ピ ス 第七十三条第 は、 (以 下 第八十四条か 第八十二条 特定基準該 「指定生 と 第 第

るのは 例介護給付費」と、 八十二条中 十八条第二号中 所」とあるのは 第八十三条第六項及び第八十六条第四項中 特 定基準該当障害福祉サー 「指定生活介護」とあるの 「介護給付費又は特例介護給付費」 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 第九十条第 項 ビス事業所」と読み替えるもの 中 は 「指定生活介護事業所」とあ 「特定基準該当生活介護 「指定生活介護事業 とあるのは Ł, 第八 特

削除

項中 とする 給付費」とあるのは るのは 当自立訓練 二項の規定は、 項を除く。)、第百六十条 E 第六十条、 この場合におい ス事業所 「指定生活介護事業所」 第九十条、 特定基準該当自立訓練 (機能 第七十三条、 と、 特定基準該当障害福祉サービス事業者 訓練) 第九十一 第八十八条第一 て、 「特例訓練等給付費」と、 第七十三条第一 の事業を行う者に限る。) について準用す 条、 第七十四条、 (第三項を除く。) 及び第百六十一条第 とあるのは 第百五十五条、 (機能訓 一号中 第八十六条から第八十八条 項中「指定療養介護」とあ 練)」と、 「特定基準該当障害福祉サ 「介護給付費又は 第百五十九条 第九十条第二項中「 第八十六条第四 (特定基準該 特例 (第 介護 4 3 まで、 項中 とする。 るのは る。 のは

3

例介護給付費」と、 所」とあるのは 八十二条中「指定生活介護」とあるのは 十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは 第八十三条第六項及び第八十六条第四 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるもの 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、 第九十条第二項中 「指定生活介護事業所」とあ 「特定基準該当生活 頃中 「指定生活介護事業 介護 第八

給付費」とあるのは るのは「特定基準該当自立訓練 当自立訓練 項を除く。)、第百六十条(第三項を除く。)及び第百六十一条第 福祉サービス この場合にお 当児童 定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。 第百六条第一 介護給付費」 六条の規定は 一項の規定は、 ビス事業所」 第六十条、 第二十九条、 この場合におい 「指定生活介護事業所」とあるのは 第九十一条、 特定基準該当児童デイサー デイサービス ビス」 一項中 (機能訓練) と 第七十三条、 (以 下 と 特定基準該当障害福祉サービス事業者 とあるのは て、 第九十六条、 特定基準該当障害福祉サー 第九十六条中 「指定児童デイサービス事業所」とあるのは て、 第百六条、 第八十八条第二号中 第 の事業を行う 「特例訓練等給付費」 「指定児童デイサービス」という。 一十九条中 第七十三条第一 の事業を行う者に限る。) について準用す 第七十四条、 第百 特定基準該当児童デイサー 第百五十五条、 「児童デイサービスに係る指定障害 (機能訓 ・ビス」 者に限る。 「介護給付費」 条 (第 項中「指定療養介護」とあ 第八十六条から第八十八条 ٤, 練)」と、 「介護給付費又は: 「特定基準該当障害福 ・ビス事業者 項 第百一条中 第百五十九条(第 第百六条第二項中 につ を除く。 とあるの 第八十六条第四 V て準用 (特定基準該 (特定基準該 -ビス」 」とある 及び第百 特例 指定児童 は する。 「特例 祉サ 介護

事業所」 立訓練 という。 指定生活介 基準該当自立訓 に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自 六第 第百五十九条中 ビス事業所」と読み替えるものとする 一 号)」とあるのは 機 と 能訓練 護 に規定する自立訓練 事業 第百五十五条中 練 所 「指定自立訓練 (機能訓練 事業所」 とあるの 「特定基準該当自立 とあるのは _ と、 自 は 立訓 (機能訓 (機能訓 「特定基準 第百六十条第四項中 練 「特定基準該当障害福祉サ (練) 練 機 1立訓練 訓 能 ·該当障害福祉 をいう。 練 訓 とあるの 練 (機能訓練) (機能訓練) 以下同じ。 規 サー は 則第六条 「指定自 _ と 特定 Ė ス

4

5

特例介 十条中 サー まで、 定障害福祉 害福祉サー 項を除く。)の規定は、 六条第四項中 護」とあるのは て準用する。 定基準該当自立訓練 百六十一条第二項、第百六十五条及び第百七十条(第一項及び 」とあ 項 第六十条、 に規定する自立訓練 事業所 中 第百六十五条中 ピ 護給付款 ス事 第九十条、 「指定自 るの 指 サー 定生活介護事業所」 ビス事業所 とある この場合におい が 費」 第七十三条、 は 「指定生活介護事業所」とあるのは ービス 立 「特定基準該当自立訓 「特定基準 と 第九十一 とあるの 訓 のは 練 (以 下 「自立訓練 (生活訓練) 第百六十条第四項 (生活訓練)」とあるのは と 特定基準該当障害福祉サービス事業者 (生活訓練) 「特定基準該当障害福祉サービス事業所 一該当 条、 第七十四条、 は 「指定自 第八十八条第二号中 て、 「特例訓 とあるのは 第百六十条(第三 自 (生活訓 第七十三条第一 の事業を行う者に限る。) につい 立訓 訓 をいう。 練 練 練等給付費」 第八十六条から第八十八 練 单 (生活訓練)」と、 (生活 (生活訓練)」 「指定自立訓練 「特定基準該当障害福 以下同じ。 (規則第六条の六第二 訓 一項を除く。 項中「指定療養介 練 「特定基準該当自 「介護給付費又は 「特定基準 と 第九)に係る指 という。 (機能訓 +該当障 第八十 第百七 + 条第 第四 (特 祉 第 条

> 同じ。 害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする は 練 訓 則第六条の六第一号 サービス事業所」 指定児童デイサー 「指定自立訓練 練) 「特定基準該当自立訓 」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練 第百五十九条中 (機能訓)」とあるのは と ビス事業所」 に規定する自立訓練 第百五十五条中 練 練 「指定自立訓練 (機能訓練) 事業所」とあるのは とあるの 「特定基準該当自 「自立訓 ے کر は (機 (機能訓 「特定基準 能訓 第百六十条第四項中 練 「特定基準該当障 練 (機 立訓練 練 該当障害 能 を 」とあるの 訓 いう。 (機能訓 (機能 福祉

という。 事業所」 の六第一 障害福: まで、 二項中 に係る指定障害福祉サ 特例介護給付費」とあるの 害福祉サービス事業所」 護」とあるのは「特定基準該当自立訓練 て準用する。 定基準該当自立訓練 項を除く。)の規定は、 六条第四項中 百六十一条第二項、 (機能訓練) 第百七十条中 第六十条、 祉サー 第九十一条、 号 ح 指定児童デイサービス事業所」 に規定する自立訓練 この場合において、 事業所」 第七十三条、 第百六十五条中 ビス事業所」と、 「指定生活介護事業所」とあるのは しあるの 「指定自立訓練 第百六十五条及び第百七十条(第一項及び第四 第百六条、 (生活訓練) とあるのは ービス は と、 特定基準該当障害福祉サービス事業者 「特定基準該当 は 第七十四条、 第八十八条第二号中 (以 下 「自立訓練 第百六十条第四項中 「特例訓練等給付費」 第百六十条(第三項を除く。 (生活訓練) 第七十三条第一項中「指定療養 (生活訓練) の事業を行う者に限る。 「特定基準該当障害福祉サービス 「指定自 自立 とあるの 第八十六条から第八十八条 (生活訓練)」と、 (生活訓: 」とあるのは 訓 立訓練 をいう。 練 は 生 「介護給付費又は 「特定基準該当障 「指定自立訓 (生活訓 「特定基準 活訓 以下同じ。 (規則第六条 第) につい 練 百 「特定基 第八十 練 六 該当 条第 لح 第

5 第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十四一立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

6

るのは 規定する就労継続支援B型 」とあるのは 給付費」と、 業を行う者に限る。 該当障害福祉サービス事業者 るものとする 福祉サービス計 定自立訓練 二号中 に係る指定障害福 十三条第一項中 B型」と、 続支援B型」と、 十三条第一項中 百九十五条まで、 を除く。)、第百六十条 特定基準 第八十八条まで、 第六十条、)」とある 「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 「就労継 第百六十条第四項中 該当障害福祉サービス事業所」と、 (機能訓練) 第九十条第 第七十三条、 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 0 画 「指定療養介護」とあるのは 「第百九十七条」とあるのは 第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」 続支援 第百九十八条及び第二百一条の規定は、 は 祉 と)について準用する。 第九十条、 サービス 「 特· 」とあるのは 第百九十八条中「規則第六条の十第二号 定基準該当就労継続支援B型」と読み替え A型計画」 (第三項を除く。 項中 第七十四条、 (以下「就労継続支援B型」という。) (以 下 (特定基準該当就労継続支援B型の事 第九十一条、 「指定自立訓練 「指定生活介護事業所」 とあるのは 「指定就労継続支援B型」とい 「特定基準該当就労継続支援 第八十四条、 この場合において、 第百五十九条 「特定基準該当就労継 「第二百二十三条第 第百五十九条中 第百九十三条から第 「特定基準該当障害 と (機能訓練) 第八十八 第八十六 「特例訓 と とあるの 特定基 (第 事業所 第百 とあ 練等 条第 第七 条か 「指 九 は 準 項 に

附則

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の

三条第 二号中 型 るのは 条中 6 読み替えるものとする。 いう。)に係る指定障害福祉サービス 第 該当障害福祉サービス計 継続支援B型」 あるのは 給付費」と、 続支援B型」と、 業を行う者に限る。 該当障害福祉サービス事業者 を除く。)、第百六十条(第三項を除く。)、 準該当自立訓 十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継 百九十五条まで、 事業所」とあるのは 第百九十三条第一 第八十八条まで、 第六十条、 という。 一号 に規定する就労継続支援B型 「指定自立訓練 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、 一項」と、 「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、) 」とあるの 第七十三条、 第百六条第一 練 と (生活訓 第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」 第百九十八条及び第二百一条の規定は、 「就労継 項中)について準用する。 第九十一条、 第百六十条第四項中 (機能訓 「特定基準該当障害福祉サービス事業所 画 練)」と読み替えるものとする 「第百九十七条」 一項中 続支援 第七十四条、 は と 練) (特定基準該当就労継続支援B型の 「特定基準該当就労継続支援B型」 」とあるのは 「指定児童デイサービス事業所」 第百九十八条中 第百六条、 A型計画」 (以 下 (以 下 第八十四条、 「指定自立訓 この場合において、 とあるのは とあるの 第百五十九条 「就労継続支援B型」と 「指定就労継続支援B 第百九十三条 「特定基準該当就労 「規則第六条の十 は 第八十八条第 第八十六条 練 「第二百二十 「特例訓 第百五十九 「特定基準 (機能 特定基準 (第 小から第 とあ 第七 訓 لح 事 等 項か 練 準

附則

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の

員数に関する特例)

第十三条 事業所」という。 生活介護の事業を行う場合に限り、 ができる。 支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないこと 該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、 生活援助の事業を行っている事業所のうち、 間 当該事業所 指定共同生活援助事業者は、 には、 以下 「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護 第百三十八条第一項第二号に掲げる生活 平成二十七年三 施行日にお 次の各号のいずれにも いて現に指定共同 月三十 指定共同 一日まで

- 一 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が
- 一 生活支援員を置くことが困難であること

同日以降も引き続き入居していること

削〉(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特

条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。う。)については、平成二十七年三月三十一日までの間、第二百八以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」とい定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所(第十五条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指

る場合の特例) (指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用す

村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支第十八条の二 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業

員数に関する特例)

第十三条 の間、 ができる。 支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないこと 事業所」という。 生活介護の事業を行う場合に限り、 該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、 生活援助の事業を行っている事業所のうち、 当該事業所 指定共同生活援助事業者は、 (以下 には、 「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護 第百三十八条第一項第二号に掲げる生活 平成二十四 施行日に 次の各号の 年三月三十 おいて現に指 指 ずれにも 一日まで 定共同 定 共同

- 、同日以降も引き続き入居していることを行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が
- 一生活支援員を置くことが困難であること

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特

例

第十五条 う。 条第 以下 定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所 「経過的居宅介護利用型一 一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。 については、 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業 平成二十四年三月三 体型指定共同生活援助事業所」とい 一 一 日までの間 介所にお 第二百八 いて指

る場合の特例) (指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用す

村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支第十八条の二 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業

問介護の 定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪 定する区分六に該当するものが、 日 規定する区 までの 利用 間 分四 当該利用者については、 を希望する場合については、 同 条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規 共同生活 適用しない。 平成二十七年三月三十 住居内において、 当該 指

2 共 も該当する場合については、 お 定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するもの のうち、 「該利用者については、 0 同 等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、 いて同じ。 第百四十七条第三 者による居宅介護 生活住居内に 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の)の利用を希望し、 において、 一項の規定は、 (身体介護に係るものに限る。 適用し 当該指定共同生活介護事業所の 平成二十七年三月三十一 ない。 次の各号に掲げる要件のいず 指定共同生活介護事業所の 同条第五号に規 日までの 以下この 従業者以 利 れに 項に 間 が 用 基 者

いること 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられて

と認めること - 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要

3 「の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。 第 規定中 前 一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあっては 一項の場合におい 「利用者の数」 て、 とあるのは 第百三十八条第一 「利用者の数 項 第 号口 (附則第十八 からニまで 当該利用 条の

に関する特例) 、施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備

第十 害者生活訓 九 条 施 行日に 練 施設、 お 指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福 1 .て現に存する身体障害者福 祉 ホ ム 精神 祉 障

日までの間、当該利用者については、適用しない。日までの間、当該利用者については、平成二十四年三月三十一門介護の利用を希望する場合については、平成二十四年三月三十一定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規規定する区分五又は同条第六号に規

2

のうち、 当該利用者については、 も該当する場合については、 お 外の者による居宅介護 共同生活住居内におい 定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するも 準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、 いて同じ。 第百四十七条第三項の規定は、 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判)の利用を希望し、 て、 (身体介護に係るものに限る。 適用しない。 当該指定共同生活介護事業所の従業者以 平成二十四 指定共同生活介護事業所 次の各号に掲げる要件の [年三月三十一日 同条第 以 下この 「までの 五号に規 \mathcal{O} ず 利用 のが 定の れに 項に 基

いること 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられて

3 者 の規定中 |第一項又は第| の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。 前 一項の場合におい 「利用者の数」とあるのは 一項の規定の適用を受ける者にあっては て、 第百三十 八条第 「利用者の 項 数 第 (附則第十八条の 号 口 カゝ 当該利用 5 まで

に関する特例) (施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備

害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障

のは ては、 な設備が完成しているものを含み、 精神障害者福祉ホーム(令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣 が定めるものを除く。 十条において準用 行われる指定共同生活介護の事業等について、 ーム又は 又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。 「二人以上三十人以下」とし、 当分の間、 旧 精神障害者 第百四十条第六項中「二人以上十人以下」とある する場合を含む。)を除き、 福祉 ホ ーム 当分の間、)の規定を適用する場合におい この省令の 同条第七項第二号の規定は、 (これらの施設 適用しない。 第百四十条 施 を除く。)において肔行の後に増築され のうち、 (第二百 基本的 旧

除く。 ては、 な設備が完成しているものを含み、 ホーム(令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるもの 三十人以下」とし、同条第七項第二号の規定は、 十条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合にお 行われる指定共同生活介護の事業等について、 第百四十条第六項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上 又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。 ーム又は旧精神障害者福祉 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の を除き、 当分の間 適用しない。 ホ ーム . この (これらの 省令の: 第百四十条 施 施設のうち、 旧精神障害者福祉 日の 行の後に増築され 前日までの間)において (第二百 基本的 11

(傍線部分は改正部分)

定による基準 九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規 第七条 、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十

める規定による基準以外のものって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当た四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

一~四 (略)

六 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。五 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。

七~十一

(略

十二 指定障害福祉サービス等費用基準額 きは、 祉 等につき法第二十九条第三項第 定する特定費用をいう。 める基準により算定した費用の額 サービス等に要した費用 当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額) 以下同じ。)を除く。)の額を超えると (特定費用(法第二十九条第一項に規 号に規定する厚生労働大臣 (その額が現に当該指定障害福 指定障害福祉サー いが定 E ス

十三(略)

給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に十四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害

定による基準九条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規策名条、第二十八条、第四十六条第七項、第二十七条第四項、第二十

める規定による基準以外のものって参酌すべき基準。この省令に定める基準のうち、前三号に定に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当た法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号

兀

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

一~四 (略)

六 受給者証 法第二十二条第五項に規定する受給者証をいう。五 支給量 法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。

七~十一 (略)

当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。特定費用をいう。以下同じ。)を除く。)の額を超えるときは、ビス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基于二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス

十三 (略)

訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度に等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス十四 法定代理受領 法第二十九条第五項の規定により支給決定障

れることをいう。当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払わ

十五・十六(略)

(従業者の員数)

のとおりとする。 第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次

生活介護を行う場合

- (1) (略)
- 総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、イ及び1 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(2 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以

(口に掲げる数を合計した数以上とする。

- __六で除した数 が定める者を除く。ji及びjiiにおいて同じ。)の数を1、1、平均障害程度区分が四未満、利用者(厚生労働大臣)
- (i 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五一)

等に支払われることをいう。おいて、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設

十五・十六 (略)

(従業者の員数)

のとおりとする。 第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次

生活介護を行う場合

とおりとする。
イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、

次の

- (1) (略)
- ハまでに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、イから「一」看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(2)看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以

同じ。)に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数とする同じ。)に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数とするところにより算定した障害程度区分(厚生労働大臣が定めるハまでに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、イから

数以上(一平均障害程度区分が四未満)利用者の数を六で除した

で除した数

- (iii) た数 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除し
- (口) 除した数 ((iの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十))
- 看護職員の数は、 生活介護の単位ごとに、一以上とする
- 行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うため 生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を に必要な数とする。 理学療法士又は作業療法士の数は、 利用者に対して日常
- (匹) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とす
- る。
- ロ〜ホ (略)

(3)

(略)

- (略)
- Ŧ. 支援B型をいう。以下同じ。 就労継続支援B型 (規則第六条の十第二号に規定する就労継続)を行う場合
- 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数
- は (1)職業指導員及び生活支援員 次のとおりとする。
- 利用者の数を十で除した数以上とする。 職業指導員及び生活支援員の総数は、

常勤換算方法で、

- 職業指導員の数は、 以上とする。
- 生活支援員の数は、 一以上とする。

- 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で
- (ハ 平均障害程度) | 除した数以上 数以上 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した
- 看護職員の数は、 生活介護の単位ごとに、一以上とする
- 生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を に必要な数とする。 行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うため 理学療法士又は作業療法士の数は、 利用者に対して日常
- る。 生活支援員の数は、 生活介護の単位ごとに、一以上とす
- 口~ホ (3) (略)

(略)

(略)

- こない、それぞれ一丈は口に定める数② サービス管理責任者 (一又は口に掲げる利用者の数の区分
- ─ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上 えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 (1) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超
- ればならない。れて②のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなけれ
- 六 施設入所支援を行う場合
- 次のとおりとする。
 イ 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、
- あっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。 労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位に 就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生 就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生 の大にし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 大に、一又は口に掲げる数と
- □ 利用者の数が六十以下 一以上
- えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上口 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超
- 者が兼ねるものとする。 昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任② サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において
- 供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものローイの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提

五 施設入所支援を行う場合

次のとおりとする。 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、

- (1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、☆又は口に掲げる数の区分に応じ、それぞれ☆又は口に掲げる数の区分に応じ、それぞれ☆又は口に掲げる数以上とする。
- □ 利用者の数が六十以下 一以上
- 超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数(1)利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を

以上

- 任者が兼ねるものとする。 昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責② サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において
- 供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものイの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提

口

2

をいう。

3 障 当 単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは 提供に当たる者でなければならない。 |該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練 がない場合はこの限りでない。 自立訓練 第一項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、 (生活訓練) 就労移行支援若しくは就労継続支援B型 ただし、 利用者の支援に支 (機能訓練) 生活介護の

従 業者 0 員 数に 関 する特例)

第四条の二 福祉法 所施設 平成二十四年厚生労働省令第十六号。 すことをもって を受け、 指定障害児入所施設等を 係る指定障害児入所施設等 るものとみなすことができる。 施設におい する指定入所支援をいう。 する福祉型障害児入所施設をいう。 「基準」 、指定障害児入所施設等の 昭 かつ、 7 和二十二年法律第百六十四号) 指定障害者支援施設等が とい 体的に提供している場合につ 施設障害福祉サービスと指定入所支援 前 う。 条第 いう。 第四条に規定する人員に関する基準を満た 項 第 第六条の二において同じ。 (同法第) 人員 第六条の二において同じ。 号及び第六号の基準を満たしてい 第六条の二において同じ。 第六条の二において 十四条の二 設備及び 福 祉 第四十二条第 型 障 運営に ては、 害児 第 入所 関する基準 児 項に規定する (同項に規定 とを同 施 童福祉法に 号に規 指定入 設 0) 児 指 童

、複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数、

第五条 間実施サー 複数の ビスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、 昼間 実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、 第四 昼

> 略 をいう。

3 2

単

自立訓練 りでない。 ければならない。 当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練 位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは 第一項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、 (生活訓: ただし、 練 若しくは就労移行支援の提供に当たる者でな 利用者の支援に支障がない場合はこの限 (機能訓練)、 生活介護 \mathcal{O}

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第 五条 間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、 複数の 昼間実施サ ĺ ビスを行う指定障 害者支援施設等は、 前 条 昼

一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に係る部分を除く。)及び二並びに第五号口の規定にかかわらず、当条第一項第一号二、第二号二及びホ、第三号二、第四号ハ (ロ(1)に

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上一 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六

(設備に関する特例)

第六条の二 につい と指定入所支援とを同 指定障害児入所施設等の指定を受け、 とができる。 を満たすことをもって ては 指定障害者支援 指 定入所 施設基準第五条に規 前条の基準を満たしているものとみなすこ の施設におい 施 記等が、 て かつ、 福 祉 体的に提供してい 型 定する設備 施設障害福祉サー 障 !害児入 に関する基準 所 施 設に 、る場合 ・ビス 係る

(連絡調整に対する協力)

第十条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用につ

常勤でなければならないとすることができる。者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業に係る部分を除く。)及びニの規定にかかわらず、当該指定障害者第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ並びに第四号ハ(ロ⑴

2

者の数を、 なければならないとすることができる。 べきものとされるサービス管理責任者のうち、 合計の区分に応じ、 昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数 に第四号イ(3)、 項第一号イ(3)及びホ、 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、 次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する ロ2)及びホの規定にかかわらず、サービス管理責任 当該各号に掲げる数とし、 第二号イ②及びへ、第三号イ②及びホ並びスを行う指定障害者支援施設等は、前条第 この規定により置く 一人以上は、 常勤で \mathcal{O}

利用者の数の合計が六十以下 一以上

十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六

(連絡調整に対する協力)

第十条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用につ

行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。いて市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 業者 らない。 指定障害福祉サービスの事業等の人員、 型を提供することが困難であると認めた場合は、 六十六条第一項に規定する指定自立訓練 する指定生活介護事業者をいう。 係る通常の事業の実施地域 をいう。 る指定就労移行支援事業者をいう。 害者支援施設等、 を勘案し、 事業者をいう。 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号) 諒練)、 |該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。 (同 自立 (同令第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練 令第 指定就労移行支援事業者 自 訓 指定障害者支援施設等は、 立訓練 等 利用申込者に対し自ら適切な生活介護、 練 の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければな 百 (生活訓 条第 指定生活介護事業者 (生活訓練) 指定自立訓練 練 項に規定する指定就労継 (当該指定障害者支援施設等が通常時に 就労移行支援又は就労継続支援B (同令第百七十五条第一 就労移行支援又は就労継続支援B 生活介護、 (生活訓練) 指定自立訓練 (障害者自立支援法に基づく 設備及び運営に関する基準 指定就労継続支援B (生活訓練) 第七十八条第一項に規定 自立訓練 事業者 適当な他の指定障 続支援B型 以下同じ。 自立訓練 (機能訓練) 事業者をいう 項に規定す (同令第百 (機 機 主事業者 型事業 %能訓練 能訓 (機能)等 型に 事 練

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第十九条

略

り協力しなければならない。いて市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限いて市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 場合は、 施地域 活訓練) 等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 第百七十五条第 定自立訓練 設備及び運営に関する基準 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 生活訓練) 者に対し自ら適切な生活介護、 る指定自立訓練 (生活訓練) 第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、 -ビスを提供する地域をいう。 自立訓練 (当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福 事業者 適当な他の指定障害者支援施設等、 指定障害者支援施設等は、 又は就労移行支援を提供することが困難であると認めた (機能訓 事業者をいう。 (生活訓 項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。 (機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練 (同令第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練 練) 練 事業者(同令第百五十六条第一項に規定す 又は就労移行支援に係る通常の事業 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号 又は指定就労移行支援事業者 自立訓練 以下同じ。 生活介護、 (機能訓練))等を勘案し、 指定生活介護事業者 自立 訓 練 自立訓練 (機能 利用申込 祉 \mathcal{O} 訓 全生 指 サ 実

2 (略

第十九条 (略) (利用者負担額等の受領

2 (略

の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができ障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次3 指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設

一 自 立 訓

練

(機能訓練)、

自立訓練

(生活訓練)

就労移行支援

イ 食事の提供に要する費用用

又は就労継続支援B型を行う場合

次のイからハまでに掲げる費

口日用品費

させることが適当と認められるもの常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担て提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型においハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練(機能訓練)、自立

三

条第二項において準用する法第一 施設等に支払われた場合は、 該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援 施設入所支援を行う場合 条第 規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合 食事の提供に要する費用及び光熱水費 を限度とする。 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十 項第 一号に規定する食費等の基準費用額 次のイからホまでに掲げる費用 同号 |十九条第五項の規定により当 に規定する食費等の負担限度 (法第三十四条第一 (法第三十四 項

口~ホ (略)

4 6

略

2 (略)

3

る。の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができの各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができ障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設

(略)

援を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支

イ 食事の提供に要する費用

口 日用品費

り当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者 十四条第一 は、 施設入所支援を行う場合 限度額) 支援施設等に支払われた場合は、 \mathcal{O} 規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合 条の三第 食事の提供に要する費用及び光熱水費 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十 を限度とする。 「項において準用する法第」 項第一号に規定する食費等の基準費用額 次のイからホまでに掲げる費用 同号 一十九条第六項の規定によ に規定する食費等の負担 (法第三十四条第 (法第三 一項

4~6 (略)

ロ~ホ

略

- 276 -

(施設障 害 福 祉 サ ピ ス 計 画 0 作成等

第二十三条 略

2 っては、 者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適 及び課題等の把握 切な支援内容の検 境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活 サービス管理責任者は、 適切な方法により、 討をしなければならない。 (以 下 「アセスメント」という。 施設障害福祉サービス計画の 利用者について、 その置かれている環)を行い、 作成に当た 利用

3 7 略

8 計画の変更を行うも とともに、 的なアセスメントを含む。 る場合にあっては、 設障害福祉サービス計画の実施状況の把握 訓練 ・ビス計画 サー ・ビス管理責任者は、 (生活訓練) の見直しを行い、 少なくとも六月に 少なくとも三月に一回以上) のとする。 就労移行支援又 以下 施設障害福祉サー 必要に応じて、 回以上 「モニタリング」という。 は就労継続支援B型を提供す 自立 (利用者についての継続 一訓練 施設障害福祉サー ビス計画の作成後、 (機能訓練)、 施設障害福祉サ を行う ・ビス 自 施

9 10 (略

和談等

第二十五条

略

2 規定する就労継続支援A型をいう。 B型の利用を希望する場合には、 以外において生活介護、 指定障害者支援施設等は、 就労移行支援、 就労継続支援A型 自立訓練 利用者が、 他の指定障害福祉サービス事業者 (機能訓 以下同じ。 当該指定障害者支援施設等 (規則第六条の十第一号に 練) 又は就労継続支援 自立訓練 (生活訓

> (施設障害福祉サ ピ ス計 画 0 作 成等

第 一十三条 (略

2

っては、 支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用)を行い、 サービス管理責任者は、 適切な方法により、 利用者が自立した日常生活を営むことができるように 施設障害福祉サー 利用者について ビス計 その 有 画 する能・ 0 作 :成に当 九八、 そ

3 7 (略)

8 のとする。 を行い、必要に応じて、 少なくとも三月に一回以上)、 立訓練 とともに、 的なアセスメントを含む。 設障害福祉サービス計画の実施状況の把握 サービス管理責任者は、 (生活訓練) 少なくとも六月に一 又は就労移行支援を提供する場合にあっては、 施設障害福祉サー 以下「モニタリング」という。 施設障害福祉サー 回以上 施設障害福祉サービス計画の見直 (自立訓練 ビス計画 (利用者についての継続 -ビス計 (機能訓 0 画 1の作成 変更を行うも 練) を行う 後 自

9 10 (略)

(相談等)

第二十五条 略

2 B 型 規定する就労継続支援A型をいう。 練) 以外において生活介護、 指定障害者支援施設等は、 (規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。 就労移行支援、 就労継続支援A型 自立訓練 利用者が、 (機能訓練) 以下同じ。 当該指定障害者支援施設等 (規則第六条の十第 又は 自立訓練 就労継続支援 (生活訓 一号に

施

等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない

(訓練)

第二十七条 (略

2 活訓練) らない。 るよう、 利用者に対し、 指定障害者支援施設等は、 利用者 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては \mathcal{O} 自立した日常生活又は社会生活を営むことができ 心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければな 自立訓 練 (機能訓練) 自立訓練 生

3 · 4 (略)

(生産活動)

- ように配慮しなければならない。 | 文援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に | 支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に | 2 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続
- 支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又4 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続

ス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。以下同じ。)の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービ

(訓練)

第二十七条 (略)

2

活訓練) 練を行わなければならない。 活を営むことができるよう、 の有する能力を活用することにより、 指定障害者支援施設等は、 又は就労移行支援の提供に当たっては、 利用者の心身の特性に応じた必要な訓 自立訓練 自立した日常生活又は社会生 (機能訓練)、 利用者に対 自立訓 Ļ 練 生 そ

3 · 4 (略)

(生産活動)

ない。

及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければなら及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならおける生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品第二十八条 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援に

- ばならない。
 間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなけれ間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなけれ産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時2 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生
- 産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等4 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生

置を講じなければならない。 は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措

(工賃の支払等)

- 千円を下回るものとしてはならない。工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、三、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの提供に当たっては
- め、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。 、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するた 、指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては
- 通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に 、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては

(実習の実施)

、実習の受入先を確保しなければならない。は、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう第三十条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たって

、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては

らない。 生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければな

(工賃の支払)

なければならない。 事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わ労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係るおいて行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就第二十九条 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援に

(実習の実施)

、実習の受入先を確保しなければならない。は、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう第三十条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たって

実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 十四条 ては、 性を踏まえて行うよう努めなければならない。 雇用の促進等に関する法律 指定障害者支援施設等は、 特別支援学校等の関係機関と連携して、 公共職業安定所、 に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。 障害者就業・生活支援センター 前 (昭和三十五年法律第百二十三号) 第三 |項の実習の受入先の確保に当たっ 利用者の意向及び適 (障害者の 以下同じ

(求職活動の支援等の実施)

動を支援しなければならない。
ては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活第三十一条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっ

支援に努めなければならない。
、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の担実を表す。

に応じた求人の開拓に努めなければならない。 一、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センタ3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の

(職場への定着のための支援の実施)

以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月ては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支第三十二条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっ

、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援セ2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては

2 四条 用 を踏まえて行うよう努めなければならない。 は、 の促進等に関する法律 指定障害者支援施設等は、 特別支援学校等の関係機関と連携して、 公共職業安定所、 に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。 障害者就業・生活支援センター (昭和三十五年法律第百二十三号) 前項の実習の受入先の 利用者の意向及び適性 確保に当たっ (障害者の雇 以下同じ。 第三十

(求職活動の支援等の実施)

動を支援しなければならない。 ては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活第三十一条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっ

努めなければならない。 関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の土 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公

(職場への定着のための支援の実施)

以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月ては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支第三十二条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっ

、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。ンター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上

(就職状況の報告)

(利益供与等の禁止)

品その他の財産上の利益を収受してはならない。 従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその2 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支

2

附則

第十七 法律の よる改正 障害児施設等 見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するため 者制度改革推進 条の二 整 備に関う 前 \mathcal{O} 平成一 児 (以 下 童 する法律 本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を 福 i祉法第1 一十四年四月 「旧指定知的障害児施設等」という。)であっ (平成 干 应 十 | 条 の 日において現に存してい 年法律第七十 第 項に規 定する指定知的 号) た障が 第五条に の関係

就職状況の報告)

する状況を、都道府県に報告しなければならない。
ては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関第三十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっ

(利益供与等の禁止)

対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することのは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者第五十一条 指定障害者支援施設等は、相談支援事業を行う者若しく

してはならない。
族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家指定障害者支援施設等は、相談支援事業を行う者若しくは他の障

等建 項第一 方メートル」とあるのは、 物の構造を変更した部分については 指定障害者支援施設等となった後に増築され、 同 一号の 日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第二 規定の適用については、 「四・九五平方メートル」とする。 当分の間 この限りでない。 同号ハ 又は改築される 中 九 • ただ 九平

第十八条の二 される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 障害児施設等であって、 については、 ただし、 指定障害者支援施設等となった後に増築され、 平成二 当分の間、 一十四年四月 同日以後指定障害者支援施設等となるもの 第六条第二項第二 日に おいて現に存していた旧 一号トの規定は適用しない 又は改築 知的

等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
し、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される
いては、当分の間、第六条第二項第八号の規定は適用しない。ただ
児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものにつ

新

旧

対照

(第二十六条関係)

傍線部分は改正部分)

(定義)

改

正

案

れ当該各号に定めるところによる。 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

·二 (略)

い う。 と(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。 いう。 び保育所等訪問支援 療型児童発達支援 る就労継続支援B型をいう。 六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。 じ。)の事業、就労移行支援の事業、 六条の六第二号に規定する自立訓練 則」という。) 第六条の六第一号に規定する自立訓練 立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。 に規定する放課後等デイサービスをいう。 第二項に規定する児童発達支援をいう。)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練 の事業及び就労継続支援B型 多機能型 (児童福祉法 以下 以下同じ。 同じ。 生活介護の事業、 (昭 (同条第三項に規定する医療型児童発達支援を 0 (同条第五項に規定する保育所等訪問支援を 事業、 事業のうち二以上の事業を一体的に行うこ 和 十 以下同じ。 放課後等デイサービス 一年法律第百六十四号) 自立訓練 (規則第六条の十第二号に規定す (生活訓練)をいう。 就労継続支援A型 以下同じ。) (機能訓練) の事業並びに児童発達 以下同じ。 (生活訓練) (同条第四 の事業、 第六条の (機能訓練 (障害者自 以下「規 0 (規則第 (規則第 事業及 以下同 項 医

(定義)

現

行

れ当該各号に定めるところによる。 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

·二 (略)

三 多機能型 訓練 第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。 援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型 就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支 生活訓練)をいう。 働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第一号に規 練 定する自立訓練 (機能訓練) の事業のうち二以上の事業を一体的に行うことをいう。 (生活訓練) 生活介護の事業、 (障害者自立支援法施行規則 (機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、 (規則第六条の六第二号に規定する自立訓練 以下同じ。)の事業、 児童デイサー 就労移行支援の事業 ビスの事業、 (平成十八年厚生労 自立訓 (規則 自立

、規模に関する特例

八十九条 掲げる多機能型事業所の区分に応じ、 以上である場合は、 むものとし、 体的に行う場合にあっては、 発達支援 厚生労働省令第十五号。 定員(多機能型による指定児童発達支援 機能型就労継続支援B型事業所」という。) 援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所 という。 能型自立訓練 護事業所」という。)、 所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう 発達支援をいう。 条に規定する指定児童発達支援をいう。) 通所支援の事業の人員 所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用 ことができる。)の事業(以下 、就労移行支援事業所 事業所(以下「多機能型自立訓練)、就労継続支援A型事業所 (指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童 多機能型による生活介護事業所 宿泊型自立訓練の (機能訓練) 「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一 当該多機能型事業所の利用定員を、 0 事業又は指定放課後等デイサー 自立訓練 以下 設備及び運営に関する基準 事業所」 (以下「多機能型就労移行支援事業所 当該事業を行う事業所の利用定員を含 「指定通所支援基準」 利用定員を除く。)の合計が二十人 という。)、 (機能訓 当該各号に掲げる人数とする (生活訓練)事業所」という (以下「多機能型就労継続支 (児童福祉法に基づく指定 の事業、 練) (以下「多機能型生活介 (以下「多機能型事業 事業所(以下 自立訓練 指定医療型児童 という。 (平成 ・ビス 次の各号に (以下 (生活訓 (指定通 十四年 「多機 第四

略

2 前項の規定にかかわらず、 主として重度の知的障害及び重度の上

第九章 多機能型に関する特例

、規模に関する特例

各号に掲げる人数とすることができる。 利用定員を、 第八十九条 る基準 定員 除く。)の合計が二十人以上である場合は、 う事業所の利用定員を含むものとし、 機能型就労継続支援B型事業所」という。) 援 という。 能型自立訓練 護事業所」という。)、 ス事業」という。 ービスをいう。 祉サービス基準」という。 所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用 |A型事業所」という。) 及び就労継続支援B型事業所 づく指定障害福祉サー 、就労移行支援事業所 事業所(以下「多機能型自立訓練 (多機能型による指定児童デイサービス (平成十八年厚生労働省令第百七十 、就労継続支援A型事業所 多機能型による生活介護事業所 次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ (機能訓 の事業 を一体的に行う場合にあっては、 練) 自立訓練 ビスの事業等の (次条において「多機能型児童デイサービ 事業所」という。 (以下「多機能型就労移行支援事業所_ 第九十六条に規定する指定児童 (機能訓練) 宿泊型自立訓 (以 下 (生活訓練) 人員 (以下「多機能型生活介 当該多機能型事業所 号 「多機能型就労継続支 (以 下 (障害者自立支援法に 事業所 設備及び運営に関す 以下 自立訓練 事業所」 練 「多機能型事業 当該事業を行 の利用定員を (以 下 指定障害福 (以下 という (生活訓 デイサ 多機

略

以上とすることができる。

以上とすることができる。

以上とすることができる。

以上とすることができる。

以上とすることができる。

以上とすることができる。

以上とすることができる。

以上とすることができる。

4 3 ことができる。 ビスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業 ものにおいて事業を行う多機能型事業所については、 来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める 事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。 七条の規定にかかわらず、 機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、 法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。 B型事業所に限る。 て障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サー 十人」とあるのは「十人」とする。この場合において、) については、 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、 (多機能型生活介護事業所、 多機能型自立訓練 \機能型生活介護事業所が 当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とする 以下この条及び第九十条第三項において同じ。 (生活訓練) その利用定員を、 多機能型自立訓練 主として重 事業所、 症心身障 多機能型就労継続支援 当該多機能型生活介護 (機能訓練) 害児 第 につき行う多 地域におい 項中 (児 第三十 童福 事業 \equiv 将 2

(職員の員数等の特例)

未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八ては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が二十人利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっ第九十条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の

とができる。 については、 型事業所に限る。 来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める スを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所 障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サー 人」とあるのは「十人」とする。この場合において、 ものにおいて事業を行う多機能型事業所については、 (多機能型生活介護事業所、 多機能型自立訓練 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、 当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とするこ 以下この条及び第九十条第三項において同じ。 (生活訓練) 多機能型自立訓練 事業所、 多機能型就労継続支援B (機能訓練) 前項中 地域におい 事業所 7 将 ピ

(職員の員数等の特例)

人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第っては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が二十利用定員(多機能型児童デイサービス事業を一体的に行う場合にあ第九十条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の

項、 任者を除く。 定通所支援基準第五条第一 規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員 達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の かかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員 五条第五項(第八十八条において準用する場合を含む。) ることができる。 任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとす 第五十九条第七項、 を含むものとし、管理者、 第六十四条第五項及び第六項並びに第七十 項第二号に規定する児童発達支援管理責 医師及びサービス管理責 (多機能型児童発 の規定に (指

· 3 (略

ができる。

2

3

(略)

(傍線部分は改正部分)

(第二十七条関係)

りとする。	りとする。 第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとお(職員の配置の基準)
2 (略)	2 (略)
二 (略)	
	二 就労継続支援B型 十人以上 ては、十人以上)
	定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。)にあっ
。次項において同じ。)にあっては、十人以上)	他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第三項に規
害者支援施設(次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く	支援B型をいう。以下同じ。) 二十人以上(入所を目的とする
二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障	び就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続
る自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)又は就労移行支援	る自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及
じ。)、自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定す	じ。)、自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定す
六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同	六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同
(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。) 第	(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第
一 生活介護、自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則	一 生活介護、自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則
らない。	らない。
げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければな	げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければな
提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲	提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲
第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が	第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が
(規模)	(規模)
現行	改正案

(略)

生活介護を行う場合

イ おりとする。 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、 次のと

- 下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。 (口に掲げる数を合計した数以上とする。 総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の (イ) 及 び 以

(イ) 定める数 をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ()から)買までに 臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値 (iからii)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大

- が定める者を除く。 六で除した数 平均障害程度区分が四未満 ii及びiiiにおいて同じ。)の数を 利用者 (厚生労働大臣
- (ii) で除した数 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五
- 平均障害程度区分が五以 上 利用者の数を三で除し
- (口) (イiの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十)) た数

(略

生活介護を行う場合

おりとする。 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、 次のと

- (略)
- 下同じ。)、 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 以

同じ。)に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数とする ところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。 (ハまでに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める 総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、イから 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の

数以上 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した

平均障害程度区分が四以上五未満

除した数以上

平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した

利用者の数を五で

(二)~(四) (略)

(3) (略)

口~ホ (略)

六 就労継続支援B型を行う場合三〜五 (略)

① 職業指導員及び生活支援員

利用者の数を十で除した数以上とする。 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、

職業指導員の数は、一以上とする。

生活支援員の数は、一以上とする。

に応じ、それぞれ□又は□に定める数少ービス管理責任者 □又は□に掲げる利用者の数の区分

□ 利用者の数が六十以下 一以上

えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上口 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超

ローイ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上

- イ2のサービス管理責任者のは、常勤でなければならない。

七 施設入所支援を行う場合

のとおりとする。
イ 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次

る利用者の数の区分に応じ、それぞれ─又は□に掲げる数と〕生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、─又は□に掲げ

数以上

二~四 (略)

(3)

口~ホ (略)

三~五 (略)

のとおりとする。
イ 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、 施設入所支援を行う場合

次

る利用者の数の区分に応じ、それぞれ─又は□に掲げる数と(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、─又は□に掲げ

にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位)、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は厚する。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練

(2) (略)

口 (略)

2 3 続支援B型の提供に当たる者でなければならない。 機能訓練) 護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練 生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介 業を開始する場合は、 第一項に規定する障害者支援施設の職員 前項の利用者の数は、 自立訓練 前項の利用者の数は推定数とする。 (生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継 前年度の平均値とする。ただし、 (施設長を除く。 ただし、 新規に事 利用者) は、

4 (略

支援に支障がない場合は、

この限りでない。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第十二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実第十二条 複数の昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、でなければならないとすることができる。

(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サー二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(3)及びホ、第五号イ2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第

上とする。
行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以)又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供がする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練する。ただし、自立訓練(機能訓練)、

(2) (略)

口 (略)

2 3 当たる者でなければならない。 機能訓練)、自立訓練 護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練 生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介 定を受ける場合は、 第一項に規定する障害者支援施設の職員 前項の利用者の数は、 前項の利用者の数は推定数とする (生活訓練) 若しくは就労移行支援 前年度の平均値とする。 ただし、 利用者の支援に支障がな (施設長を除く。 ただし、 新規に指 の提供に は

4 (略)

場合はこの限りでない。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第十二条 ばならないとすることができる。 サービス管理責任者を除く。 が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員 る部分を除く。 項第二号ニ、第三号ニ及びホ、 施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、)及びニの規定にかかわらず、当該障害者支援施設)のうち、 第四号ニ並びに第五号ハ 一人以上は、 (施設長、 常勤でなけれ <u>п</u> 医師及び 前 (1)に係 昼間 条第

号イ(3、ロ(2)及びホの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(3)及びホ並びに第五2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第

常勤でなければならないとすることができる。り置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定によ供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者ビス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六

サービス提供困難時の対応)

第十三条 立訓練 認めた場合は、 就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると 適切な生活介護、 する地域をいう。 (当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供 (生活訓練) 障害者支援施設は、 適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な 以下同じ。 自立訓練 又は就労移行支援に係る通常の事業の実施地域 (機能訓練)、 生活介護、 等を勘案し、 自立訓練 自立訓練 利用申込者に対し自ら (機能訓練)、 (生活訓練 ` 自

2 (略

措置を速やかに講じなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活っては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当た

ないとすることができる。れるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければなら応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとさビスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分にを、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サー

利用者の数の合計が六十以下 一以上

十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六

(サービス提供困難時の対応)

第十三条 立訓練 な他の障害者支援施設等の紹介その他の は就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、 適切な生活介護、 する地域をいう。 なければならない。 (当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉 (生活訓練) 障害者支援施設は、 自立訓練 以下同じ。)等を勘案し、 又は就労移行支援に係る通常の事業の実施 (機能訓練) 生活介護、 自立訓: 必要な措置を速やかに講 自立訓練 利用申込者に対し自ら 練 (機能訓: サービスを提供 (生活訓 練 練 適当 地 又 域 自

2 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2)を行い、 っては、 者 \mathcal{O} サービス管理責任者は、 置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用 の希望する生活や課題等 適切な方法により、 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支 で把握 施設障害福祉サー 利用者について、 以下 ァ -ビス計 セ その スメント」 有する能力、 画 の作成に当た という。 そ

な支援内容の検討をしなければならない。

(相談等)

第二十条 (略)

2 施しなければならない。 定するサービス事業所をいう。 希望する場合には、 継続支援A型をいう。以下同じ。)又は就労継続支援B型の利用を 行支援、就労継続支援A型 生活介護、 障害者支援施設は、 自立訓練 他のサービス事業所 (機能訓練) 利用者が、当該障害者支援施設以外において (規則第六条の十第一号に規定する就労 等との利用調整等必要な支援を実 自立訓練 (法第三十六条第一項に規 (生活訓練)、 就労移 2

(訓練)

第二十二条 (略

、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練

3 · 4 (略

(工賃の支払等)

産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生第二十四条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継

援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(相談等)

第二十条 (略)

行支援、 支援を実施しなければならない。 の利用を希望する場合には、 六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。 継続支援A型をいう。 生活介護、 項に規定するサービス事業所をいう。 障害者支援施設は、 就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労 自立訓練 以下同じ。)又は就労継続支援B型 (機能訓練) 利用者が、 他のサービス事業所 当該障害者支援施設以外において 自立訓練 等との利用調整等必要な (生活訓練) (法第三十六条第 以下同じ。 (規則第 就労移

(訓練)

第二十二条 (略)

2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練

3 • 4 (略)

(工賃の支払)

必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなけれ支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行第二十四条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援において

として支払わなければならない。

準を高めるよう努めなければならない。立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水量を高めるよう努めなければならない。

るとともに、都道府県に報告しなければならない。 に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度 に害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度

(実習の実施)

習の受入先を確保しなければならない。利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実第二十五条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、

受入先の確保に努めなければならない。者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用

宝えて行うよう努めなければならない。 は規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、 に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、 に規定する障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の まえて行うよう努めなければならない。

ばならない。

(実習の実施)

習の受入先を確保しなければならない。利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実第二十五条。障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、

定する管害者支援施設は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公宣言者式援・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特規定する障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促生のでは、公

(求職活動の支援等の実施)

援しなければならない。
公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支第二十六条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、

(職場への定着のための支援の実施)

職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。ター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援セン第二十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、

生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。 等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用

(就職状況の報告)

の他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数そ光二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型

(求職活動の支援等の実施)

第一

援しなければならない。 公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支二十六条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、

ければならない。 関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めな関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めな安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機 一 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業

(職場への定着のための支援の実施)

職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。ター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援セン第二十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、

就職状況の報告

況を、都道府県に報告しなければならない。 毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、

第二条	
本山	附
削除	則

第二条 (略) (規模に関する経過措置) 附 則

(傍線部分は改正部分)

	3 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使
	とする。)をいう。
	支払に関する事務を連合会に委託する場合にあっては、当該連合会
	二十四条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により
電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	連合会とする。)又は都道府県(法第二十四条の三第十一項(法第
的障害児施設等をいう。以下同じ。)の使用に係る入出力装置とを	合会(以下「連合会」という。)に委託する場合にあっては、当該
指定知的障害児施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指定知	律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連
施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求をしようとする	の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法
用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、障害児	、法第二十一条の五の七第十四項及び法第二十四条の二十六第六項
2 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使	2 この省令において「審査支払機関」とは、市町村(特別区を含み
体連合会又は当該法人とする。)をいう。	
省令で定めるものに委託する場合にあっては、当該国民健康保険団	
康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であって厚生労働	
和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健	
合を含む。)の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭	付費及び障害児相談支援給付費をいう。
十四条の三第十一項(法第二十四条の七第二項において準用する場	る障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給
祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二	(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) に規定す
第一条 この省令において「審査支払機関」とは、都道府県(児童福	第一条 この省令において「障害児通所給付費等」とは、児童福祉法
(定義)	(定義)
する省令	
障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関	障害児通所給付費等の請求に関する省令
現行	改正案

いう。 法第二十一条の五の三 用に係る電子計算機 等をいう。 通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等 に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を は指定障害児相談支援事業者 !規定する指定障害児相談支援事業者をいう。 第 項 に規定する指定障害児入所施設等をいう。 以下同じ。 (入出力装置を含む。 第 指定障害児入所施設等 項に規定する指定障害児通所支援事業者 (法第二 十四条の二 以下同じ。 以下同じ。 十六第 (法第二十四 以下同じ。 ٤ 項 障害児 0) 第 使用 |条の 号 又

(障害児通所給付費の請求)

第二条 機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする 生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払 規定する指定通所支援をいう。 ようとするときは、 厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚 指定障害児通所支援事業者等は、 指定通所支援 以下同じ。 (法第二 障害児通所給付費を請求し 一 十 一 の事業を行う事業所ご 条の五の三 第 項に

、障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求)

れたファイルに記録して行うものとする。
従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えらる事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に害児食費等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定め第三条 指定障害児入所施設等は、障害児入所給付費又は特定入所障

(障害児相談支援給付費の請求)

(新設

(新設)

、障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求)

第四条 する。 第 支払機関の て厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査 所ごとに、 しようとするときは |項に規定する指定障害児相談支援をいう。 指定障害児相談支援事業者は 厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用し 電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものと 指定障害児相談支援 障害児相談支援給付費を請求 (法第二 の事業を行う事業 十四条の二

(障害児通所給付費等の請求日)

に行わなければならない。 第五条 障害児通所給付費等の請求は、各月分について翌月十日まで

査支払機関に到達したものとみなす。査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審電子情報処理組織の使用による障害児通所給付費等の請求は、審

附則

(経過措置)

第二条 児通所給付費を請求することができる。 別区を含む。 害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、 よる請求を行うことが困難と認めら 規定にかかわらず、 指定障害児 第五項において同じ。 通所支援事業者等であって、 障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障 れるもの に提出することにより は、 電子情報処理 これを市町 当 ヨ分の 間 組 村 第 織に 障 特 条 害

付費・入所給付費等明細書を添えて、これを都道府県に提出するこかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給行うことが困難と認められるものは、当分の間、第三条の規定にかり、指定障害児入所施設等であって、電子情報処理組織による請求を

(障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求日)

、各月分について翌月十日までに行わなければならない。第三条 障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は

たファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす害児食費等給付費の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられ電子情報処理組織の使用による障害児施設給付費又は特定入所障

2

附則

(経過措置)

第二条 (新設)

を添えて、これを都道府県に提出することにより、障害児施設給付かわらず、障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にか指定知的障害児施設等であって、電子情報処理組織による請求を

求することができる。とにより、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請

- することができる資料を添付しなければならない。第一項に規定する指定入所支援をいう。)の内容の詳細を明らかにには、提供した指定通所支援又は指定入所支援(法第二十四条の二)前二項の場合において、障害児通所給付費・入所給付費等明細書
- 5 することができる。 ることにより 他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこと ができる物をもって調製するファイルに記録したもの れらに記載すべき事項を 入所給付費等明細書又は障害児相談支援給付費請求書に代えて、 る指定障害児相談支援事業者は、 、イスク等」という。 第 障害児通所給付費·入所給付費等請求書、 項に規定する指定障害児通所支援事業者等又は前項に規定す 障害児 通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求 のうち 磁気ディスク、 市町 第 村が 項又は前項の規定にかかわら 適当と認めるものを提出す シー・ 障害児通所給付費· ディー・ロムその (以 下 磁気
- 6 第二項に規定する指定障害児入所施設等は、同項の規定にかかわることができる。

費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる

2 ければならない。 いう。 指定施設支援 前 項)の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しな の場合におい (法第二十四条の二 て、 障害児施設給付費等明 第 項に規定する指定施設支援を 細 書には、 提供した

(新設)

(新設)

3 わらず、 当と認めるものを提出することにより、 しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの に代えて、 (次項にお 第 ロムその他これらに準ずる方法により一定の事 項に規定する指定知的障害児施設等は、 障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書 これらに記載すべき事項を、 いて 磁気ディスク等」 とい 障害児施設給付費又は特定う。) のうち都道府県が適 磁気ディスク 第 項 項を確実に記録 の規定にか シー ディ カン

て、第三項の規定を適用する。 第一項又は第二項の障害児通所給費・入所給付費等明細書とみなし7.磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を

(障害児通所給付費・入所給付費等請求書等の様式)

の様式は、様式第二のとおりとする。
2 前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書

とおりとする。 前条第四項の障害児相談支援給付費請求書の様式は、様式第三の

様式第一 (附則第三条第一項関係)

(略)

様式第二(附則第三条第二項関係)

(略)

樣式第三(附則第三条第三項関係)

略

(障害児施設給付費等請求書等の様式)

のとおりとする。 第三条 前条第一項の障害児施設給付費等請求書の様式は、様式第一

おりとする。 前条第一項の障害児施設給付費等明細書の様式は、様式第二のと

2

様式第一(附則第三条第一項関係)

略)

様式第二 (附則第三条第二項関係)

(略)

(傍線部分は改正部分)

(第三十条関係)

改正案	現行
(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する	第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する
給付は、次のとおりとする。	給付は、次のとおりとする。
	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十三条の三
	の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給す
	ることができることとされた者に対する同法第二十四条の二十第
	一項に規定する障害児施設医療費の支給
一~十 (略)	二~十一(略)
(令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給	(令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給
付)	付)
第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に	第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に
関する給付は、次のとおりとする。	関する給付は、次のとおりとする。
	一児童福祉法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により
	障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対
	支給 する同法第二十匹条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の
一~九 (略)	二~十 (略)
第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する(令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する(令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
給付は、次のとおりとする。	給付は、次のとおりとする。

	(
7	,	`
ĺ	K	\ \\ \\ \\ \

する同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対 児童福祉法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により

二~七 (略)

(傍線部分は改正部分)

(第三十一条関係)

(施設入所等の措置の解除) 正 案	(施設入所等の措置の解除) 行 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、	施設入 第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入
所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、	∴ │ 所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、
当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住	侯住 当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住
居型児童養育事業(児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模	^{炾模} 居型児童養育事業(児童福祉法 <u>第六条の二第八項</u> に規定する小規模
住居型児童養育事業をいう。)を行う者若しくは里親(同法第六条	八条 住居型児童養育事業をいう。)を行う者若しくは里親(同法第六条
の四第一項に規定する里親をいう。)又は児童福祉施設の長の意見	^{□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □}
その他必要な事項とする。	その他必要な事項とする。

(傍
汚線
感部
分
は
改
正
部
分
\sim

(自立支援局に置く施設)	(自立支援局に置く施設)
一~八 (略) 「一~八 (略) 「一~1 (本) 「一~	ー〜八 (略) 一〜八 (略) 一〜八 (略) 一〜八 (略) 一〜八 (略) 一〜八 (略)
3 地域移行・障害児支援室に、室長を置く。関すること。)の地域移行支援及び障害者自立支援法の規定による相談支援に三 障害者等(障害者自立支援法に規定する「障害者等」をいう。	3 地域移行・障害児支援室に、室長を置く。
限る。)に関すること。 「児童デイサービス、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に二」障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス(療養介護、。	と。 共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。)に関するこ二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス(療養介護、所掌に属するものを除く。)。
福祉の増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。) 2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 第六十四条の二 障害福祉課に、地域移行・障害児支援室を置く。 (地域移行・障害児支援室)	では、 ででは、

第六百四十九条 か、 次の施設を置く。 自立支援局に、 第六百三十四条に規定するもの 0 ほ

国立光明寮

国立保養所

国立 福祉型障害児入所施設

国立福祉型障害児入所施設の所掌事務

第六百六十四条 かさどる。 国立福祉型障害児入所施設は、 次に掲げる事務をつ

四項の入所給付決定に係るもの又は同法第二十七条第一項第三号 \mathcal{O} けない者等である障害児であって、 を含む。)、耳が聞こえない者 措置を受けたものを入所させて、 知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者 (強度の難聴を含む。)、 その保護及び指導を行うこと 児童福祉法第二十四条の三第 。) 、口がき (強度の弱視

障害児の保護及び指導を行うこと(前号に掲げるものを除く。

者

るための関係法律の整備に関する法律 障がい 一第 号 社施策を見直すまでの 項 第五条の規定による改正前の児童福祉法第六十三条の三の の規定により障害児施設給付費等を支給することができ 制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健 間において障害者等の (平成二十二年法律第七十 地域生活を支援す

四 向上に寄与するための事業を行うこと。 全国の福祉型障害児入所施設における障害児の保護及び指導の

ることとされた者を入所させ

その支援を行うこと。

(国立福祉型障害児入所施設の名称及び位置)

第六百四十九条 か、 次の施設を置く。 自立支援局に、 第六百三十四条に規定するもの

0 ほ

国立光明寮

国立保養所

国立知的障害児施設

国立知的障害児施設の所掌事務

第六百六十四条 る。 国立知的障害児施設は、 次に掲げる事務をつかさど

係るもの又は同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを がきけない者である知的障害児であって、 を含む。)、 入所させて、 一年法律第百六十四号) 知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者 耳が聞こえない(強度の難聴を含む。 その保護及び指導を行うこと。 第二十四条の三第四項の施設給付決定に 児童福祉法 (強度の弱視 若しくは口 (昭和二十

知的障害児の保護及び指導を行うこと(前号に掲げるものを除

(新設)

三 上に寄与するための事業を行うこと。 全国の知的障害児施設における知的障害児の保護及び指 導の向

(国立知的 障害児施設の名称及び位置

第六百六十五条 とおりとする。 国立福祉型障害児入所施設の名称及び位置は、 次の

名称 位置
置

(施設長及び次長)

第六百六十六条 を置く 国立福祉型障害児入所施設に、 施設長及び次長一人

- 2 施設長は、 国立福祉型障害児入所施設の事務を掌理する。
- 3 する。 次長は、 施設長を助け、 国立福祉型障害児入所施設の事務を整理

、国立福祉型障害児入所施設に置く課

第六百六十七条 国立福祉型障害児入所施設に、 次の四課 を置く。

庶務課

地域支援課

療育支援課

医務課

、庶務課の所掌事務)

第六百六十八条 庶務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

- 公印の保管、 公文書類、 会計、 物品及び営繕に関すること。
- という。)の給食に関すること。 障害児及び第六百六十四条第三号に掲げる者(以下「障害児等
- 事 一務で他の所掌に属しないものに関すること。 前二号に掲げるもののほか、 国立福祉型障害児入所施設の 所掌

第六百六十五条 国立知的障害児施設の名称及び位置は、 次のとおり

名称 位置

とする。

秩父学園 所沢市

(施設長及び次長)

第六百六十六条 国立知的障害児施設に、 施設長及び次長一人を置く

施設長は、 国立知的障害児施設の事務を掌理する。

2

3 次長は、 施設長を助け、 国立知的障害児施設の事務を整理する。

(国立知的障害児施設に置く課

第六百六十七条 国立知的障害児施設に、 次の四課を置く。

庶務課

調査課

指導課

医務課

(庶務課の所掌事務)

第六百六十八条 庶務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

- 公印の保管、 公文書類、 会計、 物品及び営繕に関すること。
- 児童の給食に関すること。
- \equiv 他 の所掌に属しないものに関すること。 前二号に掲げるもののほか、 国立知的障害児施設の所掌事務で

(地域支援課の所掌事務)

務のうち、次に掲げるものをつかさどる。 第六百六十九条 地域支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事

- 障害児等の入退所に関すること。
- 他地域社会との交流に関すること。

 二 障害児等の作業実習の調整、ボランティアの養成及び活用その
- 三 障害児等の保護及び指導に関する調査及び研究に関すること。

限る。) に関すること。 五 障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修(実習に

六 障害児等の地域支援に関すること。

(療育支援課の所掌事務)

のうち、障害児等の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関す第六百七十条 療育支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務

ることをつかさどる。

(医務課の所掌事務)

さどる。 うち、障害児等の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつかうち、障害児等の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつか第六百七十一条 医務課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務の

第六百七十二条 削除

(調査課の所掌事務)

次に掲げるものをつかさどる。第六百六十九条 調査課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、

- 児童の入退所に関すること。
- 域社会との交流に関すること。 児童の作業実習の調整、ボランティアの養成及び活用その他地
- 。 知的障害児の保護及び指導に関する調査及び研究に関すること

知的障害児保護指導職員養成所の行う業務に関すること。

五.

(新設)

(指導課の所掌事務)

どる。
童の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関することをつかさ第六百七十条 指導課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、児

(医務課の所掌事務)

児童の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつかさどる。第六百七十一条 医務課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、

(知的障害児保護指導職員養成所の名称及び位置)

第六百七十二条 国立知的障害児施設に、知的障害児保護指導職員養

(学院の所掌事務)

第六百九十五条 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

行うこと。
一 障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を

と(国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。)。一 障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修を行うこ

監査官)
監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官及び社会福祉監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉

第七百二十二条 (略

2 · 3 (略)

査、同法第四十六条第一項の規定による質問及び立入検査並びに同号(児童福祉法)第三十四条の五第一項の規定による質問及び立入検4 上席社会福祉監査官は、命を受けて、第七百十二条第九号、第十

成所を置く。

 秩父学園附属保護指導職員養成所
 「所沢市」

こと(学院の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 に当たる職員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行う 務のうち、知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導 知的障害児保護指導職員養成所は、国立知的障害児施設の所掌事

4 知的障害児保護指導職員養成所に、所長を置く

(学院の所掌事務)

者の養成及び訓練を行うことをつかさどる。第六百九十五条。学院は、障害者のリハビリテーションに関し、技術

監査官)
監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官及び社会福祉監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉

第七百二十二条

略

2 3 (略)

査、同法第四十六条第一項の規定による質問及び立入検査並びに同号(児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による質問及び立入検4 上席社会福祉監査官は、命を受けて、第七百十二条第九号、第十

限る。 施設 係るものに限る。 ことを除く。 務を整理する。 法第五十九条第一項の規定による立 (都道府県、 第十九号 に掲げる事務を行い、) 及 び 第 指定都市及び中核市の設置するものに限る。 (生活保護法第三十八条第一 一十一号 |入調査及び質問に関することに (許可、 及び社会福祉監査官の行う事 認可及び承認に関する 項に規定する保護 しに

5 を除く。 ものに限る。 五. 同 児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による質問及び立入検査 、都道府県、 一十九条第一項の規定による立入調査及び質問に関することに限る .法第四十六条第一項の規定による質問及び立入検査並びに同法第 社会福祉監査官は、 第十九号 に掲げる事務を行う。 指定都市及び中核市の設置するものに限る。)及び第二十一号 (生活保護法第三十八条第一 命を受けて、 (許可、 第七百十二条第九号、 認可及び承認に関すること 項に規定する保護施設)に係る 第十号

5

6 7 略

施 設等機 関 0 職

第八 他 定に基づく職のほ れる組織にその長を置き、その長には、 !の職を占める者をもって充てられるものとする。 所するものとする。 百 条 第 一章第一 か ただし、 各施設等機関に第 一節の施設等機関について、 次に掲げる組 それぞれ当該組織上の 章第一 織 の長 第一 節に基づ は 章第二節 関 経の き設置さ ある 名称 \mathcal{O} 規

樽検疫所総務課

仙 台検疫所 総務課

潟検疫所 総務課

覇

検疫所総務課

玉 귯 ハンセン病療養所に置く看護師 成

> 施設 限る。 ことを除く。) 務を整理する。 係るものに限る。 法第五十九条第一項の規定による立入調査及び質問に関することに (都道府県、 第十九号 に掲げる事務を行い、) 及び第二十一号 指定都市及び中核市の設置するものに限る。 (生活保護法第三十八条第一項に規定する保護) (許可、 及び社会福祉監査官の 認可及び承認に関する 行う事 しに

を除く。 ものに限る。 五十九条第一項の規定による立入調査及び質問に関することに限る 同法第四十六条第一 児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による質問及び立入検査 (都道府県、 社会福祉監査官は、 第十九号)に掲げる事務を行う。 指定都市及び中核市の設置するものに限る。)及び第二十一号 (生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設 項の規定による質問及び立入検査並びに同法第 命を受けて、 (許可、 第七百十二条第九号、 認可及び 承認に関すること)に係る 第十号

6 • 7 略

施設等機関の職

第 八百 他 を附するものとする。 れる組織にその長を置き、 定に基づく職のほか、 の職を占める者をもって充てられるものとする。 条 第 章第一 ただし、 各施設等機関に第一章第二 節の施設等機関につい その長には、 次に掲げる組織の長は それぞれ当該組織上の名称 て、 第一 節に 章第二節 基づき設置さ 関 係 いのある \mathcal{O} 規

小 樽検疫所総務課

仙 台検疫所総務課

那 覇検 潟検疫所総務課 疫所総務課

新

国立ハンセン病療養所に置く看護師養成

玉 귯 一感染症 研究所検定検査品質保証 室

玉 [立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局総合相談支援部

支援企画課

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局自立訓練部生活 練課

支援部理療教育課

国立障害者リハビリテーション

センター自立支援局理療教育

就 労

訓

削

除

国立 国立障害者リハビリテーションセンター 国 支援センター |立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部 障害者リハビリテーション センター 研究所高次脳機能障害情報 研究所脳 機能系障害研

玉 障 害者リハビリテーショ センター 学院 国立障害者リハビリテーションセンター

研究所発達障害情報

支援

セ

ンター

国立感染症研究所検定検査品質保証室

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局総合相談支援部 国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成

支援企画課

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局自立 訓 練部 生活

訓練課

国立障害者リハビリテー ションセンター 自立支援局 理療教育 就労

支援部理療教育課

国立障害者リハビリテー ションセンター自立 支援局 国 立 知 的 障 害児

施設に置く知的障 害児保護指導職員養成所

究部

国立障害者リハビリテーションセンター 国立障害者リハビリテー 国立障害者リハビリテー シ ションセンター研究所 ョンセンター 研究所義肢装具技術 研究所高次脳機能障害情報 脳 機 能 系障 害 研究部 研 究部

・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所発達障害情報·

センター

国立障害者リハビリテー ションセンター -学院

支援

〇中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則 (平成六年厚生省令第六十三号) 新 旧 対照

(附則第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)

改

正

案

号に定めるところによる。における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。)が行われる場合第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付(改正法附則第四条第一

·二 (略)

要保護者 条の二十四の四 条の四、 を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する 五第二項の規定の適用については、 第 児童福祉法施行規則 項 第十八条の四十五、 (以 下 第二十五条の三 「要保護者」という。)とみなす。 第二十五条の二十四の五及び第二十五条の二十 (昭和二十三年厚生省令第十一号) 第一 第十八条の四十六、 十五条の二十四の二、 支援給付を保護と、支援給付 第十八条の四十 第二十五 第十八

四 (略)

者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。) 第二十七条、第三十九条(同令第五十三条、第五十五条、第五十五条、第五十五条、第五十五条、第五十五条、第五十五条、第三十九条(同令第五十二条(同令附則第十条第五 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号

(支援給付に係る厚生労働省令等の適用現)

行

号に定めるところによる。における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。)が行われる場合第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付(改正法附則第四条第一

· 二 (略)

る要保護者(以下「要保護者」という。)とみなす。 付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定す十五第二項の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給工条の三、第二十五条の五、第二十五条の六及び第二十五条の二三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第二十三

四 (略)

Ŧī.

条の三、 ては、 条、 び附則第十条第一 条 第二十七条、 支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。 障害者自立支援法施行規則 第五十五条、 (同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。) 及 支援給付を保護と、 第六十五条の五及び第六十五条の六の規定の適用につい 第二十九条、 項において準用する場合を含む。 第五十六条、 支援給付を受けている者を被保護者と 第三十条、第三十九条(同令第五十 (平成十八年厚生労働省令第十九号 第六十四条の四第二項、 第六十五 第五十三